

史跡キウス周堤墓群保存活用計画

千歳市教育委員会

史跡キウス周堤墓群保存活用計画

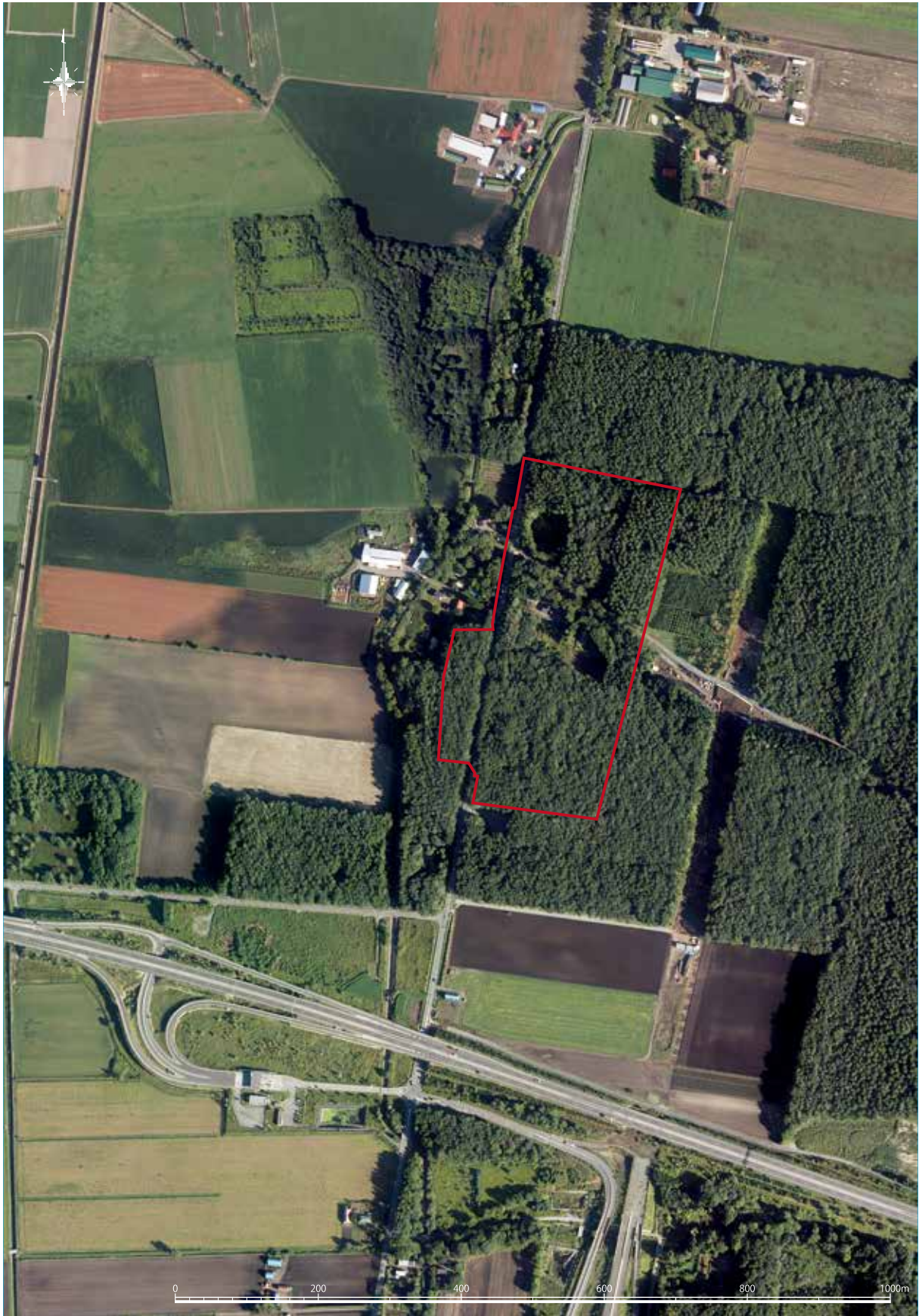
千歳市教育委員会



1. キウス1号周堤墓近景（東より）（2012年10月撮影）



2. キウス2号周堤墓近景（北より）（2018年9月撮影）



史跡キウス周堤墓群空中写真（2013年9月27日撮影）



史跡キウス周堤墓群空中写真（1947年9月4日国土地理院撮影）

例 言

1. 本書は、北海道千歳市中央2777番ほかに所在する史跡キウス周堤墓群の保存活用計画書である。
2. 本計画は、千歳市教育委員会が令和元年（2019）度に設置した「史跡キウス周堤墓群保存活用計画検討委員会」（佐藤正知委員長）における審議結果を踏まえ、千歳市教育委員会が策定した。
3. 本計画の策定に当たっては、文化庁文化財第二課・北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課の指導・助言を得た。
4. 本計画の策定に係わる事務は、千歳市教育委員会教育部主幹（国指定史跡担当）（執筆・編集）・同教育部埋蔵文化財センターが担当した。

目 次

例言

第1章 計画策定の沿革・目的

1 計画策定の沿革	1
2 計画の目的	2
3 計画の対象区域	2
4 委員会の設置・経緯	4
5 他の計画との関係	5
6 計画の実施	6

第2章 千歳市の概要

1 地理的位置	7
2 地形・地質	7
3 気候	8
4 人口	8
5 土地利用	8
6 国立公園	10
7 みどり	10
8 都市計画とマスタープラン	11
9 産業	11
(1) 産業構造	11
(2) 農業・林業	12
(3) 水産業	12
(4) 工業	12
(5) 観光産業・商業	12
10 交通	13
11 文化財	13
(1) 国指定文化財 重要文化財 考古資料	14
(2) 国指定文化財 史跡	15
(3) 国指定文化財 重要無形民俗文化財	16
(4) 市指定文化財 建造物	17
(5) 市指定文化財 考古資料	17
(6) 市指定文化財 歴史資料	19
(7) 市指定文化財 史跡	20
(8) 市指定文化財 無形民俗文化財	20
12 千歳市の歴史的環境	22

第3章 史跡キウス周堤墓群の概要

1 史跡の位置	23
2 指定に至る経緯	23
3 指定の状況	28

(1) 指定告示	28
(2) 指定説明文とその範囲	29
(3) 調査の成果	32
(4) 指定地の状況	59
第4章 史跡キウス周堤墓群の本質的価値と構成要素	
1 史跡キウス周堤墓群の本質的価値	64
2 史跡キウス周堤墓群の構成要素	64
(1) 史跡指定地内	64
(2) 史跡指定地外（保護を要する範囲・周辺地域）	66
第5章 史跡キウス周堤墓群の現状と課題	
1 保存の現状と課題	73
(1) 現状	73
(2) 課題	75
2 活用の現状と課題	76
(1) 現状	76
(2) 課題	77
3 整備の現状と課題	78
(1) 現状	78
(2) 課題	79
4 運営・体制の現状と課題	79
(1) 現状	79
(2) 課題	80
第6章 史跡キウス周堤墓群の保存活用の大綱・基本方針	
1 保存活用の大綱（史跡の望ましい将来像）	81
2 保存活用の基本方針	81
(1) 保存	81
(2) 活用	81
(3) 整備	81
(4) 運営・体制	81
第7章 保存	
1 保存の方向性	82
(1) 本質的な価値を構成する要素の確実な保存	82
(2) 価値の保存のための調査・研究の推進・継続	82
(3) 追加指定	82
(4) 周辺の文化財等との一体的な保存	82
(5) 行政と市民の連携による保存管理	82
2 保存の方法	82
(1) 保存管理の方法	82
(2) 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針及び取扱基準	87
(3) 保護を要する範囲を構成する諸要素の保存	93

(4) 周辺地域を構成する諸要素の保存	94
(5) 追加指定の方針	94
(6) 史跡指定地の公有化の方針	95
第8章 活用	
1 活用の方向性	96
(1) 遺跡の魅力をいかした取組	96
(2) 学校教育や生涯学習での史跡の活用	96
(3) 市民との協働による活用	96
(4) 調査・研究成果の活用	96
2 活用の方法	96
(1) 学校教育における活用の具体的な方法	96
(2) 社会教育における活用の具体的な方法	96
(3) 地域における活用の具体的な方法（観光・地域おこし等）	96
第9章 整備	
1 整備の方向性	98
2 整備の方法	98
(1) 保存のための整備の方法	98
(2) 活用のための施設整備の方法	98
3 整備のための発掘調査	99
4 整備事業のイメージ案と実施期間	99
第10章 運営・体制の整備	
1 運営・体制の方向性	101
2 運営・体制の方法	101
第11章 施策の実施計画の策定・実施	
1 施策の実施計画	102
(1) 保存	102
(2) 活用	102
(3) 整備	102
第12章 経過観察	
1 経過観察の方向性	103
2 経過観察の方法	103
附編	
1 史跡キウス周堤墓群の保存活用に係る法令	107
2 史跡キウス周堤墓群の保存活用に係る条例	133
3 北海道縄文遺跡群保存管理計画に対する提言書	136

第1章 計画策定の沿革・目的

1 計画策定の沿革

史跡キウス周堤墓群は縄文時代後期後葉の墳墓遺跡であり、文化財保護法により昭和54年（1979）10月23日に史跡指定された（文部省告示第160号）。

千歳市教育委員会は、史跡の維持管理を行うため、昭和62年（1987）以降、史跡の見回り看視、枯損木の処理等の環境整備を地域住民に委託して実施してきている。また、平成7年（1995）に史跡見学者に供する解説板を設け、平成20年（2008）に見学者用バス待機場（駐車場）を指定地の南に整備し、平成26年（2014）には遺構等の説明板を暫定的に設置して史跡の公開に努めてきた。

平成21年（2009）8月、千歳市は、文化財保護法第113条第1項及び第172条第1項の規定に基づく管理団体に指定された（文部省告示第20号）。このことから、市は平成23年（2011）3月策定の「千歳市第6期総合計画」（平成23年度～平成32年（2020）度）の中で、史跡の保存、管理及び公開・活用を取り組むべき基本的施策に位置づけた。また、平成24年（2012）12月、キウス周堤墓群は、世界遺産暫定一覧表記載資産「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の構成資産に追加された。これらを契機として、千歳市教育委員会は、史跡キウス周堤墓群の保存管理計画策定に動き始め、文化庁文化財部記念物課史跡部門（当時）、北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課による指導助言を受け、平成27年（2015）3月の北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議による提言（『北海道縄文遺跡群保存管理計画に対する提言書』）を踏まえて、平成28年（2016）1月、『国指定史跡キウス周堤墓群保存管理計画』を策定した。この中で、史跡キウス周堤墓群の本質的な価値を損なうことなく適切な保存管理を行うことによって史跡を次代に継承していくための基本方針及び保存管理の具体的な方法、管理体制の整備等を示した。

キウス周堤墓群の史跡指定は、詳細分布調査等を経ずに、周堤が現存し、現地表面の起伏で周堤墓の形を視認できる公有地、民有地を対象区域とした。その経緯を踏まえ、平成25年（2013）5月、文化庁は、千歳市教育委員会に対して、今後史跡の保護に万全を期すためには、整備に先立ち、第一に指定地の隣接地区において地表からは確認できない周堤墓及びこれに関連する遺構群等の有無を調査し、遺跡の広がりに関する情報を得る必要があることを伝えた。これを受けて、千歳市教育委員会は、史跡保存管理計画の策定に先立ち、史跡指定地隣接地区における保存目的の確認調査を計画した。平成29年度の、史跡キウス周堤墓群の発掘調査についての調査審議を目的とした史跡キウス周堤墓群調査指導委員会の設置を含め、平成25年度～平成30年度に確認調査（発掘調査）・現況測量及び事業報告書作成を行った。

この発掘調査と現況測量の成果をもって、平成31年（2019）1月、千歳市教育委員会は、文化財保護法第189条の規定に基づき、史跡の追加指定について意見具申を行った。令和元年（2019）6月の文化審議会の答申を経て、史跡キウス周堤墓群は、同年10月16日に追加指定された（文部科学省告示第83号）。

千歳市教育委員会は、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産一覧表への記載を推進する中、追加指定の答申を受けて、史跡キウス周堤墓群の保存活用事業を適切に実施するため、保存管理計画の改訂と活用・整備の方針等を盛り込んだ「史跡キウス周堤墓群保存活用計画」を策定することとした。策定に当たっては、史跡の保存、活用及び整備に関する必要な事項を検討するため、令和元年7月に「史跡キウス周堤墓群保存活用計画検討委員会」を設置し、同年度に3回の委員会を開催して専門的見地からの指導を受けて、令和2年（2020）8月28日に史跡キウス周堤墓群保存活用計画を策定した。

2 計画の目的

史跡の保護のためには、史跡の持つ本質的な価値を確実に保存するとともに、それ以外の歴史的・文化的価値や現代社会における価値などを含めた活用と、その保存、活用に資するための整備とを効果的に進める必要がある。そのため、史跡キウス周堤墓群保存活用計画において、本史跡とその周辺環境の現状を整理した上で、史跡の望ましい将来像を明示すること、並びに保存、活用、整備、保存活用の運営・体制の整備についての基本的な考え方を示す。

3 計画の対象区域

史跡キウス周堤墓群は、縄文時代の墓域を形成する周堤墓・土坑墓・通路状遺構等から構成され、約10.9haが史跡に指定されている。

一方、史跡範囲から続く西側の区域では周堤墓や通路状遺構の存在が確認、推定され、また史跡の周辺には、「キウス周堤墓群を構築した集団の住居址」と推定された遺構（大場利夫・石川徹 1967『千歳遺跡』）がある北西方面のキウス1遺跡、同時期の遺物が確認されている中央目黒遺跡や、史跡の東側に広がるキウス11・12遺跡が所在している。

そのため、保存活用計画の対象範囲は、史跡指定地を中心としつつも、現時点で遺構の存在が確認され、保護を要する範囲と判断される地点のほか、史跡キウス周堤墓群の緩衝地帯的空間でもあるこれら史跡周辺についても、地権者や関係機関等との理解と協力を得ることを前提として、土地の保存管理や史跡と一体となった活用のあり方を検討することとする（図1）。



写真1 史跡キウス周堤墓群全景（空中写真）（南東より）

この図は国土地理院発行の電子地形図 25000「長都」(平成 30 年 3 月 19 日調整)を複製、加筆したものである。

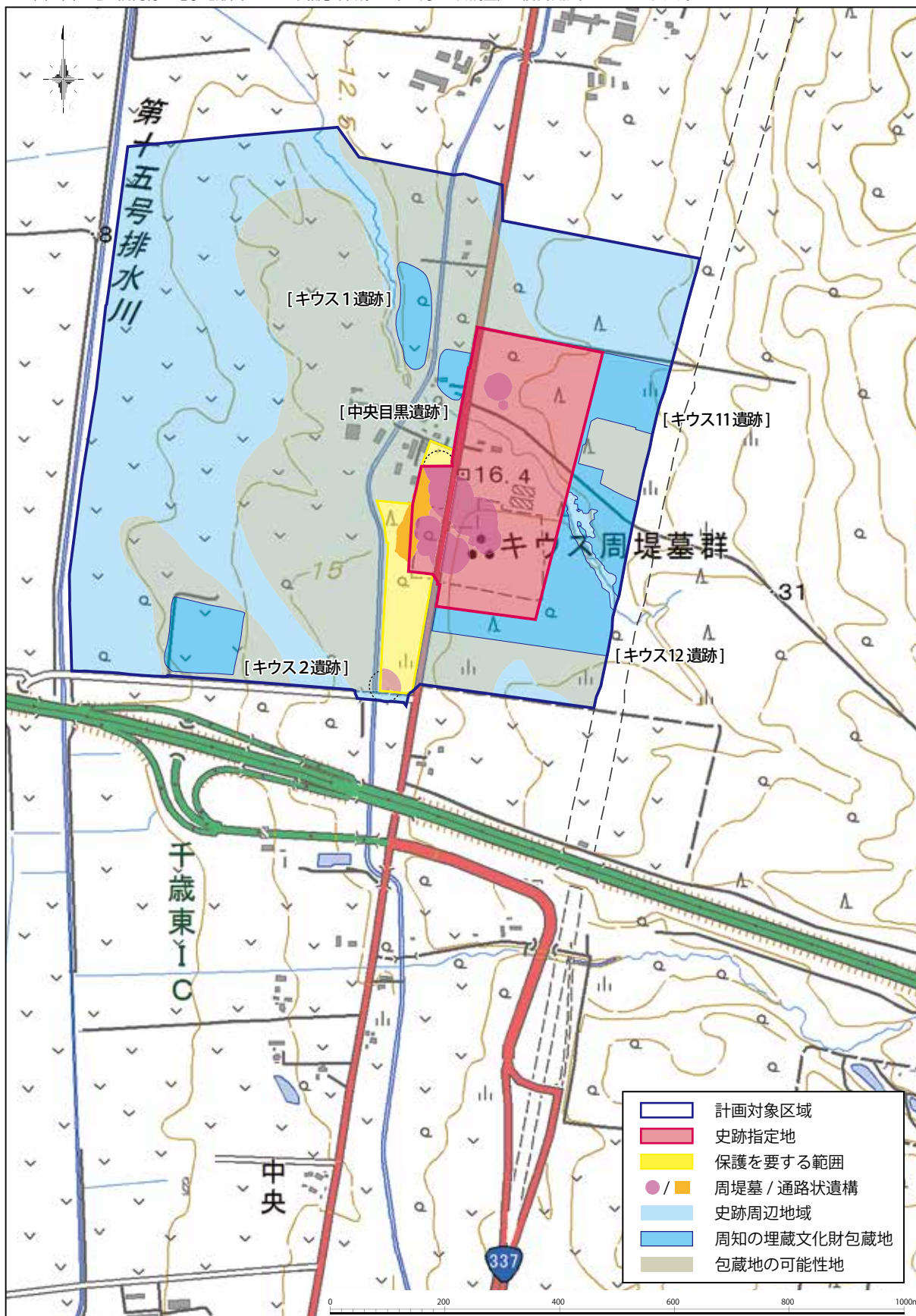


図1 計画対象区域図

4 委員会の設置・経緯

史跡キウス周堤墓群保存活用計画の策定に当たり、史跡キウス周堤墓群の保存管理、活用等についての基本方針その他必要な事項を検討するため、千歳市教育委員会は、令和元年（2019）7月、「史跡キウス周堤墓群保存活用計画検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を附属機関として設置し、同年度に3回の会議を開催した。検討委員会は、学識経験者、千歳市文化財保護審議会委員から構成された。検討委員会では、文化庁文化財第二課並びに北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課の指導助言を得た。

・史跡キウス周堤墓群保存活用計画検討委員会名簿

◇検討委員会委員

区 分	氏 名	備 考
学識経験者	◎ 佐藤正知 （さとう まさとも）	元文化庁文化財部記念物課史跡部門主任文化財調査官
	よしだ けいすけ 吉田 恵介	札幌市立大学名誉教授
	こすぎ やすし 小杉 康	北海道大学大学院文学研究院教授
千歳市文化財保護審議会	○ やまだ ごろう 山田 悟郎	元北海道開拓記念館主任学芸員

（◎委員長、○副委員長）

◇指導助言者

区 分	氏 名	備 考（※は令和2年3月31日時点の所属・職名）
オブザーバー	のぎ ゆうだい 野木 雄大	文化庁文化財第二課史跡部門 文部科学技官
	にし わき つな おお 西脇 対名夫	北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課文化財調査グループ主幹※
	むらもと しゅうぞう 村本 周三	北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課文化財保護グループ専門主任※

・審議経過

会 議	開 催 日	主な議題等
第1回会議	令和元年9月9日（月）	史跡キウス周堤墓群現地視察、史跡キウス周堤墓群保存活用計画の構成（案）について、今後の予定について
第2回会議	令和元年11月27日（水）	史跡キウス周堤墓群保存活用計画素案について
第3回会議	令和2年2月19日（水）	史跡キウス周堤墓群保存活用計画素案について

・要綱

<p>史跡キウス周堤墓群保存活用計画検討委員会設置要綱（令和元年7月12日教育長決裁） （設置） 第1条 史跡キウス周堤墓群の保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）の内容について、有識者等の意見を広く反映させるため、史跡キウス周堤墓群保存活用計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。</p>
--

(所掌事項)

第2条 委員会は、史跡キウス周堤墓群の保存管理、活用等についての基本方針その他必要な事項を検討する。

(組織等)

第3条 委員会は、史跡の保存活用等に関する学識経験者その他教育長が必要と認める者4名以内をもって組織し、委員は、教育長が依頼する。

2 委員会は、史跡キウス周堤墓群の保存活用等に関する必要な事項の検討が終了したときに解散する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、埋蔵文化財センターにおいて行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年7月12日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、委員会の解散をもって効力を失う。

地域住民への本計画策定の説明は、中央連合会に対して、令和元年12月、中央コミュニティセンターにおいて行い意見を聴取した。史跡を活動対象とする市民団体とは令和元年秋頃から団体例会等で主に史跡の活用について意見交換を重ねてきた。そうした中、令和2年(2020)1月、キウス周堤墓群を守り活かす会・千歳市文化財保護協会から連名で『キウス周堤墓群の活用に関する提案書』の提出を受けた。地域住民及び市民団体からの保存活動や見学環境の整備、学校教育における活用等についての提案は、本計画及びこれに続く史跡整備計画の中で検討することとした。

5 他の計画との関係

史跡キウス周堤墓群保存活用計画は、千歳市第6期総合計画(平成23年(2011)3月策定)、千歳市生涯学習基本計画(平成23年3月策定)を上位計画としている(図2)。

千歳市第6期総合計画は、まちの活力が市民との協働により持続し、都市として安定的な発展を続けながら質的な成熟を図っていくことを基本理念として、将来都市像『みんなで生き生き 活力創造都市 ちとせ』を実現していくための、長期的な展望に基づくまちづくりの指針であり、まちづくりの目標とその取組方向を示した本市におけるまちづくりの最上位に位置づけられる計画である。

文化財の保存と活用は、本計画が目指す将来都市像を達成するために定めた6つの基本目標の中の「第4学びの意欲と豊かな心を育む教育文化のまち」の下に、それを実現する施策の展開方針のひとつとして位置づけられている。「展開方針 7 文化財の保護と活用」を掲げて、(1)文化財の保護と保存、(2)郷土資料の公開と活用、(3)伝統文化の保存と継承 の基本的施策に取り組むこととしている。

施策の具現化のため、「国指定史跡整備事業（キウス周堤墓群）」が第3期実施計画（平成25年（2013）度～平成27年（2015）度）以降、「縄文遺跡群世界遺産登録推進事業」が第5期実施計画（平成27年（2015）度～平成29年（2017）度）以降、市の重点施策に掲げる事業として実施計画に示されている。

千歳市生涯学習基本計画は、千歳市第6期総合計画に基づく個別計画であり、本保存活用計画の直接の上位計画である。生涯学習基本計画では、「学びの意欲と豊かな心を育む文化のまち」を基本目標として定め、「推進方向5 文化財の保護と継承」に基づき、「取組方策（1）文化財の保護・保存と活用（2）郷土資料等の収集・調査と公開（3）伝統文化の保存と継承」を掲げて、国指定史跡調査事業、指定史跡維持管理事業、文化財普及啓発事業等の各種事業に取り組むこととしている。

史跡キウス周堤墓群保存活用計画は、「国指定史跡キウス周堤墓群保存管理計画」（平成28年1月策定）の増補、改訂であり、保存管理のみならず、広く活用・整備等を視野に入れた保存活用の計画である。

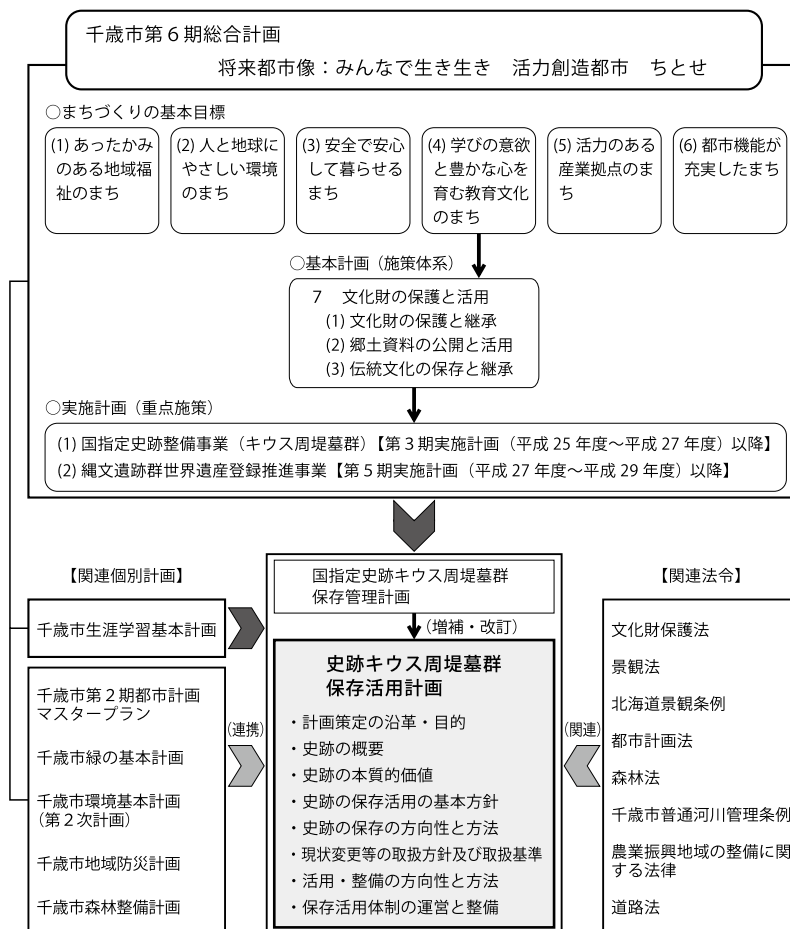


図2 関連計画との位置づけ

6 計画の実施

本計画期間は、認定後～令和12年（2030）3月31日とする。本計画に基づく取組は、計画策定後、地域や関係団体の協力を得て実施し、また、今後の発掘調査などの成果や追加指定の進捗などに応じて見直すこととする。

第2章 千歳市の概要

1 地理的位置

千歳市は、北海道の中南部、石狩平野の南端、^{ゆうふつ}勇払原野の北端に位置する。北は札幌市、恵庭市及び夕張郡長沼町、南は^{とまこまい}苫小牧市及び^{しらおい}白老郡白老町、東は夕張郡由仁町及び^{あびら}勇払郡安平町、西は伊達市に接している（図3）。

市域の座標（世界測地系）は、東端が北緯42° 55′ 20″・東経141° 52′ 12″、西端が北緯42° 44′ 39″・東経141° 10′ 17″、南端が北緯42° 40′ 53″・東経141° 21′ 31″、北端が北緯42° 57′ 12″・東経141° 45′ 21″である。

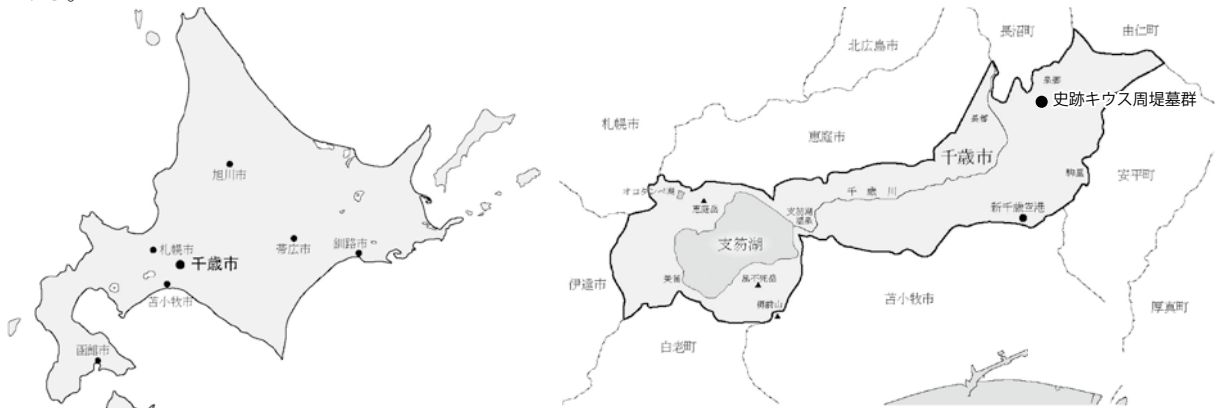


図3 千歳市の位置図

2 地形・地質

千歳市は、東は^{まおい}馬追丘陵から西は^{しこつ}支笏湖西方のフレ岳周辺の山地に至る東西57.2km、南北30.4kmに広がり、面積は594.95km²である。

市域の大部分は丘陵～低山地で、西高東低の地形である。市域の西部は山岳地帯で国立公園支笏湖地域を形成し、市街地は^{こまさと}駒里台地の北縁に位置し支笏湖を源とする石狩川水系千歳川の沖積地に広がり、東部は丘陵地帯である。構成する地質は新第三系中新統を基盤として第四紀の火山噴出物とその表面を覆っている。

北海道は地質学的には石狩低地帯を境に西・南部北海道と中央部北海道、さらに網走構造線を境に中央部北海道と東部北海道に分けられる。日本海と太平洋をつなぐ石狩勇払低地の中央部に位置する千歳は、西・南部北海道と中央部北海道の接点をなしている。石狩低地帯とは、南は勇払海岸から北は砂川まで、西は石狩湾と東は馬追丘陵に挟まれた長さ72km、最大幅34km、平均幅20kmの地域のことをいう。千歳市駒里付近にある標高25m前後の台地は、太平洋と日本海を分ける分水界となっているが、石狩低地帯をも南北に分けている。石狩低地帯のうちの長沼低地（360～400km²）は、千歳川が火山灰台地を通過してのち低地部に至って石狩川に注ぐまでの馬追丘陵から野幌丘陵の間に広がる低地をいう。長沼低地にはかつて河跡湖のオサツトー（長都沼）・マオイトー（馬追沼）やその周辺の湿原があったが、戦後の灌漑排水事業によって現在はほぼ完全に消滅している。長都沼は戦後干拓されその姿を今に留めないが、約3.9km²の面積で、周りは標高7mほどの低湿地が広がっていた。

千歳地域は、新第三紀中～鮮新世（2300万年前～500万年前）の地殻変動を経て次第に陸化した。キウス周堤墓群が立地する馬追丘陵付近は、この時期顕著な上昇地帯として褶曲構造や断層を発達させている。鮮新世初期に入り現在の支笏湖周辺などでは火山活動が始まり、第四紀更新世には支笏火山の活動が活発化し、6万年前頃から大規模な爆発をくり返すようになった。4万6千年前までの大規模な火山活動によってもたらされた大量の降下軽石堆積物及び軽石流堆積物は、現在の千歳地域の基盤となった。これに続く恵庭火山、^{たるまえ}樽前火山

の噴出物が逐次その上位に堆積し、現在の地形、地質を形成することとなった。

3 気候

北海道は冷帯に属し、年間を通して気温と湿度が低く、四季の変化が明確である。その気候区分は道南・日本海側・太平洋側・オホーツク海側・内陸であり、千歳市は太平洋側気候的であるが、日本海側気候の影響も受ける。平成26年(2014)～30年(2018)の千歳市の年平均気温は7.5℃であり、低温を顕著な特徴とする北海道の気候を示す。年降水量平均は1,022mm、年降雪量平均は224cmである(新千歳空港測候所観測課)。風向は10月から2月までは北風、3月から9月までは南風が卓越する。

4 人口

平成31年(2019)1月1日現在の住民基本台帳によると、千歳市の総人口は97,061人、世帯数は49,202世帯である。全国的に人口が減少傾向にある中、前年同時期と比較すると約250人増加している。北海道において人口増加を続ける数少ない都市である。

平成27年(2015)の国勢調査(総人口95,648人、世帯数40,638世帯)では、平成22年調査と比較して人口で2.2%、世帯数で5.4%の増となっており、道内179市町村のうち、千歳市は人口増加数では札幌市に次いで2番目に多く、増加率では道内市部で1番の伸びとなっている。平均年齢は42.9歳で、千歳市は北海道の中で最も年齢層の若い自治体である。また移動人口(現住市区町村による5年前の常住人口)の割合が30.5%と道内市部で最も高いことも特徴的である。

千歳市の将来人口について、平成27年の国勢調査を基に平成27年10月1日から令和27年(2045)10月1日までの30年間(5年ごと)について男女年齢(5歳)階級別の将来人口を推計した、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)』では、平成27年の値を100としたときの指数で見ると、令和7年(2025)が指数101.2(北海道93.2)、令和12年(2030)が指数100.4(北海道89.0)、令和27年(2045)が指数93.7(北海道74.4)と推計され、千歳市の人口は令和7年以後にゆるやかに減少して推移するとされている。令和27年の指数が90以上の道内市町村は、他に札幌市(92.5)、ニセコ町(92.7)、東神楽町(91.7)があるが、千歳市の人口減少率が最も低く推計されている。

年齢(0-14歳、15-64歳、65歳以上、75歳以上)別の指数は、同じく平成27年の値を100としたときの指数で見ると、令和12年の値は0-14歳89.0、15-64歳94.3、65歳以上95.5、75歳以上163.7、令和27年の値は0-14歳78.9、15-64歳79.3、65歳以上120.9、75歳以上181.0と推計され、高齢化率(総人口に対する老年人口(65歳以上の人口)の割合)は、令和12年の26.5%から令和27年には33.2%に高くなると見込まれている。

史跡所在地である千歳市中央の人口は113人、世帯数は46世帯である(平成31年1月1日現在「住民基本台帳」)。

5 土地利用

千歳市の総面積のうち、平成30年(2018)1月1日現在、山林が52.5%を占めている。田は0.2%と極めて少なく、畑は11.6%となっている(表1)。

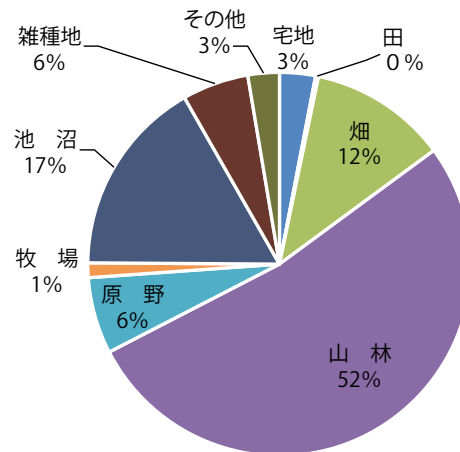
千歳市の行政区域面積の約75%は西部に位置している国立公園支笏湖を含む国・公有地で占められている。都市計画区域(27,570ha)内には自衛隊基地や空港用地、数箇所の大規模な国有林が分布しており、北部及び東部地域一帯は畑作、酪農を主体とする農用地となっている(図4)。

史跡は北東部の中央地区に所在し、史跡周辺は森林、農地、農用地、道路(国道・市道・高速道路)として利用されている。森林は、北東部の馬追丘陵を中心にまとまって分布する民有林の西端に当たる。国道337号の東側に馬追丘陵に連なる公益的機能別施業森林としての水源涵養林と、水源涵養林・木材等生産林(重複)が広が

表1 千歳市の地目別面積

地目別	面積 (ha)	構成比 (%)
総数	59,450	100.0
宅地	1,796	3.0
田	148	0.2
畑	6,912	11.6
山林	31,222	52.5
原野	3,838	6.5
牧場	734	1.3
池沼	9,892	16.6
雑種地	3,329	5.6
その他	1,579	2.7

(平成30年1月1日現在)



り、西側には農地の間に点在する形で生活環境保全林がある。森林の構成は、地域住民の生活に密着した樹林から、林業生産活動が実施されるべき人工林帯、さらには、大中径木の広葉樹が林立する天然生の樹林帯まで多様性に富んだ林分構成になっている。農地・農用地は国道337号の西側に大きく広がり、史跡の北・南方にも分布する。



図4 土地利用図

6 国立公園

支笏洞爺国立公園は、「生きている火山と静まる蒼い湖ー火山活動の博物館ー」（環境省）をその特長とする国立公園で、昭和24年（1949）、14番目に指定された。総面積は99,320haで、そのうち支笏湖地区が29,852haで全体の30%を占めている。日本を代表するカルデラ湖である支笏湖と洞爺湖を中心に、様々な火山活動によって形作られた山群で構成されている。噴泉、地獄谷などの火山現象地や、倶多楽湖、橋湖など火山性湖沼が散在しており、日本を代表する火山群の景観を呈している。ここでは、特別保護地区に樽前山の溶岩ドーム、オコタンペ湖、有珠山、昭和新山、登別地獄谷、羊蹄山などが指定され、また、健全で快適な環境を確保し公共的な公園施設を重点的に整備する利用拠点として設定された集団施設地区は、支笏湖温泉、定山溪、洞爺湖温泉、登別温泉の4か所がある（図5）。

支笏湖は北限の不凍湖として有名で、独特な濃紺の水面は来訪者を魅了している（写真2）。湖面標高250m、周囲約40km、面積約78.76km²の湖は、湖水透明度が17.5mあり、我が国有数の透明度を誇る。平均水深265.4m、最大水深は363.0mで、秋田県田沢湖に次ぎ日本で2番目に深い湖である。後志火山群の東端に生成されたカルデラは本来、最大径東西約15km・南北約13kmのほぼ円形をなしていたが、南岸に風不死岳（標高1103m）、北岸に恵庭岳（同1320m）が噴出し、長径13km・短径5kmのほぼ東西に長い繭形となっている。流入河川、流出河川はともに千歳川（流入河川は通称美笛川）で、支笏湖から流れ出た清流千歳川は東へと下り、まちに潤いをもたらしている。

図5 支笏洞爺国立公園の区域概略図（環境省ホームページより）

写真2 支笏湖と樽前山（左）・風不死岳（環境省ホームページより）



7 みどり

千歳市において確認された植物は約1,000種であり、これは北海道全域で記録された植物種約2,000種の5割に達する。市域西部の支笏湖地域は標高の高い山岳地帯で、高標高に適応したダケカンバ、ミヤマハンノキなどの広葉樹林が発達し、林床にはクマイザサなどのササ類が卓越する。市街化区域西方の蘭越地域にも針葉樹林がみられるが、ミズナラ、イタヤカエデ、シナノキが多い。市街化区域北～東方の長都地域、幌加地域と美々地域には針葉樹は少なく、自然林はほとんどがミズナラ、コナラ、カシワ、シラカンバ、オオヤマザクラなどの広葉樹林が卓越し、しばしばコナラやカシワを伴うミズナラ林が多い。これらの落葉広葉樹林は縄文時代後半期の史跡周辺にみられた植生でもある。

千歳市緑の基本計画（平成18年（2006）策定）では、史跡のある中央地区を含む「夕張山系に連なる馬追丘陵の森林」は、緑地の保全及び緑化の推進のための施策で、緑づくりの5つの方針のひとつ「多様な連携で森林、樹林地や水辺の環境をまもり伝える」の下「森林所有者の意向を尊重しつつ、森林環境の保全に努める」

とされ、総合的な緑の配置方針の基本的な考え方である、千歳市の都市の緑をかたちづくる3つの骨格のひとつに位置づけられている。環境保全機能の配置方針では、基本的な考え方として、周辺の農地とともに「快適な都市環境の形成に寄与している市街地外周の自然環境は、農林業との調和を図りながら、計画的に保全」とされており、史跡の環境保全に寄与する大切な観点ととらえていく必要がある。

8 都市計画とマスタープラン

千歳市は、市の中央部から北東部の区域（27,570ha）を都市計画区域としている（図6）。都市計画区域は市街化区域と市街化調整区域に区分されており、史跡が所在する中央地区は市街化調整区域に該当している。市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域であり、ここでは都市基盤施設整備や面的整備事業は原則として行わない、原則として開発禁止、開発を行う場合には農林漁業用など特定の場合を除き許可が必要、農地転用に際しては許可が必要とされている。今後史跡として保護を要する範囲は主に生活環境保全林であり、大規模な開発を免れている。

千歳市第2期都市計画マスタープラン（平成24年（2012）策定）では、全体構想における景観まちづくりの基本的な考え方として「地域の資源となる景観の保全（景観の骨格を形づくる森林・河川、農村景観、その他歴史的・文化的資源など、守るべき景観資源の保全）」を掲げており、史跡が所在する千歳市北東部においては、良好な農村景観の維持保全とともに、地域の歴史的資源としての史跡景観の保全が求められる。

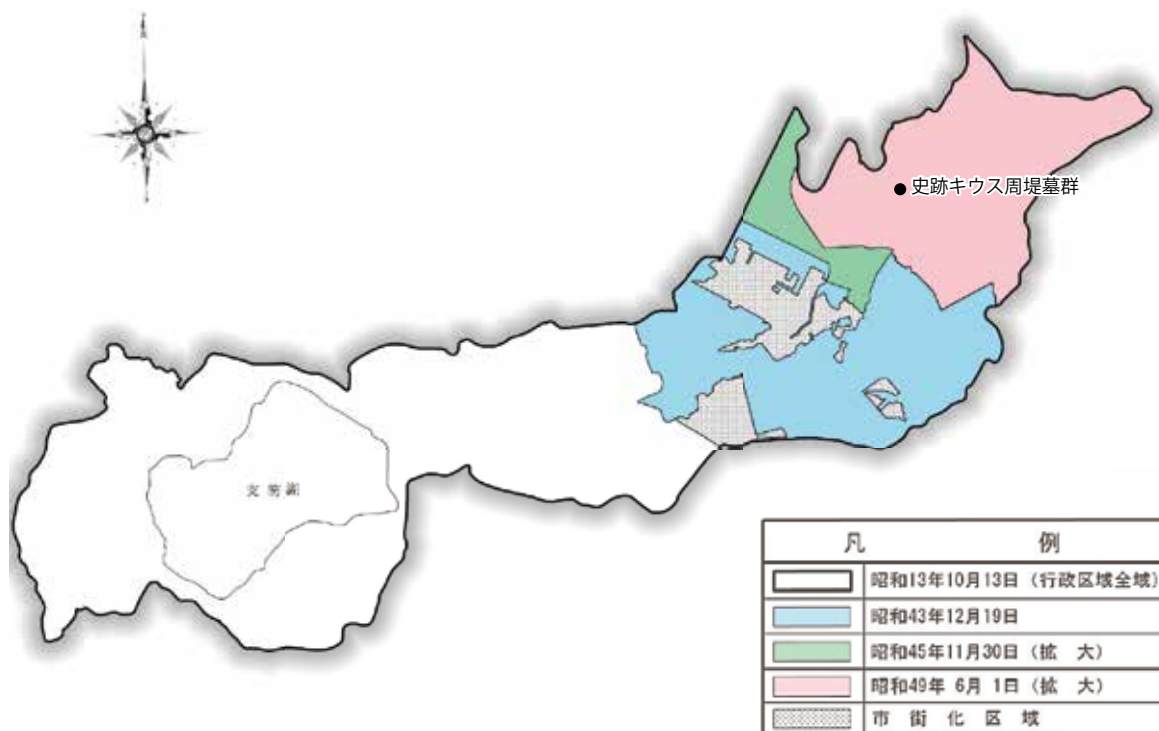


図6 都市計画区域図

9 産業

(1) 産業構造

平成26年（2014）の経済センサス（基礎調査）では、千歳市内の事業所数は3,269事業所、従業員数は50,231人で、事業所数・従業員数の産業別構成比において、宿泊・飲食サービス業と運輸・郵便業の割合が北海道内

構成比を上回り、高いことが特徴である。千歳市の産業別人口の構成比は、80.83%を第3次産業が占め、次いで第2次産業の18.29%、第1次産業の0.87%となっている。中でも第2次産業である製造業は14.28%であり、第3次産業である公務の19.99%、卸売業・小売業の15.36%に次ぐ人口規模となっており、千歳市を支える主要な産業となっている。また、製造業の従業者数の構成比は北海道全体が8.2%であるのに対し、千歳市では14.28%であり、1事業所当たりの従業者数が多い大規模な工場が多く立地していることも特徴といえる。

(2) 農業・林業

千歳市は、農業基盤整備を図りながら大規模経営と近代化を進め、石狩管内有数の農業生産地帯となっている。小麦、てん菜、大豆などの畑作、はくさい、キャベツ、アスパラガス、ブロッコリーなどの野菜生産、さらには酪農、養豚、養鶏などの畜産が盛んに行われて、これらによる平成27年（2015）の農業産出額合計は石狩管内第1位（道内16位）である。畑作農家、畑作野菜生産農家の経営面積は道東地域に匹敵する規模で、耕地面積に対する畑作の割合が89%と非常に高いことが特徴である（平成30年（2018）の全作付面積5,870ha：田630ha、畑5,240ha）。

平成30年の森林面積は31,894haで林野率は54%、そのうち82%が国立公園支笏湖地域から市街地へと続く国有林野となっている。民有林は主に東部地区に点在し森林面積は3,920haで占有率は12%、人工林率は国有林、民有林とも25%前後となっている。

(3) 水産業

国立研究開発法人水産研究・教育機構北海道区水産研究所千歳さけます事業所が、明治21年（1888）から続くサケ・マス増殖のため、千歳川でサケ、サクラマスの人工ふ化放流事業を実施し、北海道日本海地域におけるサケ・マス増殖事業の中心的な役割を担っている。支笏湖ではヒメマスの資源保護と増殖のために明治以降100年以上にわたり、ふ化事業が実施されている。平成10年（1998）からは水産庁から千歳市に施設及び事業が引き継がれ千歳市支笏湖ヒメマスふ化場において、親魚の採捕、採卵、ふ化・放流事業などのヒメマス保護事業を実施している。平成20年（2008）3月には支笏湖漁業協同組合が漁業権を取得し、ヒメマスを次の世代に継承するための増殖事業を行っている。

(4) 工業

「空・陸・海」の交通ネットワークが有機的に結びつく北海道の一大交通拠点である千歳市は、豊富な地下水や上下水道、天然ガスなどの産業インフラが充実し、企業立地に適した環境が整う北海道屈指の工場適地である。千歳市は、昭和39年（1964）の北海道初の市営工業団地の造成以降、現在まで11カ所の工業団地を配置している。この工業団地のすべてが、新千歳空港から約10km圏内にあり、食品、飲料、電子部品、自動車、機械関連など264社（平成30年5月1日現在）の企業が立地・操業している。平成30年（2018）の工業統計調査結果によると、製造品出荷額は約2,564億円で全道35市中、苫小牧市、室蘭市、札幌市に次ぐ第4位であり、道内有数の工業集積都市となっている。

(5) 観光産業・商業

千歳市は、日帰り中心の近郊型観光地である。平成30年（2018）度の市内観光入込客は498万人を数え、そのうち日帰り客が469万人（94%）である。市街地にある道の駅サーモンパーク千歳が市内観光の拠点となっており、隣接するサケのふるさと千歳水族館には同年度約25万人が訪れている。水族館裏手の千歳川には8月中旬～12月上旬にサケの捕獲車（通称：インディアン水車）が設置され、サケの捕獲風景を間近で見ることができる。

国立公園支笏湖は、春の新緑に始まり、ヒメマス（チップ）釣り、キャンプ、登山、サイクリング、紅葉で彩られる原始林等、多彩な季節の移り変わりがあり、湖畔にある温泉にも多くの来遊者をみている。

新千歳空港旅客ターミナルビルと、JR南千歳駅に隣接する道内最大級の大型オープン型アウトレットモールは、道内外や海外からの観光客のみならず市内、近郊の消費者を幅広く集客する一大商業集積施設である。

10 交通

年間2,300万人を超える乗降客数を誇る新千歳空港が所在する千歳市は、また道央圏の交通の大動脈である国道36号や道央自動車道と道東自動車道の結節点ともなっており、このほか北海道の中心である札幌市まで鉄道で30分、国際拠点港湾として道外や海外向けの海上輸送の要を担う苫小牧港へは車で約30分でアクセスできるなど、「空・陸・海」が一体となった交通ネットワークが形成された交通の要衝である（図7）。

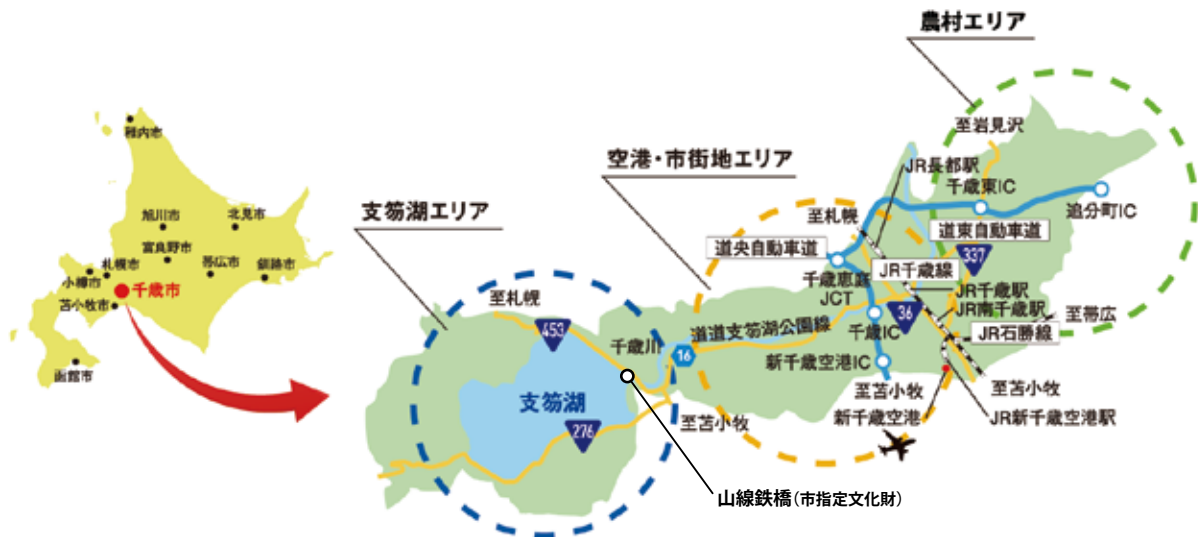


図7 交通網図

新千歳空港は、平成30年（2018）実績で国内31路線、海外20路線が就航し、北海道と日本各地、さらには世界各地を結ぶ拠点として重要な役割を担っており、同年の年間乗降客数は国内線・国際線合わせて2,300万人を超えている。

都市間輸送を担うJR千歳線はJR北海道の最大幹線で、道内主要都市からの空港連絡鉄道のほか本州連絡鉄道としての性格を帯びている。千歳市内には千歳駅、南千歳駅、新千歳空港駅、長都駅の4つの旅客駅が設置されている。南千歳駅は十勝方面石勝線（南千歳駅—新得駅）の発着駅である。

千歳市は高速道路2路線や国道6路線、道道14路線により札幌を始めとする道内主要都市や観光地、産業拠点などと結ばれている。国道36号は札幌—千歳—苫小牧—室蘭を結ぶ道内の幹線である。高速自動車国道の路線は北海道縦貫自動車道（函館市—名寄市）の道央自動車道と、北海道横断自動車道（黒松内町—釧路町・北見市）の道東自動車道が市内の千歳恵庭ジャンクションで接続する。地域高規格道路である道央圏連絡道路は道央都市圏の外郭環状道路として新千歳空港と石狩湾新港を結ぶ。

史跡の最寄りインターチェンジは、史跡の南西方約700mに位置する道東自動車道千歳東インターチェンジで、インターチェンジは道央圏連絡道路中央ランプに接続しており、中央ランプから新千歳空港までの所要時間は約9分となっている。

11 文化財

千歳市には豊かな自然とともに数多くの文化財が残されている。特に埋蔵文化財は豊富で、令和2年（2020）3月末までに確認した後期旧石器文化、縄文文化、続縄文文化、擦文文化、アイヌ文化に属する遺跡の数は305

か所に上り、国指定史跡2か所、国指定重要文化財3件、市指定史跡1か所、市指定有形文化財3件がある。埋蔵文化財以外では、近代・現代の歴史と文化を伝える有形文化財3件、無形文化財1件と、アイヌの人々が伝承してきた無形文化財1件がそれぞれ市の文化財に指定されている。また、アイヌの古式舞踊は国の重要無形民俗文化財にも指定されている（表2）。

表2 指定文化財の内訳（件数）

区分等	有形文化財			民俗文化財	記念物	計
	建造物	考古資料	歴史資料	無形民俗文化財	史跡	
				民俗芸能		
国指定	0	3	0	1	2	6
市指定	1	3	2	2	1	9
計	1	6	2	3	3	15

(1) 国指定文化財 重要文化財 考古資料

ア 動物形土製品／北海道千歳市美々第四遺跡出土（図8、写真3左上）

指 定：昭和54年（1979）6月6日

時 代：縄文時代晩期

保管施設の名称：千歳市埋蔵文化財センター

所有者名：千歳市

説 明：新千歳空港の近くに水源を持ち南流してウトナイ沼に注ぐ美々川の支流で、千歳市と苫小牧市の境界を流れる美沢川沿いにある美々4遺跡から出土した。土製品の側面観は、鳥の形状も想起されるが、いま特定の動物に比定することは困難である。特異な形状を伝える出土品で、縄文時代後期・晩期の祭祀、呪術的な精神生活をみる上で貴重な遺品である。全長31.5cm。

イ 土面／北海道千歳市真々地町ママチ遺跡第三一〇号土壙墓出土（図8、写真3左下）

指 定：昭和63年（1988）6月6日

時 代：縄文時代晩期

保管施設の名称：北海道立埋蔵文化財センター

所有者名：国（文化庁）

説 明：ママチ遺跡は、千歳川の支流ママチ川の右岸にあり、千歳市街の南西約1kmに位置する。土面は、A P310号土坑墓の坑口北西端に、顔面を仰向けた状態で出土した。素焼き土製、頭部右側及び右耳の一部を欠損するが顔面の主要部分は完存する縦横18cmの大形な土面である。直線的な鼻梁を中心として膨らみを持ち、顔の造作は写実的である。

ウ 北海道美々8遺跡出土品（図8、写真3右）

指 定：平成17年（2005）6月9日

時 代：擦文～アイヌ文化期

保管施設の名称：北海道立埋蔵文化財センター

所有者名：北海道

説 明：美々8遺跡は、美沢川の川床低地に形成された低湿地遺跡である。遺跡は石狩低地帯のうち、日本海側と太平洋側の分水嶺の南側付近に当たり、標高は2.5～6mを測る。出土品は、樽前b降下軽石堆積物（寛文7年（1667）降下）と、樽前a降下軽石堆積物（元文4年（1739）降下）に挟まれ



写真3 国指定重要文化財 考古資料 動物形土製品（左上）・土面（左下）・美々8遺跡出土品（右）

た泥炭層から出土した資料一括である。その大半が上記の年代幅の中でとらえられる時代的な完結性の高い資料である。さらに、これに樽前b 降下軽石堆積物層の下層から出土した擦文文化期の資料若干が加わる。資料は、土器・陶磁器・土製品64点、木製品858点、漆器38点、繊維製品17点、石製品56点、ガラス玉5点、骨角製品7点、金属製品119点で構成され、その材質、種類は極めて豊富である。土器・陶磁器・土製品には、本州からもたらされた陶磁器類が組み合い、木製品には衣食住に係る日常生活用具各種を含む。折敷や椀などの漆製品、編籠などの繊維製品、砥石や火打具などの石製品、また装身具としてのガラス玉、装飾品や、漁労用具としての骨角製品、さらに煙管や鉄鍋、刀装具などの金属製品など、出土資料は様々な道具に及ぶ。出土品は、北海道における当時の人びとの生業活動とそこで使われた各種の道具のあり方を端的に物語ることとともに、本州方面との物流の実態をよく示した一括資料であり、その学術的価値には高いものがある。

(2) 国指定文化財 史跡

ア ウサクマイ遺跡群 千歳市蘭越（昭和54年（1979）5月23日指定）（図8、写真4）

説明：ウサクマイ遺跡群は、千歳川右岸及び千歳川と内別川^{ないべつ}に挟まれた台地上に所在する縄文時代早期から晩期、続縄文時代、擦文文化期に属する集落跡及び土坑墓群である。土師器、蕨手刀等古代東北地方との交流を物語る資料も出土しており、それぞれの時代におけるこの地域の人々の活動を示す重要な遺跡群である。ウサクマイA・C～M・O～Wの21遺跡を含み、指定対象面積は146haと広域に及ぶ。



写真4 国指定史跡 ウサクマイ遺跡群（ウサクマイC遺跡）

イ キウス周堤墓群 千歳市中央（昭和54年（1979）10月23日指定、令和元年（2019）10月16日追加指定）

説明：キウス周堤墓群は、勇払平野から石狩平野にかけての低地帯東寄りの馬追丘陵の西側にある縄文時代の集合墓である。外径18～83m、周堤幅4～24m、堤の高さ1～5mの環状の堤が9基所在し、その内側に立石（石柱）、小穴を伴う墓坑等がある。この種の遺跡の中でも特に規模が大きく、土木構築物として特異な景観を残し、環状列石との関連も考えられる重要な遺跡である。

(3) 国指定文化財 重要無形民俗文化財

ア アイヌ古式舞踊

指 定：昭和59年（1984）1月21日 千歳アイヌ文化伝承保存会構成団体指定（平成6年（1994）12月21日）

所在都道府県：北海道

保護団体名：北海道アイヌ古式舞踊連合保存会、札幌ウポポ保存会、千歳アイヌ文化伝承保存会、旭川チカップニアイヌ民族文化保存会、白老民族芸能保存会、鶴川アイヌ無形文化伝承保存会、平取アイヌ文化保存会、門別ウタリ文化保存会、新冠民族文化保存会、静内民族文化保存会、三石民族文化保存会、浦河ウタリ文化保存会、様似民族文化保存会、帯広カムイトウポポ保存会、春採アイヌ古式舞踊釧路リムセ保存会、弟子屈町屈斜路古丹アイヌ文化保存会、阿寒アイヌ民族文化保存会、白糖アイヌ文化保存会

説明：北海道一円に居住しているアイヌの人々によって傳承されている芸能で、祭祀の祝宴や様々な行事に際して踊られる。アイヌ独自の信仰に根ざしている歌舞で、その様式には極めて古態をとどめているものが多い。特に、信仰と芸能と生活が密接不離に結びついているところに特色があり、芸能史的な価値が高い。千歳地方で傳承されている「ホリッパ」「ハラルキ」「ヤィサマ」などの歌と踊りの中には、素朴な形のものや他の地方にはみられない千歳独自のものも残されている。



写真5 市指定文化財 建造物 山線鉄橋

(4) 市指定文化財 建造物

ア 山線鉄橋 千歳市湖畔 (図7、写真5)

指 定：平成11年（1999）8月24日

時 代：明治時代

所有者名：千歳市

説 明：明治期にイギリスから輸入された北海道内で現存する最古の鋼橋であり、最大支間長が約63mのイギリス型ピン結合トラス橋である。明治32年（1899）に北海道官設鉄道上川線（空知太～旭川）の砂川・妹背牛間に「第一空知橋」として架設。大正12年（1923）頃、新橋架け替えにより支笏湖の王子軽便鉄道（山線）の橋「湖畔橋」として移設される。昭和26年（1951）山線廃止により、昭和42年（1967）王子製紙から千歳市に寄贈され、道路・歩道橋として現在に至る。文化財指定は歩道部分を除く鉄橋本体である。北海道及び日本の橋梁史において重要な資料であり、近代土木遺産として希少かつ高い価値を有する。平成19年（2007）に経済産業省近代化産業遺産、30年（2018）に土木学会選奨土木遺産に認定されている。

(5) 市指定文化財 考古資料

ア 磨製石棒 (図8、写真6左上)

指 定：昭和52年（1977）4月23日

時 代：縄文時代後期

所有者名：千歳市

説 明：昭和40年（1965）キウス周堤墓群の周堤墓外墓坑から出土した副葬品である。製作技術が非常に優れており美術的価値も高く、現在我が国で出土している石棒の中でも代表的なものであり、考古学



写真6
市指定文化財 考古資料
磨製石棒（左上）・
男性土偶（右上）・
蕨手刀（下）

資料として極めて重要なもの。全長57.3cm。

イ 男性土偶（図8、写真6右上）

指 定：昭和52年（1977）4月23日

時 代：縄文時代晩期

所有者名：千歳市

説 明：蘭越内別川付近のウサクマイA遺跡で採集された板状土偶。土偶の多くが女性を模ったもので男性土偶は極めて珍しい。先史社会における土偶の持つ社会的意味を考察する上で重要な役割を果たすものと思われる。全長14.5cm。

ウ 蕨手刀（図8、写真6下）

指 定：昭和55年（1980）7月21日

時 代：擦文文化期

所有者名：千歳市

説 明：蘭越内別川付近のウサクマイA遺跡で採集された鞘に入っていた刀身（写真）と刀身のみの2振りである。古代における東北と北海道との交流を示す数少ない具体的な資料であり、特に北海道における擦文文化の成立に関する研究に大きな役割を果たすと考えられる。鞘部を良好に遺存している蕨手刀は全国的にも稀有であり、刀剣史等の分野においても高い価値を有する。写真の刀身は全長56cm（推定値）。



写真7 市指定文化財 歴史資料 釜加神社弁財天御厨子（複製品）



写真8 市指定文化財 歴史資料 駅通看板

(6) 市指定文化財 歴史資料

ア 釜加神社弁財天御厨子 (図8、写真7)

指 定：昭和52年（1977）4月23日

時 代：江戸時代

所有者名：千歳神社

説 明：地名「千歳」の由来書（地名解）が厨子背面にある極めて貴重な歴史的資料。徳川幕府が蝦夷地を直轄した際、初代箱館奉行として派遣された羽太正養^{はぶとまさやす}が、文化2年（1805）、シコツ川の「シコツ」は音の響きが悪いこと、また当地が鶴の生息地であることから「鶴は千年」の中国の故事にちなみ、シコツ川を「千歳川」に改名したいきさつが書かれている。高さ36.2cm。

イ 駅通看板 (図8、写真8)

指 定：昭和52年(1977)4月23日

時 代：明治時代末期～昭和時代初期

所有者名：個人

説 明：駅通所を兼ねていた当時の旅泊所の様子を伝える2枚の実物看板である。開拓使が行った北海道の宿泊・運送・郵便制度を知る上で極めて重要な役割を持つ歴史資料である。いずれも縦120cm、横94cmあり、カツラ材の一枚板が使われている。

(7) 市指定文化財 史跡

ア 美々貝塚 千歳市美々(昭和52年(1977)4月23日指定)(図8、写真9)

説 明：北海道の貝塚の中でも、現在の海岸線から最も内陸に位置する縄文前期の低鹹性貝塚で、縄文の海進を裏づける考古学及び地質学上極めて重要なものである。



写真9 市指定史跡 美々貝塚(S-1貝塚)

(8) 市指定文化財 無形民俗文化財

ア 泉郷獅子舞 (図8、写真10)

指 定：昭和54年(1979)10月25日

保護団体名：泉郷獅子舞保存会

説 明：明治29年(1896)頃、富山県から伝来した獅子舞。伝来時の舞が継承されており、毎年9月に泉郷神社に舞が奉納される。泉郷地区の開拓当時における生活文化の特色を示すもので、かつ、獅子舞古来の原形を伝えるものとして重要である。

写真10
市指定文化財
無形民俗文化財
泉郷獅子舞「七五三の舞」

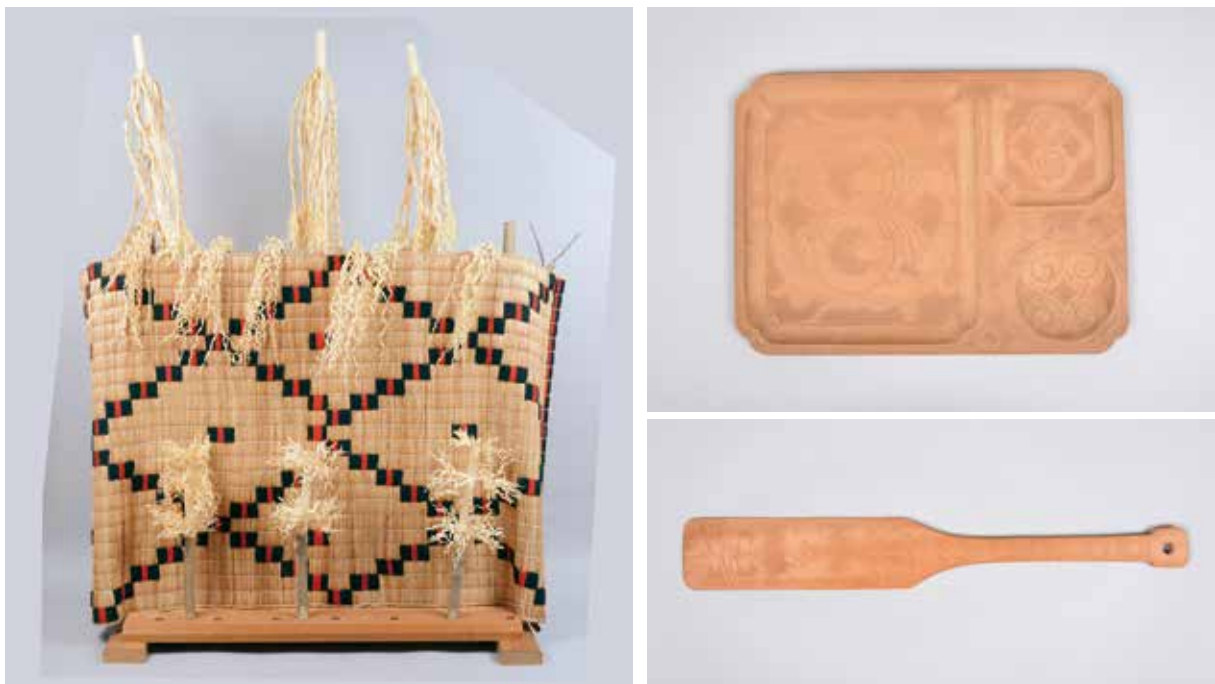


写真11 市指定文化財 無形民俗文化財 アイヌの伝統的芸能と工芸技術
祭壇（左）・盆（右上）・団子べら（右下）

イ アイヌの伝統的芸能と工芸技術（図8、写真11）

指 定：平成5年（1993）5月20日

保護団体名：千歳アイヌ文化伝承保存会

説 明：千歳地域のアイヌの人々により古くから伝承されてきた古式舞踊、ユカ_ラやウエベケレの語りなどの伝統的芸能や、イナウ作り・イカルカル（刺繍）・チタルペ（ゴザ編み）などの工芸技術は、アイヌの歴史を知る上で非常に貴重な無形文化遺産である。写真11左は木製イナウが13点付属する祭壇（高さ156.0cm）、右上はクルミ製の盆（全幅43.5cm、昭和52年（1977）製作）、右下はカツラ製の団子べら（全長56.0cm、昭和54年（1979）製作）である（いずれも千歳市埋蔵文化財センター保管）。

12 千歳市の歴史的環境

千歳一帯は、かつて「シコツ」と呼ばれており、これはアイヌ語のシ・コツ（大きな・くぼ地）に由来する。文化2年（1805）、江戸幕府蝦夷地奉行（箱館奉行）の羽太正養が、この地に多くの鶴が生息していたことから「鶴は千年」の故事にちなみ「千歳」と命名した。

千歳における人々の生活の痕跡は、最終氷期最寒冷期である2万2千年前の後期旧石器時代に遡る。千歳地域の基盤は、およそ4万6千年前の旧支笏火山の大規模な噴火活動がもたらした膨大な降下軽石や火砕流堆積物が形成した火山灰台地である。その後、2万8千年ほど前から季節風の作用により火山噴出物が河川沿いに二次堆積して多くの内陸古砂丘を形成した。丸子山遺跡、祝梅下層遺跡三角山地点、柏台1遺跡の出土遺物は、古砂丘頂部に残るおよそ2万年前の北海道最古の石器群である。

氷河期終了と前後して縄文時代の幕が開き、千歳においても縄文早期から晩期までの各期にわたる多くの遺跡が市内各地に残された。美沢川流域では新千歳空港建設の際の発掘調査によって、縄文早期から近世に至るまで人の集住がくり返された場所であることが明らかとなった。長期にわたって営まれた遺跡は、内別川流域のウサクマイ遺跡群、祝梅川流域や長都川流域、キウス川流域・旧長都沼沿岸に所在し、いずれも千歳川の支流流域に縄文時代以降、多くの人々が集住し文化を育んだことを示すものである。

千歳には、古くから太平洋と日本海を河川で結ぶルート^{シコツ越え}の陸路部分である「千歳越え（シコツ越え）」があり、明治6年（1873）に札幌本道（室蘭街道）が開通し宿場町として栄えた。

明治12年（1879）に北海道開拓使は「郡区町村編制法」により、従来の大小区を廃止して郡区町村を編制した。これによって、胆振国では室蘭・虻田・有珠・幌別の郡役所を室蘭に、苫小牧には勇払外五郡（白老・千歳・沙流・新冠・静内）の郡役所を置き、明治13年（1880）には、千歳・長都・漁・島松・蘭越・烏柵舞の6か村からなる胆振国千歳郡各村戸長役場が千歳に開庁することとなった。

宿場町としての千歳は、明治25年（1892）の鉄道室蘭本線の開通によって衰退するが、大正4年（1915）には千歳村・長都村・蘭越村・烏柵舞村の4村は合併して千歳村となり、二級町村制を施行することとなった。当時の人口はおよそ4千人であった。

大正15年（1926）、鉄道札幌線（苗穂—沼の端）の開通を記念して、小樽新聞社（現北海道新聞社）の飛行機が千歳に着陸することとなり、村民総出で未墾の原野に着陸場を造り上げて飛行場の歴史が幕を開けることとなった。

人口が1万人を超えた昭和14年（1939）には一級町村制を施行し、同年海軍航空隊の基地となったことで人口は飛躍的に増加し、昭和17年（1942）には町制を施行するにいたった。

戦後の飛行場は進駐米軍の基地として利用されたが、昭和26年（1951）北海道空港の指定を受け、千歳—羽田間に民間航空の定期路線が開設されることとなった。その後、昭和29年（1954）には陸上自衛隊駐屯地、昭和32年（1957）には航空自衛隊千歳基地の開設などによって千歳の人口は更に増加することとなった。

昭和33年（1958）7月1日には市制を施行し、北海道第17位の人口（4万8千人）、道内24番目の市となる千歳市が誕生した。

第3章 史跡キウス周堤墓群の概要

1 史跡の位置

史跡キウス周堤墓群は千歳市中央2777番ほかに所在する。市域の北東部、JR千歳駅の北東約8km、北海道横断自動車道（道東自動車道）千歳東インターチェンジの北東約700mに位置しており、史跡の中心地点は、北緯42° 53′ 11″・東経141° 43′ 00″、平面直角座標系第Ⅹ系座標値はX座標=-123,554.640・Y座標=-43,562.3775である（いずれも世界測地系）（図8）。

2 指定に至る経緯

明治時代に「キウスの堅穴」としてその存在が知られていたキウス周堤墓群について、これを保存する動きは大正年間にみられる。大正元年（1912）、北海道は、内務部長名で「学術上其他旧跡維持の爲め、保存の必要有之ものと認め」る遺跡「チャシ即蝦夷の砦」について、「一、「チャシ」の所在地名、附近の地勢状況、並に保存方法設備の有無」「二、官有地、国有未開地又は市有地の別」「三、其他参考となるべき事項」を道内「各支庁長」「各区長」に照会し、キウス周堤墓群について、「札幌支庁」から次の回答を得ていることが、北海道庁嘱託の河野常吉の稿本『北海道先史時代遺跡』に記されている（宇田川洋校註 1983 『河野常吉ノート考古篇2—北海道先史時代遺物—』）。

チャシ

一、千歳郡千歳郡字キウス^(註)

四隣は民有地にして現今は何れも畑地に開墾するも、「チャシ」の所在地は千歳・由仁街道の東、道路添の官有地樹林中にありて、其箇所に、旧土人城址「チャシコツ」と記せし標柱を建設し居れり。

大正6年（1917）、河野はキウス周堤墓群の実地踏査を行い、稿本に遺跡の概略図（図14左）・地層略図とともに土地の所有状況を次のように記している（宇田川洋校註 1981 『河野常吉ノート考古篇1—北海道先史時代遺跡—』）。

一、キウスの遺跡 千歳駅より二里半

国有林なり。売払の告示となりしを、役場より出願取消し、千歳村共有地として出願中なり。

大正7年（1918）、北海道庁により「キウスの遺跡」として『北海道史附録地図』で公表された遺跡（1号～5号周堤墓）（図14右）は、大正8年（1919）7月調製『千歳村勢一斑』で「名題チャシコツ所在地キウス 地積一万五〇〇〇坪」として、明治天皇御駐蹕ノ碑、千歳神社、ランコシのカモイコタンとともに千歳村（当時）の史跡にあげられており（千歳市史編さん委員会 1983 『増補 千歳市史』）、また同年10月「キウスの土城」として論説された際には、遺跡の現状について「規模整然たる現形を存す、只道路築設の爲め土塁の一部を崩し壘内を埋めたる所あるは、地方吏の考古思想の乏しかりしを憾むのみ」と記された（阿部正己 1919 「北海道の土城」『人類学雑誌』第34巻第10号）。

大正8年（1919）の史蹟名勝天然紀念物保存法の制定・施行を受けて、北海道庁は大正10年（1921）に「北海道史蹟名勝天然紀念物調査会」を設置して仮指定候補物件の調査を進め、大正13年（1924）刊行の北海道庁『北海道史蹟名勝天然紀念物調査報告書』で、北海道庁嘱託・北海道史蹟名勝天然紀念物調査会委員の河野常吉は、遺跡を「「キウス」のチャシ」と題し、次のように意見した（河野常吉 1924 「「キウス」のチャシ」『北海道史蹟名勝天然紀念物調査報告書』）。

この図は国土地理院発行の地形図 50000「千歳」(平成 11 年 2 月 1 日発行)「恵庭」(平成 13 年 10 月 1 日発行)を複製、合成、加筆したものである。

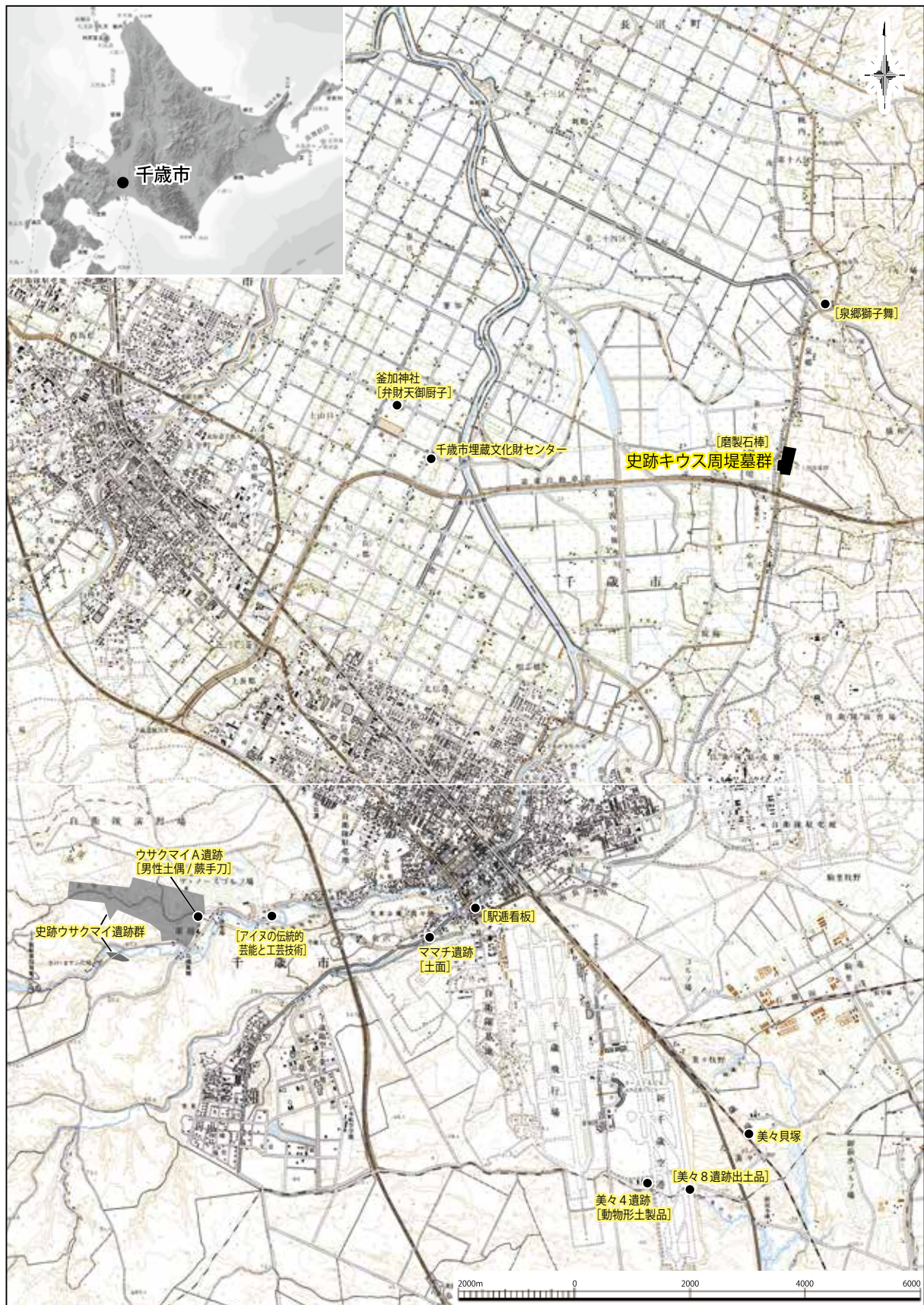


図8 市内指定文化財ほか位置図

- 一、種 別 史蹟
- 二、名 称 チャシ
- 三、所 在 地 胆振国千歳郡千歳村字「キウス」の平地
追分停車場より西方約四里、千歳市街地より北東三里弱
- 四、地 目 国有未開地
- 五、地 積 円穴五個ありこれを保存するには面積約三町歩を要す
- 六、所 有 者 政 府
- 七、管 理 者 一
- 八、工作物其他 明治二十四年開削せる道路円穴二個を貫通す
- 九、現 状 円穴五個の内三個は接続し、他の二個亦接続し、各穴土塁を繞らず、其詳細は図に記す所の如し
- 十、由来伝説等 該地方の「アイヌ」は「チャシ」と称す。往昔此地方の「アイヌ」二派に分れ其一派は此「チャシ」に拠りて戦ひたりと云う。或は他方の「アイヌ」寄せ来り此「チャシ」に隠れ居て不意に千歳「アイヌ」を襲ひしが千歳「アイヌ」之を破りて追払ひたりと云う。確實なる伝説なしと雖も蓋し「アイヌ」の遺跡ならん
- 十一、徴証物件 図
- 十二、保存条件 此形式の「チャシ」は本道に於て他に類例を見ず珍しき遺跡なれば保存するを要す標木を建設すべし。管理者を囑託すべし。道路修繕等の際此遺跡を損傷せざるやう注意すべし

昭和5年（1930）6月、遺跡は史蹟名勝天然紀念物保存法に基づき「史蹟 キウスノ「チャシ」」として北海道

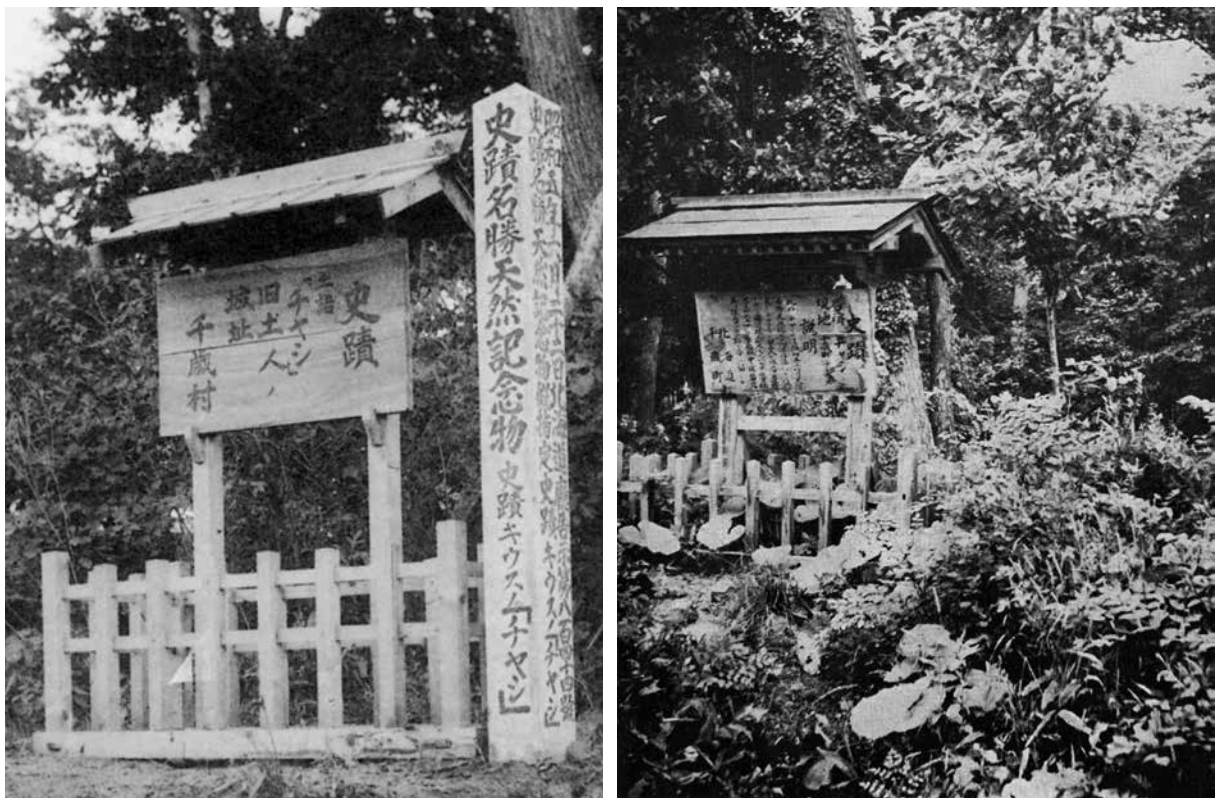


写真12 史跡仮指定標柱・案内板（左：北岡 1935 右：北海道教育委員会編 1952）

庁から仮指定を受けて（北海道庁告示第844号）、現地に標柱を立てこの脇に小屋根を付けた案内板を掲げて保護されていた（写真12）（北岡善作 1935 『千歳 恵庭 広島 三村名鑑録』）。指定区域は3.8ha（北海道教育委員会編 1952 『北海道の文化財』）である。この旧法仮指定は、昭和25年（1950）文化財保護法制定に伴い解除された。

昭和27年（1952）刊行の北海道教育委員会編『北海道の文化財』では、遺跡は「史蹟 キウスのチャシ（仮指定）」と題して、「昔この地方のアイヌが二つに分れて戦った時、千歳アイヌがこのチャシに立てこもつて大勝したといわれている。チャシはアイヌ語の山城にあたる。このチャシは円い穴が五つあり、そのうち三つが連絡し、他の二つも連絡している。穴は各々土塁をめぐらし外敵に備えている。チャシは平時、祭場となり又チャランケ（談判の意）の場所ともなっていた。指定区域は3.8ヘクタールである。」と、河野の調査所見に基づき説明されている。

一方、このころから遺跡はチャシでなく縄文文化の墳墓「環状土籬」と考えられるようになっていた。昭和39～40年（1964～65）のキウス1号周堤墓・2号周堤墓の発掘調査はこれを裏づけ、この調査成果を取りまとめた報告書『千歳遺跡』が昭和42年（1967）刊行された後、キウス周堤墓群は学術研究上貴重な遺跡として保護することが望ましいとされ、昭和43年（1968）12月、北海道文化財保護条例に基づき「千歳キウス環状土籬群」の名称で北海道文化財（史跡）の指定を受けた（北海道教育委員会告示第118号）。指定規模は41,615.05㎡である。管理者は千歳市である。指定地域は、指定地の間を流れる無名川の南側の5基（1号～5号）の周堤墓が所在する区域（39,115.05㎡）と、北側の6号周堤墓を囲む区域（民有地2,500㎡）であり、南側の区域は2号周堤墓と4号周堤墓を南北に貫く道路（当時 道道千歳由仁線）を挟んで、東（国有地30,622㎡、民有地376.05㎡）と西（国有地8,117㎡）の2区域に分かれる（図9）。

昭和44年（1969）刊行の『北海道の文化財』では、「遺構の形態と構造から判断すれば、環状土籬ということが出来る。また出土遺物から見て、縄文文化晩期初頭に位置する年代に構築されたものと考えられる。」と『千歳遺跡』の報告に基づいて、遺跡は説明された（北海道教育庁社会教育課編 1969 『北海道の文化財』）。

遺跡は昭和53年（1978）の地形実測によって8基の周堤墓（1号～6号・11号・12号）の実態が把握されることとなり（図10）（大谷敏三 1978「環状土籬」について『考古学ジャーナル』No.156、西村康 1979「キウス環状土籬群の地形実測について」『千歳市における埋蔵文化財(上)』）、昭和54年（1979）10月、「この種（周堤墓）の遺跡の中でも特に規模が大きく、土木構築物として特異な景観を残し、環状列石との関連も考えられる重要な遺跡であ

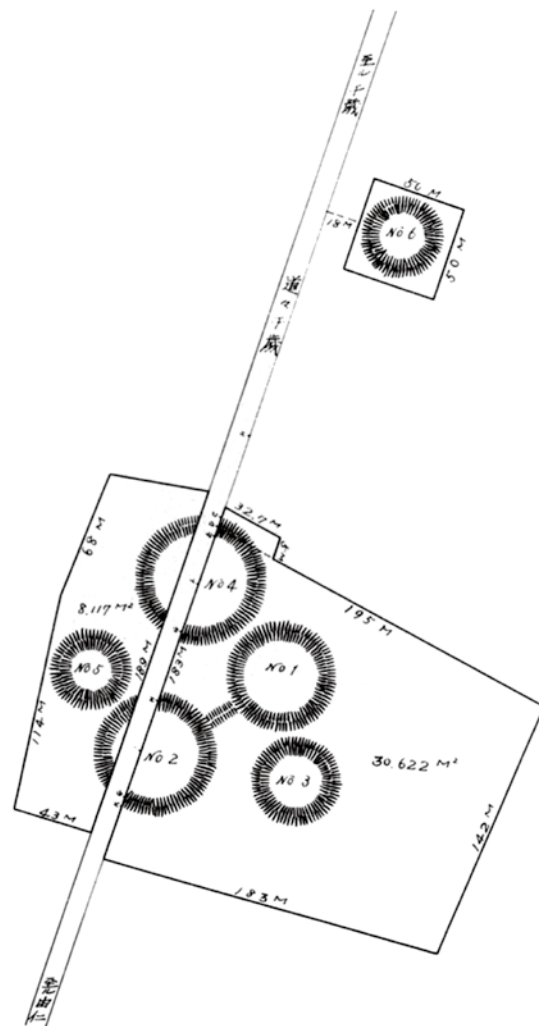


図9 北海道文化財（史跡）指定区域図
（北海道教育庁社会教育課編 1969）



図10 史跡キウス周堤墓群地形実測図 (1978年)

る」との価値づけの下、「キウス周堤墓群」と改称されて、文化財保護法に基づき史跡に指定された(文部省告示第160号)。

指定地域は49,367.75㎡であり、道史跡の地域を受け継ぎ民有地の区域が拡大された。地域は、無名川南側

の7基（1号～5号・11号・12号）の周堤墓が所在する区域（45,767.75㎡）と、北側の6号周堤墓を囲む区域（民有地3,600㎡）に大別され、南側の区域は更に国道337号を挟んで東（国有地30,625.48㎡、民有地5,511㎡）と西（国有地9,631.27㎡）の2区域に画される（図10）。

なお、指定地域の面積は、無名川南側の区域において、昭和57年に国道337号の西側区域（国有地9,553.00㎡）と東側区域（国有地30,337.00㎡）、平成2年に国道337号の東側区域（国有地29,838.00㎡、民有地6,450.00㎡）で、地図錯誤を原因とする更正登記（地図訂正及び地積更正）が行われ、その結果、指定地域の合計面積は49,441.00㎡となった。

平成21年（2009）8月、千歳市は、文化財保護法第113条第1項及び第172条第1項の規定に基づく管理団体に指定された（文部省告示第20号）。また、キウス周堤墓群は、平成24年（2012）12月、世界遺産暫定一覧表記載資産「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の構成資産に追加された。

キウス周堤墓群の史跡指定は、これまで詳細分布調査等を経ずに、周堤が現存し、現地表面の起伏で周堤墓の形を視認できる公有地、民有地を対象区域としていた。こうした中、飛び地状になっていた指定範囲の妥当性を検証するため、平成25年（2013）から29年（2017）にかけて、国道337号東側地区限定であるが、指定地周辺で初めてとなる詳細分布調査等を実施して、新たな周堤墓や周堤墓群に付随するとみられる通路状の地形等の遺構状況を確認した（千歳市教育委員会 2015 『市内遺跡発掘調査報告書1』・2019 『史跡キウス周堤墓群総括報告書』）。

この成果をもって、3つの区域に分かれた既指定地域に加えて、これらから除かれていた国道敷地に重なる周堤墓の箇所や既指定地域外から新たに発見された周堤墓等の区域、及び9基の周堤墓群が立地する地形を含めて、キウス周堤墓群として一体的な管理を行い史跡の保護に万全を期すことを目的として、平成31年（2019）1月、千歳市教育委員会は、文部科学大臣に対し文化財保護法第189条の規定に基づき史跡の追加指定について意見具申した。追加指定面積は59,331.06㎡で、指定の対象面積の合計は108,772.06㎡となる。令和元年（2019）6月、史跡の追加指定について文化審議会の文部科学大臣に対する答申があり、同年10月、条件の整った部分が史跡に追加指定された（文部科学省告示第83号）（図11）。

現在、史跡指定地域は、調査経過の点で史跡を縦貫する国道を軸としてみた場合、詳細分布調査の成果を経てその東方面・南方面の範囲を確定（追加指定）した国道東側の区域と、詳細分布調査など発掘調査が未実施で、地勢により周堤墓群を把握できる国有地範囲を指定地とした国道西側の区域（本線部分を含む）に分けられる。

3 指定の状況

(1) 指定告示

《名称》 史跡キウス周堤墓群

《史跡等の類型》 史跡

《所在地》 北海道千歳市中央

《地域》 410番1、410番2のうち実測37,742.28㎡、410番3、410番4、410番5のうち実測6,948.50㎡、410番6、410番7、410番8、1473番1のうち実測7,355.01㎡、1748番2、2406番3、2406番4、2406番5、2785番、410番6に西接し同2777番と同2778番に挟まれるまでの道路敷実測4,864.01㎡、2777番、2778番、2785番に東接する水路敷実測1,960.55㎡

《面積》 108,772.06㎡（指定後地積更正登記、追加指定分を含む）

《指定履歴》 史跡指定：昭和54年（1979）10月23日付け官報第15829号 文部省告示第160号

追加指定：令和元年（2019）10月16日付け官報号外第139号 文部科学省告示第83号

《指定基準》 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）史跡の1「貝塚、集落跡、古墳その他この類いの遺跡」

◇昭和54年（1979）10月23日付け官報第15829号 文部省告示第160号

○文部省告示第百六十号
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第六十九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定する。
昭和五十四年十月二十三日 文部大臣 内藤誉三郎

名称	キウス周堤墓群
所在地	北海道千歳市中央
地域	四一〇番ノ二のうち実測三、六〇〇・〇〇平方メートル、四一〇番ノ三、国有無番地のうち一二九四番ノ四、一二九四番ノ六及び二四〇六番ノ一に東接する部分実測九、六三一・二七平方メートル、国有無番地のうち一四七三番の北西に接する部分実測三〇、六二五・四八平方メートル

国有無番地に関する実測図を北海道教育員会及び千歳市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

◇令和元年（2019）10月16日付け官報号外第139号 文部科学省告示第83号

○文部省告示第八十三号
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第九十条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄に掲げる地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。
令和元年十月十六日 文部科学大臣 萩生田光一

（上欄）	
名称	キウス周堤墓群
関係告示	昭和五十四年文部省告示第百六十号
（下欄）	
所在地	北海道千歳市中央
地域	四一〇番一、四一〇番二のうち実測三四一四二・二八平方メートル、四一〇番四、四一〇番五のうち実測六九四八・五〇平方メートル、四一〇番六、四一〇番七、四一〇番八、一四七三番一のうち実測七三五五・〇一平方メートル、一七四八番二、二四〇六番三、二四〇六番四、二四〇六番五、二七八五番

北海道千歳市中央四一〇番六に西接し同中央二七七七番と同中央二七七八番に挟まれるまでの道路敷、右の地域に介在する水路敷を含む。

備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を北海道文化財担当部局及び千歳市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。

昭和54年の史跡指定における「地域」のうち、「国有無番地のうち一二九四番ノ四、一二九四番ノ六及び二四〇六番ノ一に東接する部分実測九、六三一・二七平方メートル」及び「国有無番地のうち一四七三番の北西に接する部分実測三〇、六二五・四八平方メートル」は、昭和57年12月8日に地番「2777番」及び「2778番」で登記されている。

(2) 指定説明文とその範囲

◇史跡指定 昭和54年（1979）10月23日

キウス周堤墓群は、勇払平野から石狩平野にかけての低地帯東寄りの馬追丘陵の側にある縄文時代の集合墓である。外径18～75メートル、周堤幅6～20メートル、堤の高さ1～5メートルの環状の堤が8基所在し、その内側に立石、小穴を伴う墓壙等がある。この種の遺跡の中でも特に規模が大きく、土木構築物として特異な景観を残し、環状列石との関連も考えられる重要な遺跡である。

（昭和54年10月23日付け庁保記第2の55号「史跡の指定について（通知）」より転載）

北海道の道央部・勇払原野から石狩平野にかけての低地帯の東寄り、馬追丘陵の西側にキウス周堤墓群がある。この遺跡は、大正13年に河野常吉が「キウスのチャシ」として学会に報じ、昭和5年には内務省が史跡に仮指定したことがある。昭和25年頃、その一部（第7号）で石柱が発見され、河野広道が調査し、石柱を伴う

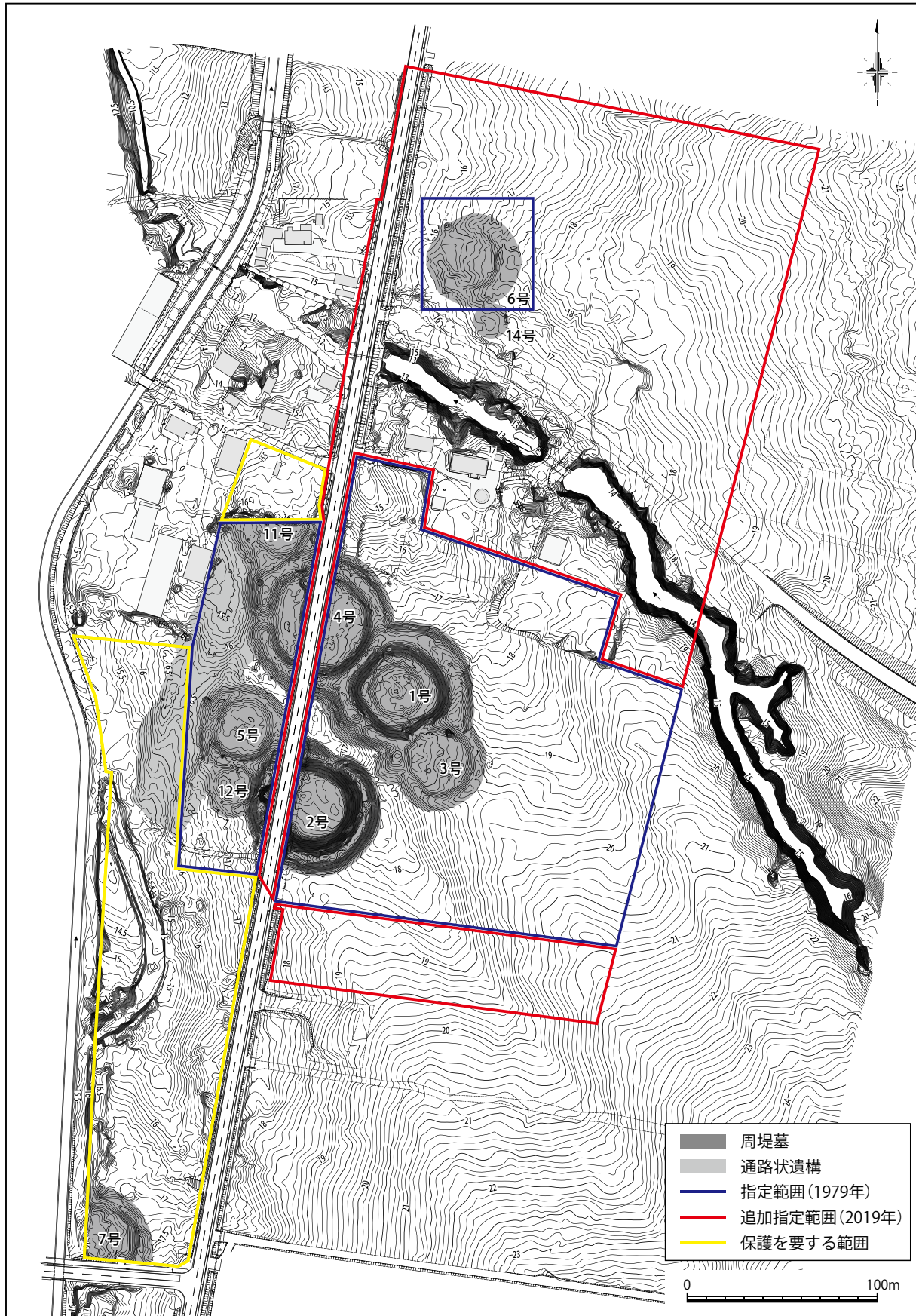


図11 史跡指定範囲図

墓壙一を確認している。このころからこの種の遺跡は「環状石籬」と関連させて「環状土籬」と呼ばれるようになったが、この呼称は近年の研究成果により適切でないといわれるに至っている。昭和39年～40年には、千歳市教育委員会による発掘調査が行われている。

この遺跡は、東側の丘陵から長都沼にそそぐ小河川の南側に7基、北側に1基、及びその西南方3キロメートルほどにわたる広い範囲に6基、合わせて14基の環状の周堤が存在していたもので、その内10基は顕著な景観をなして現認される。周堤は大小あるが、外径最大例75メートルから最小例18メートル、周堤幅数メートルから約20メートルに及び、高さは周堤内部から掘りとった土を積んだものである。周堤は互いに接しているものもあり、また周堤の一部が低くなるものもある。このうち第1号「環状土籬」の内部に設定されたトレンチ発掘調査で土壙墓五が検出された。墓壙は長径1～2メートルの長円形のもので、立石等や小穴を伴うものがあり、その一部からは遺体の一部の遺存が認められている。さらに土壙上には多数の土器が認められた。これにより先述の第7号の成果と合わせて、周堤内に多数の墓が営まれた集団墓の一種であることが明らかとなった。また、周堤外辺でも墓壙が確認されている。

墓壙内外からの出土品は縄文時代後期末～晩期初頭に属する土器や石棒等であり、この遺跡の造営年代を示している。

この種の遺跡は、北海道内で相当数が知られ、しかも一遺跡で複数の周堤とその内部に多数の土壙墓がある例が多いもので、時期的に縄文時代後期・晩期に営まれたものである。それらの遺跡の中でキウス周堤墓群は最も多数の周堤が集合し、かつ個々の規模も大であり、全体規模も最も広大なもので、道内における「環状列石」や通常の土壙墓と共通する点を有し、ひいては本州以西の「環状列石」等とも関連する点をもつものである。

(文化庁文化財保護部監修『月刊文化財 6月号(189号)』(昭和54年)より転載)

◇追加指定 令和元年(2019)10月16日

キウス周堤墓群

北海道千歳市

キウス周堤墓群は北海道中央部に広がる石狩低地帯の東部、馬追丘陵の西裾の長沼低地に面する、標高一五から二メートルの緩やかな傾斜を持つ段丘面に立地する。周堤墓は縄文時代後期後葉に造られた北海道に固有の集団墓で、地面を円形に掘りくぼめ、その土を周囲に環状に積み上げて構築した周堤の内部に、複数の土壙墓を設けたもので、これまで約七〇基確認されている。このうち約六〇基が石狩低地帯に集中して分布しており、キウス周堤墓群付近で約半数の三〇基が発見されている。

北海道庁が大正七年(一九一八)に刊行した『北海道史附録地図』に「先史時代原始時代の遺址」のひとつ「キウスの遺跡」として、「土壙を繞らしたる円穴五箇」が掲載されている。「キウスの遺跡」は、大正八年に『人類学雑誌』第三四巻第一〇号で報告された「北海道の土城」において、「アイヌ」の「チャシ」と見るべからざる特殊のもの^(三十九)であり、「キウスの土城」として説明されている。昭和三十から四十年に千歳市教育委員会が発掘調査を実施し、現在の一号から五号周堤墓のほか、六号・七号を発見した。昭和五十三年には千歳市教育委員会が遺構の内容を確認するために奈良国立文化財研究所の協力を得て遺跡の地形測量を行って、従来見落としていた一一号・一二号周堤墓の存在を確認し、この成果をもって昭和五十四年十月二十三日に八基の周堤墓が史跡指定された。

平成二十五年から二十九年には、これまで飛び地状に分断していた指定地の一体的保護を図るため、史跡指定地周辺で初の詳細分布調査を実施し、指定地の間を流れる無名川の北側において六号周堤墓に南接した新たな周

堤墓（一四号）などを確認した。同時に行った地形測量により、周堤墓群に付随するとみられる通路状の地形を確認している。一四号を除く八基の周堤墓は、外径三〇から七五メートル、周堤幅七から二二メートル、堤の高さ〇・五から五・四メートルと、破格の規模を誇る。このように、キウス周堤墓群は極めて大型の周堤墓が集中した周堤墓群で、世界史的にも狩猟採集民が築いた構造物としては最大級である。新たに確認した通路状遺構を含め、周堤墓群の形成過程や構造を知る上で重要であり、また縄文時代後半期における墓制、社会構造を考える上で欠くことのできない遺跡である。

今回、条件の整った部分を追加指定し、保護の万全を図るものである。

(文化庁監修『月刊文化財 9月号(672号)』(令和元年)所収 文化庁文化財第二課「新指定の文化財—記念物—」より転載)

(3) 調査の成果

以下は、前項の指定説明の基礎となっている本史跡に関する従来調査成果に関する知見の要約である。

ア「自然的調査の成果」では、本史跡が石狩低地帯の一部をなす長沼低地に面する馬追丘陵西裾に位置すること、7号周堤墓と他の群集する7基の周堤墓群の間に浅い谷が存在すること、縄文時代の古植生は落葉広葉樹林が広がり、後背の丘陵や山地に針葉樹が、河川沿いにハンノキ属等が生育していたことなどにふれている。

イ「歴史的調査の成果」では、周堤墓の規模について計測値を提示するとともに、8・9・10・13号周堤墓について遺跡の登録を抹消（13号は遺跡名称の変更）した経緯を説明する。また、周辺部には多くの遺跡が分布しており、特に本史跡と同時期の集落遺跡であるキウス4遺跡の発掘調査の成果を紹介した。本史跡周辺は、丸子山遺跡や幌内L遺跡など周堤墓が集中する特異な地域であることが注目される。未知の遺跡が所在する可能性もある。さらに、明治時代に入って由仁街道が敷設され、御料地が払い下げられて、史跡の一部は牧場として経営されていた経緯にふれた。

ウ「発掘調査等の成果」は、遺跡としてどのように認識されてきたかの経緯をたどるものである。明治時代に所在が確認され、大正6年（1917）には測量と発掘調査が実施されるが、遺物を発見することができず、「チャシ」とは異質の「キウスの土城」と紹介された。昭和5年（1930）には北海道庁による仮指定が行われた。昭和30年（1955）に「環状土籬」として縄文時代の墳墓であることが報告されるが、それ以前の昭和25年（1950）頃に発掘調査が実施され（7号）、墓坑1基が検出されている。昭和39年（1964）から翌年にかけて、千歳市教育委員会は分布図の作成と発掘調査を実施した（1号・2号周堤墓）。また、同年の道路拡幅工事に伴い、土層断面の記録がなされた（2号）。昭和53年（1978）には、奈良国立文化財研究所（当時）の協力を得て、光波測距儀など最新の機器を用いた地形測量が実施され、新たな周堤墓の発見や構築の順番、開口部の存在など新たな知見が得られた。さらに、平成25～29年（2013～2017）に実施した詳細分布調査でも新たな周堤墓を1基追加し（14号周堤墓）、通路状遺構の存在を把握した。

エは、本計画書の策定に合わせて実施した景観調査の成果である。その項の冒頭に成果を列挙したが、今後の視点場の設定等に役立てたいと考えている。

ア 自然的調査の成果

千歳市城西端の支笏湖周辺の火山地帯に源を発する千歳川は、火山灰台地を東に流れ下り、千歳市街地の広がる扇状地を抜け標高約7mの沖積平野長沼低地に流れ出ると、方向を北に転じる。長沼低地とは、北は石狩川中流域の砂川付近から日本海の石狩湾に流出する石狩川河口域、南は太平洋側の勇払海岸にかけて広域に広がる石狩低地帯のうち、千歳川流域部分を指す。長沼低地を流れる千歳川は平均勾配1:7000の極めて緩やかな河床を持つ。そのためかつて河道は大きく蛇行し、両岸には広大な湿地帯が広がり、右岸には長都沼（オサツト一）、馬追沼（マオイト一）という大きな沼があった（図12）。これらの沼は現在では埋め立てられて、湿地

この図は陸地測量部発行の北海道仮製五万分一図「漁」千歳(明治29年製版同42年部分修正測図同43年改版)を複製、合成、加筆したものである。

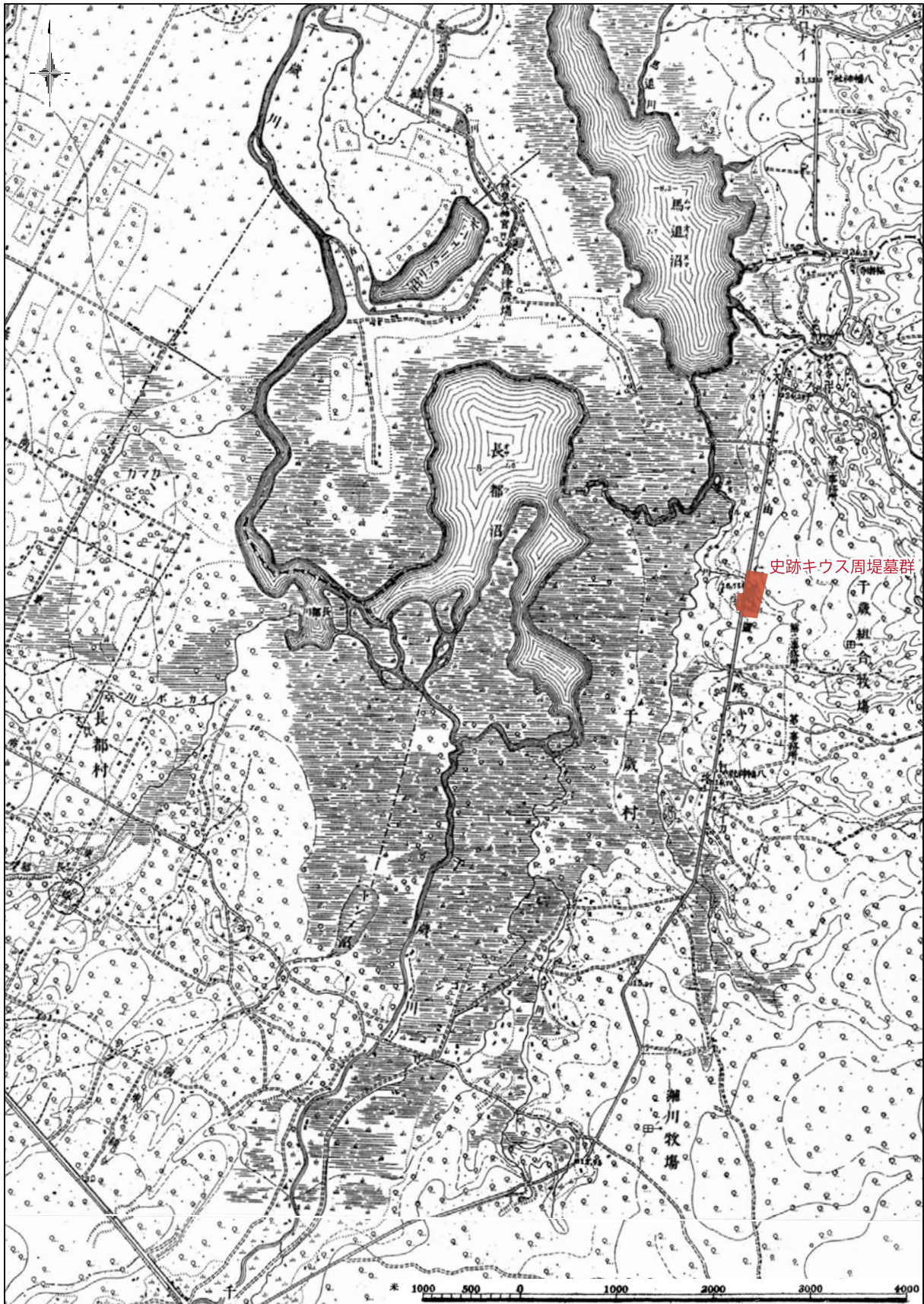


図12 地形図(明治43年発行)

この図は国土地理院発行の電子地形図 25000「長都」(平成 26 年 12 月 22 日調整) 及び治水地形分類図「長都」(平成 22 年 3 月作成) を複製、加筆したものである。

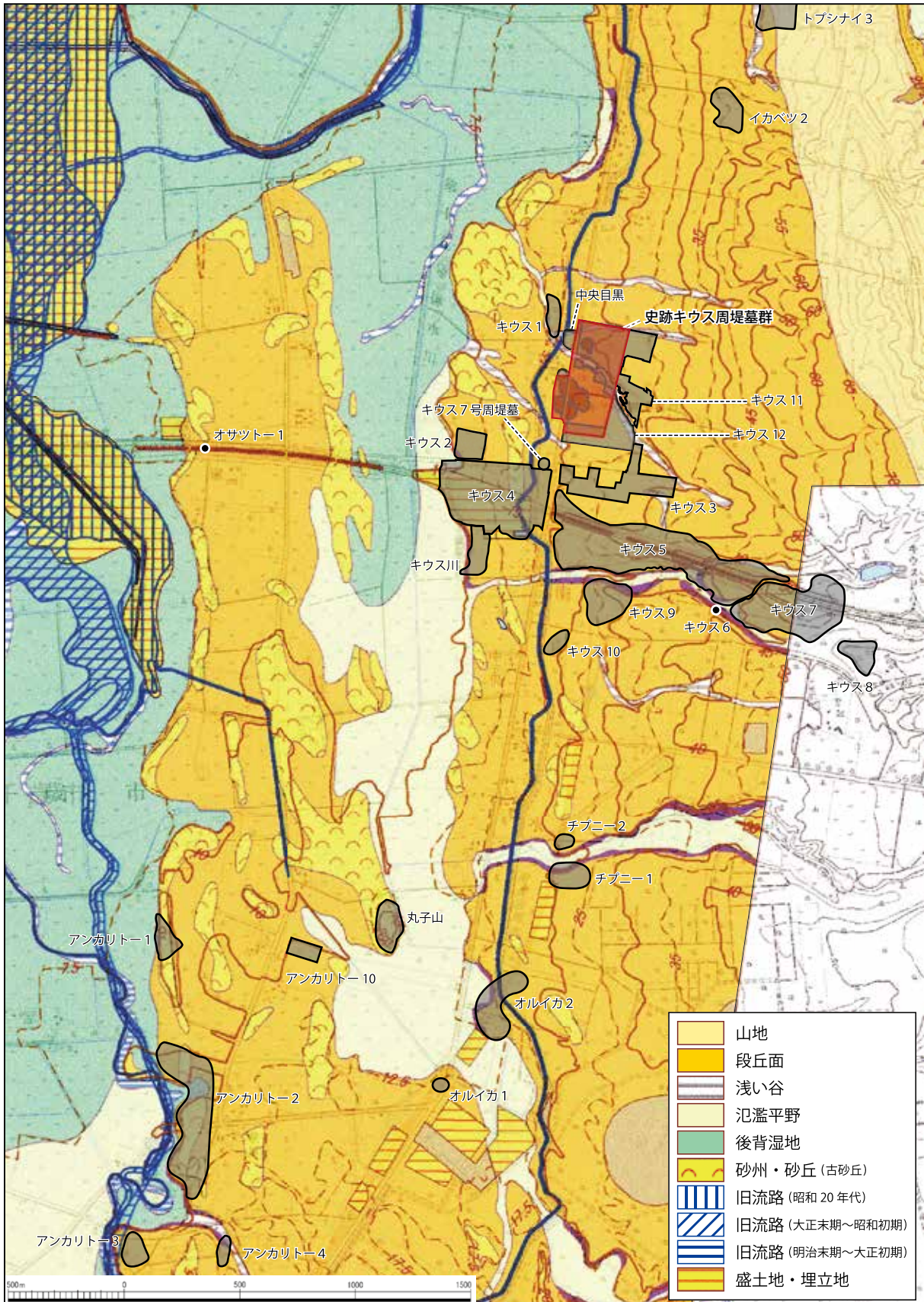


図13 地形分類と周辺遺跡分布図

は排水され農地となっている（図13左上の埋立地）。長沼低地の東縁には平均標高100m未満（最高点275m）の馬追丘陵が南北に伸びる（図13右上の山地）。馬追丘陵はこの30～40万年間隆起を続けており、長沼低地は反対に沈降し続けている地帯である。

史跡キウス周堤墓群は、かつての湿地帯と丘陵に挟まれた地点、北流して湿地帯に流れ込んでいた旧オルイカ川（現在では改修され第十五号排水川となる。図13中央）の右岸の、段丘縁から約500～600m東に離れたオルイカ川の支流、チャシ川とこれに接続する無名川（通称：チャシ川）の両岸に所在するが、キウス周堤墓群が立地する馬追丘陵西裾の長沼低地に面する標高15～21mの緩斜面は、国土地理院発行の治水地形分類図によれば、長沼低地南方の駒里台地から続く段丘面に分類される（図12・13）。

指定地域の中央付近を東西に横断する形で西方に流れる旧オルイカ川の支流であったチャシ川・無名の小川は台地を深度約5m侵食し、流路と兩岸の台地との間は急崖となっている。指定地域は無名川を除きおおむね平坦な地形であるが、全般に東から西方向に向かって約1：50の勾配をもって緩やかに傾斜している。無名川の南西には並行する極めて浅い谷地形が2本認められ、そのうち南西側の1本は2号周堤墓北東端へ向かって伸びている（図11）。史跡指定区域の外では2号周堤墓の南南西約250mに7号周堤墓が、さらに南西約120mからはキウス4遺跡の周堤墓群が続くが、7号周堤墓とキウス周堤墓群の群集する7基（1～5・11・12号周堤墓）の間には、両者を地形的に画する浅い谷が認められる（図13）。

キウス周堤墓群の南方約800mのところ、馬追丘陵の西裾を東から西に流れるキウス川があり、キウス川はキウス遺跡群の西側を北流する旧オルイカ川に流れ込み、旧オルイカ川は段丘面を浅く開析しながら標高約7mでかつては千歳川右岸の後背湿地に流入していた（図12・13）。旧オルイカ川の左岸（西側）には駒里台地から続く細長い段丘が北へ伸長している。その段丘面や段丘の縁に古砂丘（支笏火砕流堆積物が二次的に風成堆積したもの）が形成された。オルイカ川左岸の段丘面と湿地帯の比高差はオサツトー1遺跡付近で2m程度、アンカリトー1遺跡付近で4m程度と僅かである。図13の範囲内の遺跡はすべて低地（後背湿地、氾濫平野）よりも僅かでも標高の高い台地に立地しており、低地からは遺跡は確認されていない。

指定地域は、地表下に元文4年（1739）降下の樽前a降下軽石堆積物、縄文時代晩期の樽前c降下火砕堆積物や腐植土が約60cmの厚さで堆積しており、地域内の周堤墓を覆っている。縄文時代の古植生は花粉分析の結果から推定され、史跡内、無名川沿い台地での分析所見（詳細分布調査）によると、縄文時代後半期の史跡周辺の森林植生、草本植生は、低地のやや高い場所や台地上などに冷温帯性落葉広葉樹林の主要構成要素であるコナラ亜属を主体として、カバノキ属、シナノキ属、ウコギ科などからなる落葉広葉樹林が成立し、また、モミ属、トウヒ属、マツ属などの針葉樹は、後背の丘陵や山地などに生育していたものに由来すると推測され、ハンノキ属、ニレ属－ケヤキ属は、クルミ属などとともに、周辺の河川沿いや低湿地などに生育していたと考えられている（斎藤崇人・高野和弘 2019 「花粉分析」『史跡キウス周堤墓群総括報告書』）。

史跡南方のキウス4遺跡では、旧オルイカ川に面した低地部での分析所見から、縄文時代のキウス4遺跡周囲の沖積地にはヤナギ類を主としてハンノキ、オニグルミ、ヤチダモなどからなる河畔林が分布し、ヨシやカヤツリグサ科、アヤメ科などが分布していたほか、ヒルムシロが生育した水域も近くに存在した幾分湿った環境と推定され、一方、適湿な台地上はミズナラ、シラカンバ、ハルニレが主となり、イタヤカエデ・ハウチワカエデ、サワシバ、ホウノキ・コブシ、シナノキなどからなる落葉広葉樹林が分布、オオイトドリ、エゾニュウ、オオヨモギ、ススキ、ゼンマイ、シダ類などの陽地性草本が繁茂した草地も広がっていた植生状態が推定された（山田悟郎 1998 「キウス4遺跡の古植生について」『千歳市 キウス4遺跡(2)』）。

イ 歴史的調査の成果

(7) キウス周堤墓群

周堤墓は縄文時代後期後葉に造られた北海道に固有の集団墓である。これまでに約70基の周堤墓が確認され

表3 史跡を構成する周堤墓の概要

周堤墓名称	外径 (m)	内径 (m)	周堤の高さ (m)	周堤の幅 (m)	周堤低下部の 位置	周堤低下部の 方面	発掘調査年
キウス1号周堤墓	83	36	2.8 (2.1)	23.5	南西	浅い谷地形	1917・1964
キウス2号周堤墓	73	30	4.7 (4.2)	21.5	北東	浅い谷地形	1965
キウス3号周堤墓	51	27	0.8 (0.6)	12.0	南西	浅い谷地形	—
キウス4号周堤墓	79	43	1.5 (1.4)	18.5	西	通路状遺構	—
キウス5号周堤墓	51	24	0.8 (0.6)	13.5	西	通路状遺構	—
キウス6号周堤墓	52	22	0.6 (0.6)	15.0	北西	—	—
キウス11号周堤墓	53	23	0.6 (0.5)	15.0	(不明)	(不明)	—
キウス12号周堤墓	33	16	0.4 (0.4)	8.5	西	通路状遺構	—
キウス14号周堤墓	18.6	10.7	0.6	4.3	(不明)	—	2017

※各計測値(推定)は、1～12号が2013年地形実測(細部測量・現地表面)、14号が2015～2017年詳細分布調査(一部遺構調査・遺構面)の成果に基づく。周堤の高さは天端とくぼみ側(堅穴)下端との比高差をいい、値は他の周堤と重複していない箇所での最高値であり、カッコ内に1～6号が周堤低下部の対面、11号が南西部分、12号が南部分での値を示す。

ているが、一部が道東(斜里町・標津町)と芦別市にあるほかは、約60基が恵庭市、千歳市、苫小牧市の石狩低地帯南部に集中して分布している。そのうち史跡キウス周堤墓群付近で約半数の30基が発見されている。

史跡キウス周堤墓群ではこれまで9基の周堤墓が確認されており、チャシ川・無名川の北側に2基(キウス6号周堤墓・キウス14号周堤墓)、南側に7基(キウス1号周堤墓・キウス2号周堤墓・キウス3号周堤墓・キウス4号周堤墓・キウス5号周堤墓・キウス11号周堤墓・キウス12号周堤墓)が分布する。北側の6号と14号は、南北に並び接して所在する。南側の群は微地形の尾根に立地し、浅い谷を挟んで北には3号・1号・4号・11号が列をなし、南には2号・5号・12号がまとまり、それぞれに周堤を接続させた群として分かれ、3号-1号-4号と2号-5号が対峙する配置となっている。また、各周堤墓の内部への出入口と推定される周堤低下部(開口部)の位置と道跡と推定される遺構及び微地形との関係においては、群の西側に位置する4号・5号・12号は通路状遺構、1号・2号・3号は「浅い谷地形」との関係性を有する配置となっている(図11、表3)。

11号周堤墓の北半部(指定地域外)を除いて周堤はよく保存されており、14号を除く8基において、外径33～83m、周堤幅8～24m、堤の高さ0.4～4.7mの環状の堤を現在でも視認することができる。周知の周堤墓において、史跡は周堤墓が現認でき、かつ特段に規模の大きい周堤墓が集合していることに特色がある。

これら周堤墓は、1号・2号・3号・4号・5号・6号・11号・12号の各周堤墓が個々に埋蔵文化財包蔵地として北海道の周知資料に登載され(登載番号A-03-76・77・78・79・80・81・86・87)、14号周堤墓はキウス11遺跡(A-03-288。時代:旧石器・縄文・続縄文・擦文、種別:集落跡)のひとつの遺構として周知されている。なお、キウス7号周堤墓及び8号・9号・10号・13号周堤墓については、7号は周知の埋蔵文化財包蔵地(A-03-82)として2号周堤墓から南南西約250mの史跡範囲外に所在し、現地表面の起伏でその存在を確認できる。8号・9号・10号は、昭和36年(1961)に1号～7号とともに「キウス遺跡の環状土籬」とされた周堤墓群を構成したもの(図17)で、昭和54年(1979)周知資料に登載された(A-03-83・84・85)が、いずれも「土籬消滅」と認識されていて(千歳市教育委員会 1979『千歳市における埋蔵文化財(上)』)、平成10年(1998)に登載が抹消された。現在、9号・10号はキウス4遺跡のX-6・X-4周堤墓であり、8号はキウス4遺跡内に所在する可能性があるとする見解もある(藤原秀樹 2000「キウス周堤墓群周辺の研究史と周堤墓の数」『千歳市 キウス4遺跡(5)』(財)北海道埋蔵文化財センター)。13号はキウス周堤墓群から南方約3kmの地点に位置する遺跡として昭和54年周知資料に登載された(A-03-88)が、平成13年(2001)該当地の埋蔵文化財包蔵地範囲確認調査でその存在

が確認されなかったため、同年登載抹消（オルイカ1遺跡に名称変更）された（図13）。

(イ) 周辺の遺跡

かつて千歳川（シコツ川）は長都沼から北流して石狩川に合流しており、日本海海域から回帰するサケ・マス類、丘陵の広葉樹が育む堅果類、多くの動物など食料資源に恵まれたと考えられるこの地域には人々が集住し、多くの遺跡が残された。

旧オルイカ川支流のキウス川及びチャシ川・無名川付近には、東西約2km、南北約1.5kmにわたる範囲に後期旧石器時代から中近世までの全時代を網羅する大遺跡群が所在する（図13）。

キウス川流域において遺跡群の最も下流側、キウス周堤墓群の南西約600mに位置するキウス4遺跡では、キウス周堤墓群と同じ縄文時代後期後葉の集落が発見されている。遺跡は、北海道横断自動車道（千歳～夕張）と千歳東インターチェンジの建設工事に伴う埋蔵文化財範囲確認調査によって広大な包蔵地が確認され、平成5年（1993）～10年（1998）までの5万㎡近い面積を対象とした発掘調査によって、後期後葉の周堤墓・盛土遺構・道跡・建物跡・水場遺構・貯蔵穴などが確認され、周堤墓20基が群在する東の墓域と、住居や建物266軒が集まる西の居住域や、それを囲む南北2列の長大な盛土遺構など、ほぼ全面的な集落構成が判明している（(財)北海道埋蔵文化財センター 2003 『千歳市 キウス4遺跡(10)』ほか）。周堤墓は遺構確認調査によって保存が図られた11基と、発掘調査中に新たに発見された9基がある。時期はやや古い段階のものが多く、規模は内径が6m程度で周堤の低いものから内径27mの大きなものまであり、時期を経るにつれて規模が拡大していく様相がうかがわれ、墓坑の数や構造、副葬品のあり方についても時間的変容が把握された。内部の墓坑数は、1個あるいは2個が初現で次第に数を増す。埋葬形態には伸展葬と屈葬があり、2体や4体の合葬例や小児墓もみられる。墓標は木柱痕の残された例が時期が古く、角柱状の立石（石柱）を伴う例が新しい。副葬品や着用品も当初はほとんどなく、時期が新しくなるにつれて、漆製品やヒスイ玉の伴出が増加することが考察された。道跡は、南北2列の長大な盛土を主体として建物群を取り囲む環状の盛土遺構から、遺跡北東部でそれぞれつながっているように観察される2条の約10～15m間隔で並列した「直線状盛土」に挟まれて、遺跡北東部の周堤墓群・キウス7号周堤墓方面に延びている（(財)北海道埋蔵文化財センター 2000 『千歳市 キウス4遺跡(5)』）。

キウス周堤墓群とキウス4遺跡の中間付近にはキウス7号周堤墓があり、現在でも周堤の高まりと中央部のくぼみを視認することができる。キウス1遺跡は、キウス6号周堤墓の西方約150mに位置しており、昭和39年（1964）に小規模な発掘が行われ、周堤墓と同時期の「平地住居址」・「遺物包含地」が調査され、キウス周堤墓群はこの集落の人々の墳墓と推測された（大場利夫・石川徹 1967 『千歳遺跡』）。馬追丘陵西麓の段丘面には、そのほかトプシナイ3遺跡、イカベツ2遺跡、チプニー1・2遺跡、オルイカ2遺跡などが確認されている。

旧オルイカ川の左岸（西側）では、駒里台地から続く細長い段丘面や段丘の縁に形成された古砂丘にオサツトー1遺跡、丸子山遺跡、アンカリトー1～4・10遺跡、オルイカ1遺跡などが分布する。このうち古砂丘上に立地する丸子山遺跡からは周堤墓が2基確認されている（千歳市教育委員会 1994 『丸子山遺跡における考古学的調査』）。

キウス周堤墓群の北北東約5kmに所在する長沼町幌内地区にある幌内神社（図12右上方の「八幡神社」）では、もともとは周堤墓の墓坑に伴っていた石柱と考えられる複数の立石（メンヒル：町指定文化財）が保管されている。明治時代に神社近傍の同地区丘陵地（現在の幌内L遺跡（旧称ウレロッチ川左岸遺跡））から10本のメンヒルが採取されていることが前出の河野常吉の稿本に記されている（宇田川洋校註 1981 『河野常吉ノート考古篇1—北海道先史時代遺跡—』）。このように、キウス周堤墓群を取り巻く周辺一帯は、周堤墓が集中する非常に特異な地域であるといえる。

史跡キウス周堤墓群西側の南長沼用水付近では、縄文時代後期の土器を主として縄文時代中期～擦文文化期の2,000点を超える遺物が地元住民により表採されている（千歳市教育委員会 2019 『史跡キウス周堤墓群総括報告書』）。イカベツ2遺跡の西方、史跡の北約1kmの段丘縁にはかつて堅穴群の存在が確認されており（北海道庁

1918 『北海道史附録地図』(図15)、旧オリカ川や湿地帯に臨む段丘縁辺を中心に史跡周辺の西側及び北側には未知の遺跡が所在する可能性が高い。

(ウ) 明治期の動向

キウス周堤墓群が所在する中央地区(キウス)の開拓は、明治24年(1891)の由仁街道開削に始まり、当地区は由仁、長沼、栗山へ通じる交通の要衝となった。すなわち、キウス周堤墓群の2号周堤墓及び4号周堤墓の破壊を伴う主要街道の開削が中央地区への入植、地域振興の契機となったのであった。

当地域への入植は、明治26年(1893)の村田重吉と木村寅蔵(チブニー川流域か)に始まるとされる。馬追丘陵の中央地区一帯は、明治初期から国の御料地とされていたが、その後国策によって牧場として開放されることとなり、滝川彌兵衛による滝川牧場、高木悌次郎・森井平兵衛による千歳牧場となった。その後、高木が一手に管理するところとなり、第一から第三までの牧場を設置した(図12)。高木から長沼、広島に通じる灌漑溝工事を請け負っていた鈴木六三郎は、明治39年(1906)に牧場の管理を一任されることとなり、中央地区に移転。さらに、明治40年(1907)から43年(1910)にかけて、高木からすべての牧場を一括して譲渡されることとなった。これが、キウス6号・14号周堤墓の保存につながることとなった。

ウ 発掘調査等の成果

史跡キウス周堤墓群は、明治時代に「キウシの堅穴」としてその存在が知られていた。これは、当時、北海道庁の嘱託であった郷土史研究家の河野常吉が、自筆の稿本『北海道先史時代遺跡』に、「新保清次郎の妻なるアイヌの話及野村恭三郎氏の見所、明治34年」と記した3話のひとつからうかがうことができる。「一、キウシの堅穴 キウシ川の^(マ)にて、道路側に大なる堅穴数個あり。其中一個は、道路其中央を貫けり。皆丸形にて直径は十間以上もあり。」(宇田川洋校註 1981 『河野常吉ノート考古篇1—北海道先史時代遺跡—』)。

現在、指定地域に9基の周堤墓があるキウス周堤墓群は、北海道庁が大正7年(1918)に刊行した『北海道史附録地図』に「先史時代原始時代の遺址」のひとつ「キウスの遺跡」として、「土塁を繞らしたる円穴5箇」(キウス1号～5号周堤墓)が縮尺1200分の1実測図(平面図・断面図)の形で掲載され(図14右)、また縮尺5万分の1の周辺地形図にその位置が記された(図15)。「北海道に於ける和人以外の人民に関する原史時代以前の遺跡」と定義された「遺址」の種別として「堅穴・チャシ即ち砦・遺物包含層・貝塚・環状石籬・岩壁の彫刻等」があげられているが、「キウスの遺跡」の種別は「普通の堅穴」とは区別されるものの特定されていない(北海道庁 1918 『北海道史附録地図』)。

この遺構実測は大正6年(1917)北海道庁技手松坂修吾により測量されたものであるが、これと同時に北海道庁嘱託阿部正己により「考古学上の調査」が行われており、調査結果は大正8年(1919)「北海道の土城」『人類学雑誌』第34巻第10号で報告された。ここで「キウスの遺跡」は、「アイヌ」の「チャシ」と見るべからざる特種のものであり、「キウスの土城」(「此種(「主として工事を施し土塁を円形又は方形に築き、必ずしも天険に抛らざる」)の砦は主として土塁より成るを以て、此に土城を名くる所以なり)として説明された。

「キウス土城の形状は円形に囲みたる土塁五個より成り、其中大小二個は東西に相接触して、且つ前者を擁護するか如く位置す、前二塁との距離は五六間あり其中の二個に土塁上に浅き出入口を設くるものあり、各塁何れも正円形にして、其内径最大なるものは、三十八間、最小なるものは二十一間、土塁の高さは最高のもは塁内一丈五尺、最低のもは約二尺あり、其中二個は塁内を常地より深く堀下ぐ、且つ北方三個中の中央のもは、斯く堀下げたる上に、内底の周囲に小壕を繞せり、塁外には総て壕を設けず」。

「何者の構築に成りしや」について「先づ遺物に由りて之が推定を下さんと欲し土城の内外を搜索したるも、(中略)一物も発見せず、依て更に発掘を試みて包含物並に其包含層に由りて此土城の築造年代を推定せんと欲し」て行われた1号周堤墓の「中心部」での「約9尺四方」「深さ9尺」の発掘は、「何等の包含層を発見せず、従て築造年代を概測し得る憑拠を発見すること能はざりき」結果であった(調査地点はいまだ特定されていない)。

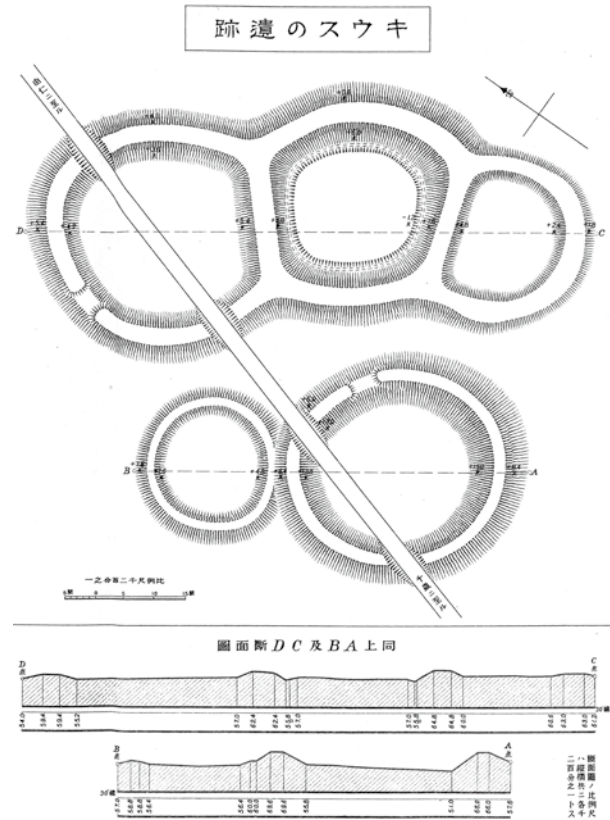
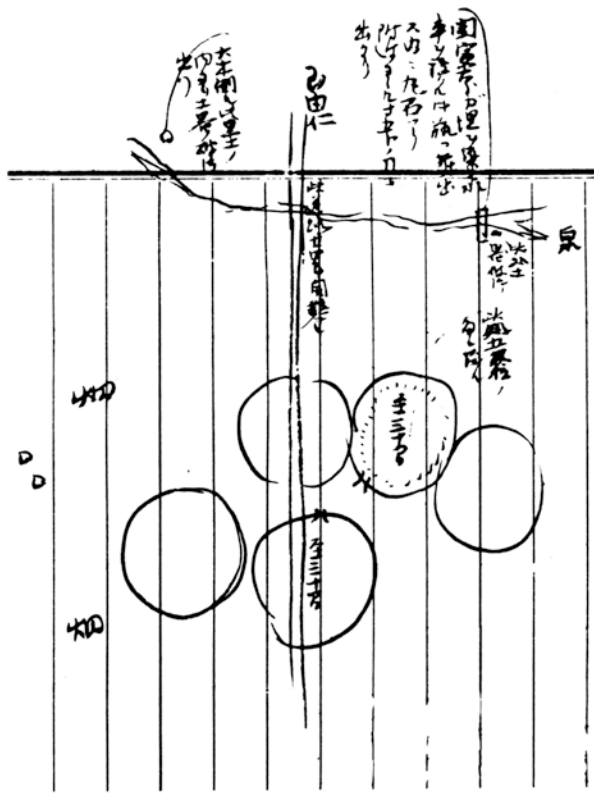


図14 「キウスの遺跡」図(大正6年)(左:宇田川校註 1981 右:北海道庁 1918)

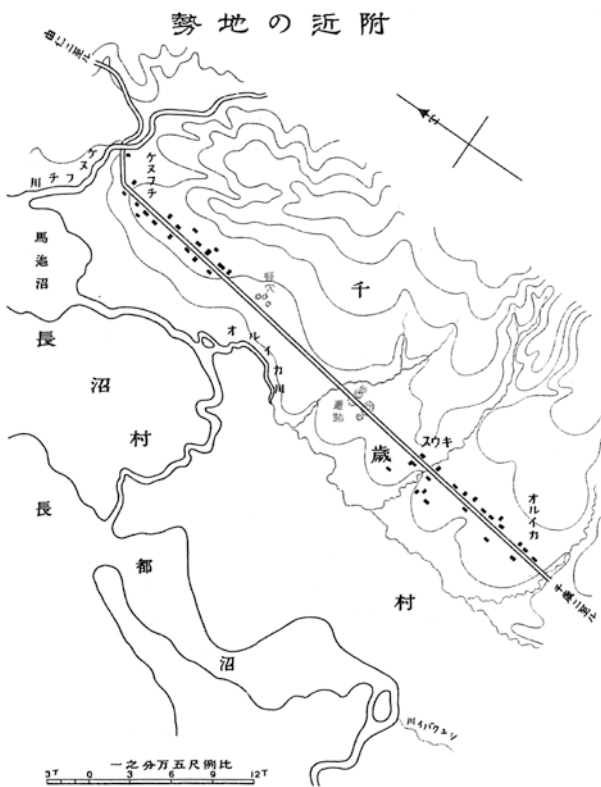


図15 「附近の地勢」図(北海道庁 1918)

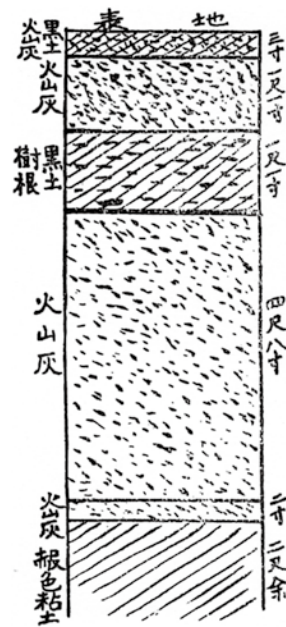


図16 キウス1号周堤墓発掘地層図(阿部 1919)

発掘地層は、昭和39年（1964）の1号周堤墓の発掘調査での地層（大場利夫・石川徹 1967 千歳遺跡）に対比でき、地表下2層目「火山灰」層が「第2層 樽前A火山灰層」、3層目「黒土」層が「第3層 黒土層」・「第4層 樽前C火山灰層」・「第5層 黒土層」を一括した層、4層目「火山灰」層が「第6層 樽前D火山灰層」となり、対比される各層厚は同じものとなっている(図16)。

阿部は、1号周堤墓北側のチャシ川・無名川の河岸崖及び下流倒木根より「アイヌ式」土器（縄文土器）の破片を採集しているが「土城とは関係なきアイヌの遺物なるや疑いなし」と判断した。

昭和30年（1955）発行の『日本人類学会 日本民族学協会 連合大会第9回記事 昭和29年10月』「67 北海道ストーンサークルと環状土籬」の報文で、河野広道は、周堤墓について「環状土籬とは、環状に土堤を周らせた石器時代住民の遺構である。」「環状土籬の内部には、墓壙を有する墳墓（1個の場合も、多数の場合もある）がある。」「その構築された年代は、本州の関東及び奥羽地方の新石器時代後期乃至晩期初頭に平行する文化期に属する。」と説明し、当時北海道内で確認されていた3か所の周堤墓（斜里町朱円栗沢台地、千歳町キウス、芦別市野花南）を紹介する中で、キウス周堤墓群については「チャシまたは土城の名で知られていた遺跡であって、昭和5年に北海道庁により史蹟として仮指定されたものである。この他千歳町内には数個所に同様の環状土籬があり、その1個を調査の際、中央部に墓壙が認められた。」と述べ、発掘調査に言及した。調査結果は未発表であるが、昭和42年（1967）刊行の『千歳遺跡』によると、調査された周堤墓は2号周堤墓から南南西約250mに位置する7号周堤墓（指定地域外）であり、昭和25年（1950）頃「土塁のほぼ中央部に石柱があつて、その付近から墳墓1ヶを発見し発掘した。それによれば墓壙にはベニガラが使われ、副葬品はなかった」という（大場利夫・石川徹 1967 『千歳遺跡』）。

千歳市では、昭和33年（1958）に設立された文化財調査委員会の文化財保護活動の一環として、チャシ等4か所の遺跡を対象とした昭和38年（1963）から4か年にわたる調査が計画され、昭和39年（1964）～40年（1965）に千歳市教育委員会がキウス周堤墓群の一部について発掘調査を実施した。また、この調査で「キウス遺跡の環状土籬群」として、「キウスのチャシ」の1号～5号周堤墓のほか、6号・7号と、「7号の南西約400m」のキウス川右岸に位置する8号・9号・10号の5基の周堤墓を発見し、分布図を作成した(図17)（8号・9号・10号は平成10年（1998）埋蔵文化財包蔵地の登載抹消）。「キウス遺跡」は、これらの周堤墓群のほか、発掘したこれと同時期の「平地住居址」・「遺物包含地」（指定地域外。現在のキウス1遺跡）を含むものとしている。

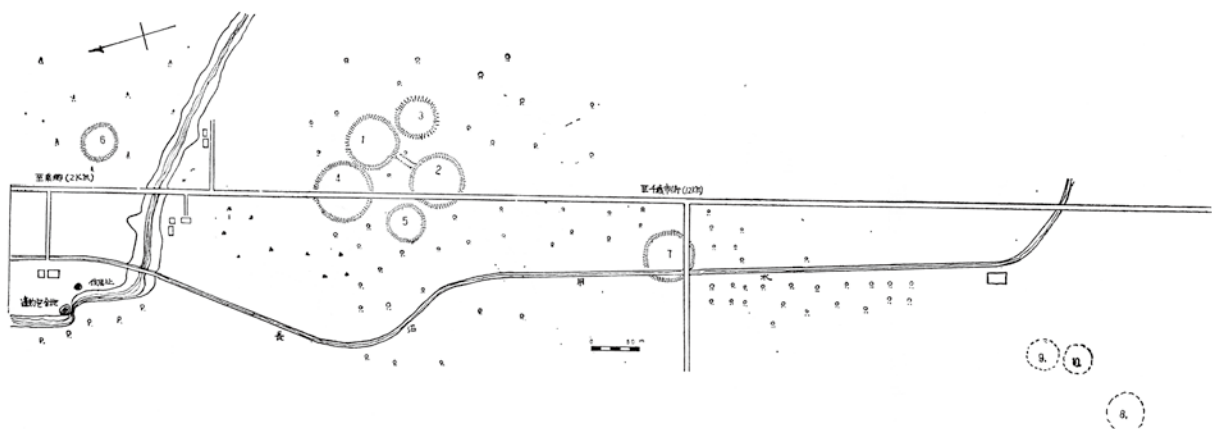


図17 「キウス遺跡の環状土籬」分布状態図（千歳市教委 1967：第17図）

昭和39年の1号周堤墓の調査では、周堤墓の中心から周堤にかけて幅1～2m、長さ33m、約67㎡のトレンチを発掘し、中心付近で、「今回の調査前にすでに発掘されており、内部が攪乱されていた」長径2mの墓坑1基



写真13 キウス1号周堤墓発掘区全景（1964年7月）（北より）



写真14 キウス1号周堤墓発掘区近景（1964年7月）（北より）

高木と灌木が密生し鬱蒼としていた1号周堤墓。発掘は7月26～29日の4日間で行われた。写真14に見る発掘区の底面が検出された周堤墓の底面である。右側手前の学生が立つ落ち込み箇所が「発掘前に攪乱したところ」(図18)であり、大正6年(1917)の阿部による発掘箇所かもしれない。学生の左側で第1号墓坑が確認されていて、この撮影後に、学生の右側が拡張されて(写真13)、第4号・5号墓坑が検出された。発掘区の奥が3号周堤墓方面で、もう1人の学生が立つ高まりが周堤である。現況は写真45(58ページ)で、高木により位置関係が対照される。



写真15 キウス1号周堤墓第1号墓坑検出状態（西より）

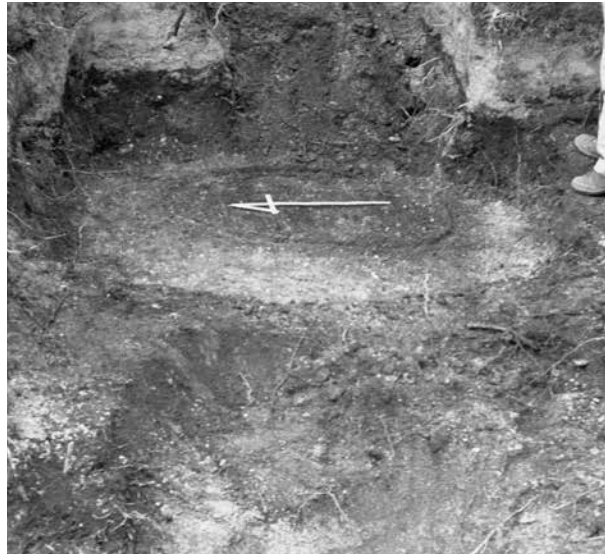


写真16 キウス1号周堤墓第2号墓坑検出状態（西より）

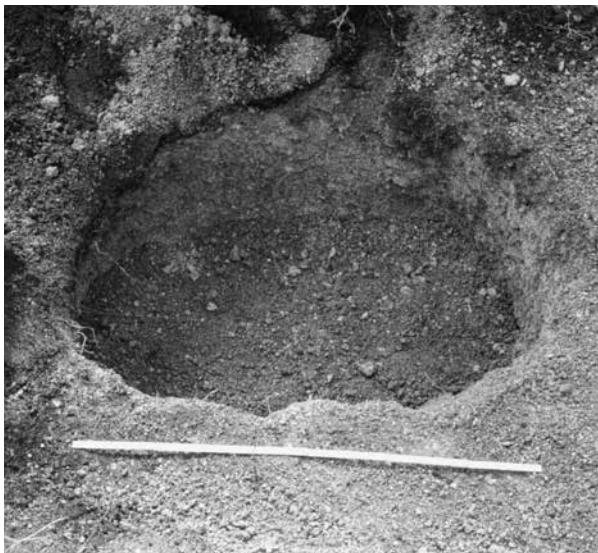


写真17 キウス1号周堤墓第3号墓坑完掘状態（東より）



写真18 キウス1号周堤墓第4号墓坑完掘状態（南より）

写真19 第4号（手前）・第5号墓坑検出状態（上：南より 下：東より）

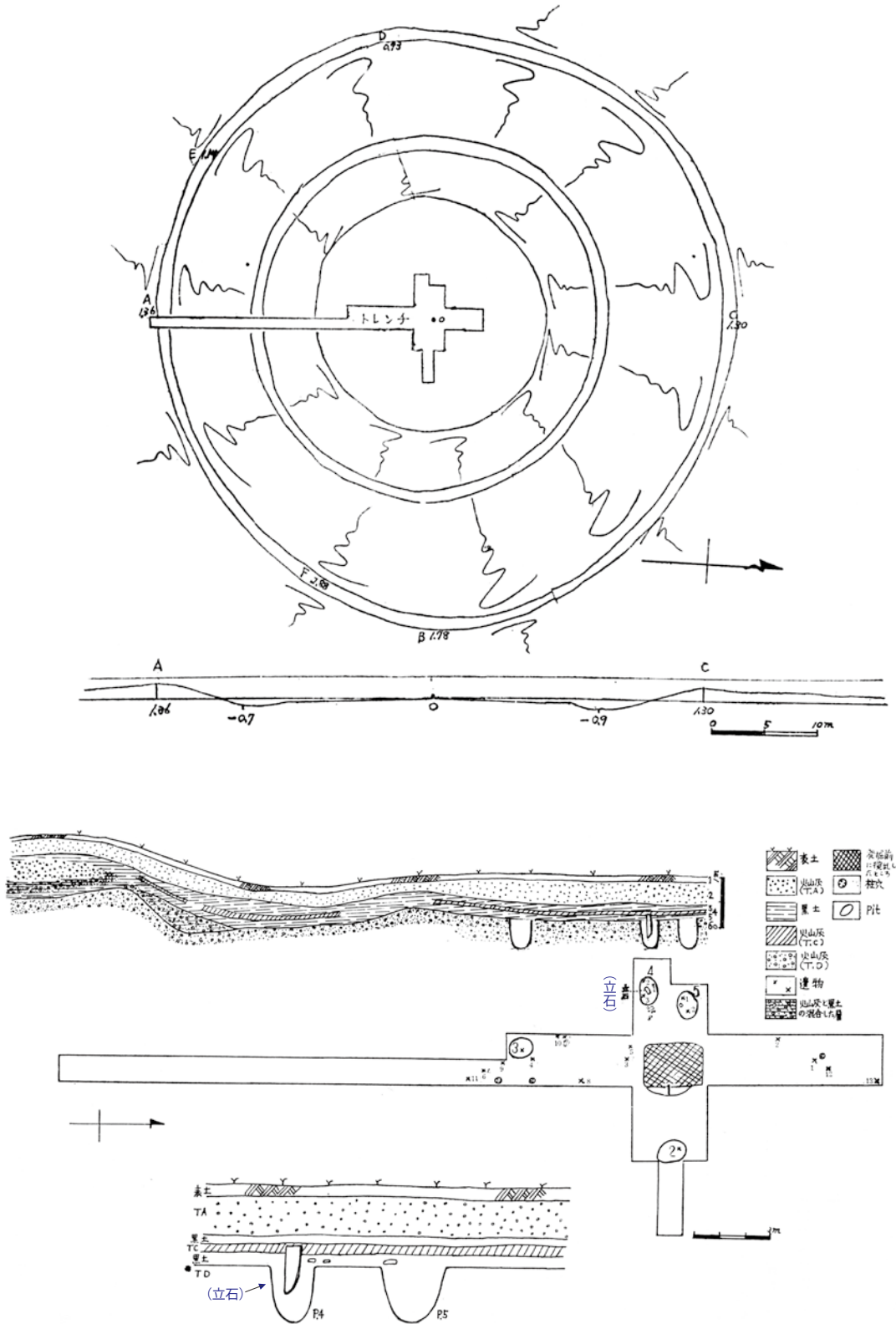


図18 キウス1号周堤墓実測図（千歳市教委 1967：第18・19図 に加筆）



写真20 キウス2号周堤墓発掘調査状況（1965年7月）（北西より）

発掘は7月28～30日の3日間で行われた。写真は道路寄りから発掘区を見たところ。一見発掘区が深く見えるが、これは発掘区脇に掘削排土を堆積したため。手前に礫群が検出されている。

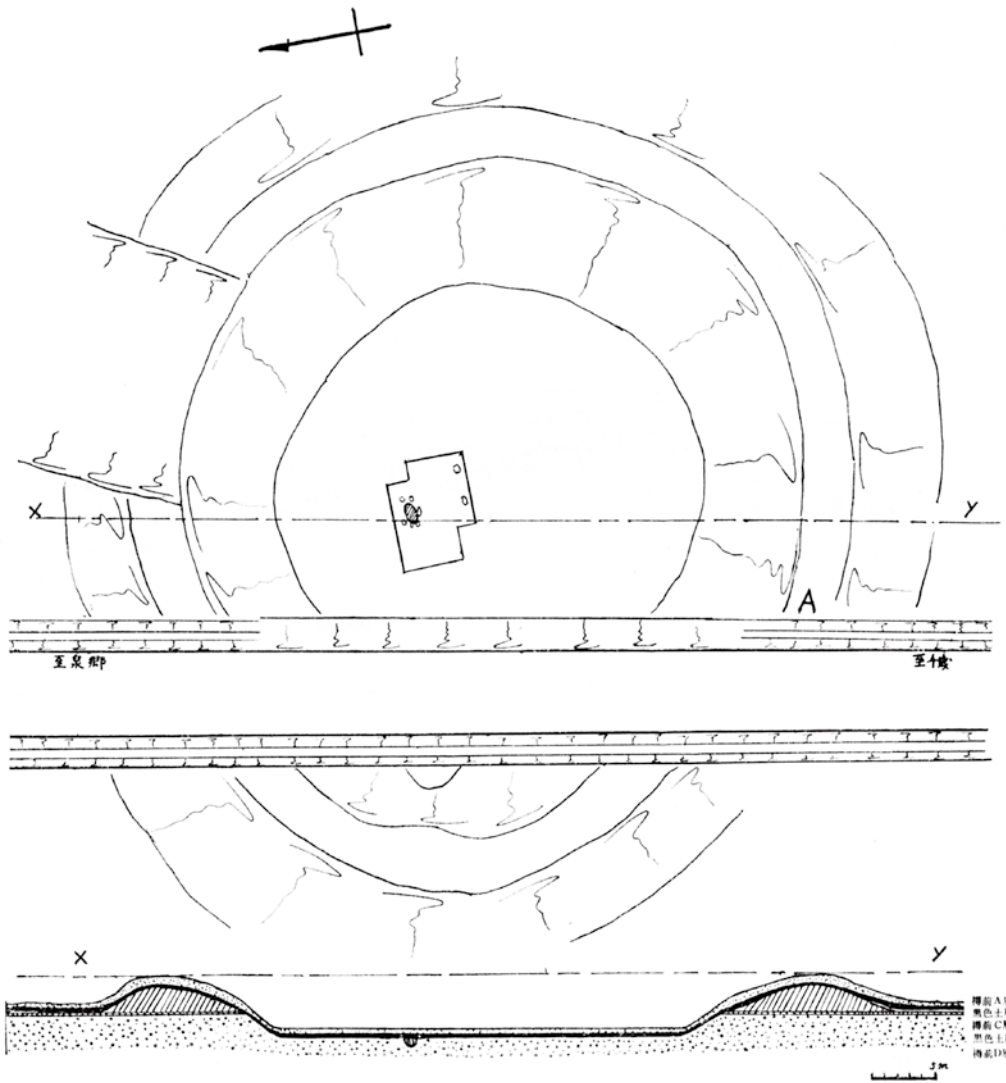


写真21 キウス2号周堤墓墓坑検出状態（北より）

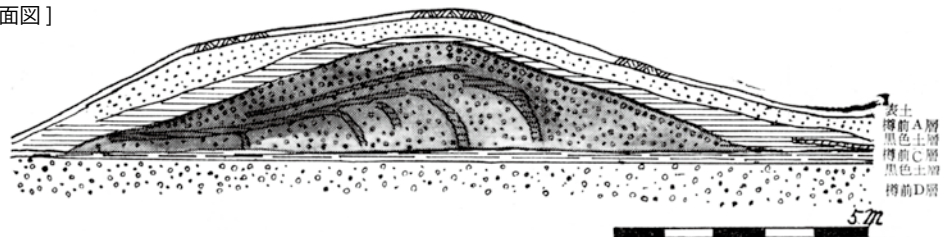
墓坑は礫群の中に置いた折り尺の手前側に位置する（図19「墳墓平面図」参照）。



写真22 キウス2号周堤墓周堤（図19「土籬A部」）断面（1965年6月）（西より）※2カット合成



[土籠 A 部断面図]



[墳墓平面及び断面図]

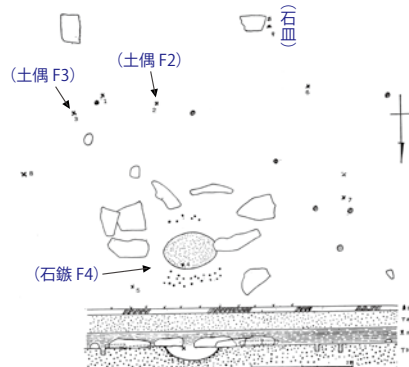


図19 キウス2号周堤墓実測図（千歳市教委 1967：第58～60図 に加筆）

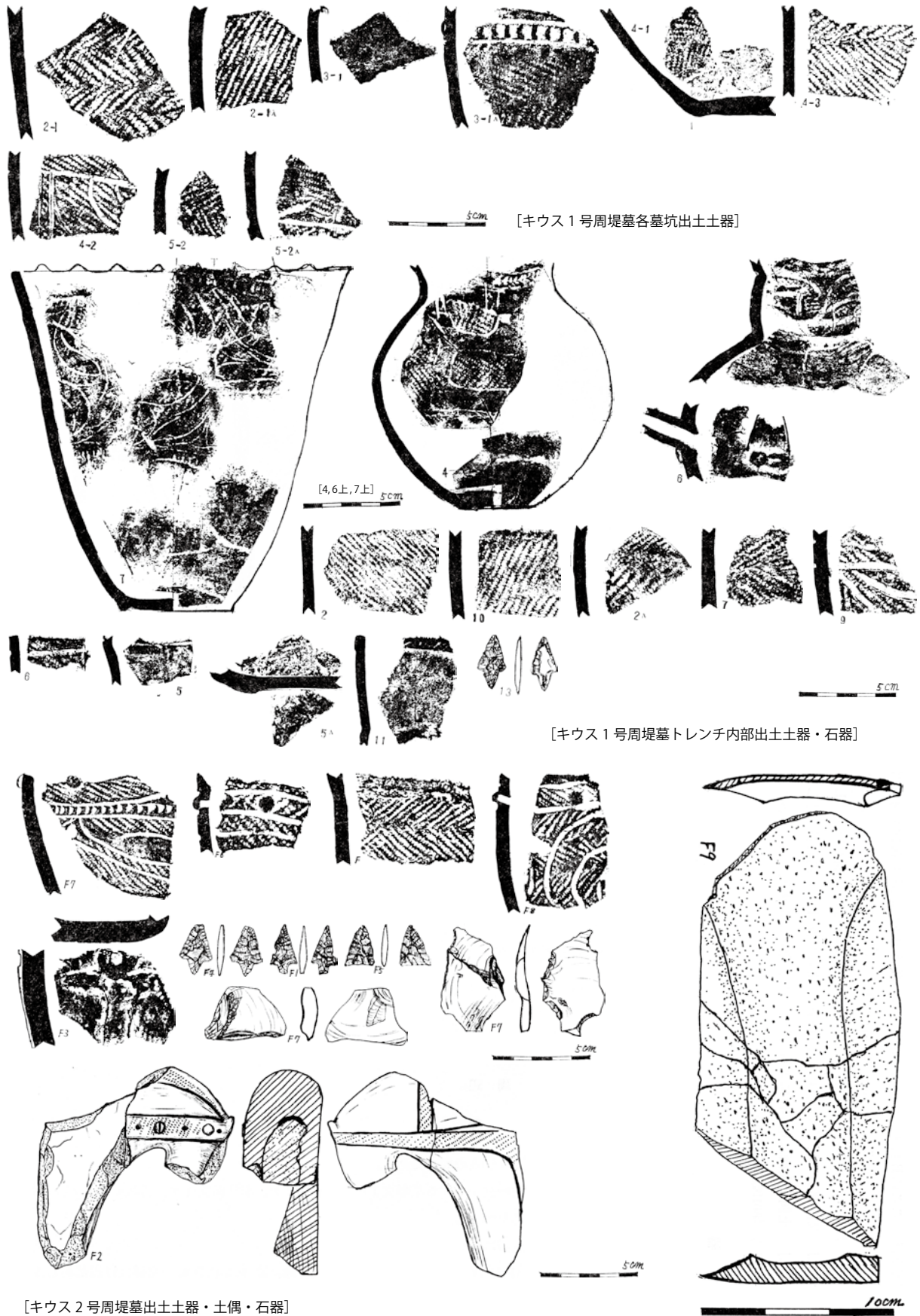


図20 キウス1号・2号周堤墓出土遺物実測図 (千歳市教委 1967:第20~22・61・62図)



写真23 キウス2号周堤墓近景（1964-65年頃。道路は当時の道道千歳由仁線）（北西より）※3カット合成

と、新たに長径1m前後、深さ60cmの楕円形、円形の墓坑を4基確認した。墓坑は長軸方向を南北方向にとるもの3基、東西方向にとるもの2基がある。各墓坑覆土から土器片、石器片が少量出土したが、坑底からの副葬品や赤色顔料は検出されていない。また、いずれも墓坑においても人骨の遺存は確認されなかった（「墓坑内の遺体は腐朽して土状化していた」と報告）。「第4号墓坑」では墓坑中心部（埋土）に長さ62cmの立石（石柱）が検出された（図18・20、写真13～19）。

翌40年には2号周堤墓の中心付近で約48㎡の発掘調査を行い、東西方向に長軸を持つ楕円形の墓坑を1基確認した。規模は、長径108cm、短径97cm、深さ25cmを測る。副葬品や人骨については、「墓坑の内部には腐朽した骨格の残存が認められ、点状のベニガラ（酸化鉄）が検出されたが、底部には一面に敷きつめたベニガラ層が認められた。また、遺体の副葬品として黒曜石の石鏃1ヶが出土した」と報告された。墓坑周囲に8個の配石がみられ、付近から土偶やベンガラが付着した石皿などが出土した（図19・20、写真20・21）。また、この発掘に先立ち、同年の道路拡幅工事の際に「再び削られた」2号周堤墓周堤の土層断面が記録された（図19、写真22・23）。

この一連の発掘調査の報告書『千歳遺跡』で、1号周堤墓は「広義では、これら（「先に斜里で発見調査された、環状土籬」）と同様の環状土籬の種類と考えられ」、「縄文文化晩期初頭」に構築された「墳墓」であると判断された。またキウス遺跡の「環状土籬群は、平地住居を残した人々の墳墓であり」、「本遺構の構築は、共同体で行われたものと考えらるべきであり」、「環状土籬の存在は、共同体を単位とした生活圏が確立していたための所産とみることができよう」と述べられている（大場利夫・石川徹 1967『千歳遺跡』）。

これらの調査とは別に、上記の道路改良工事の際に4号周堤墓北側外縁部で発見された土坑墓が1基発掘され、石棒の副葬が確認されている（石川徹 1969「北海道千歳市キウス環状土籬外縁部墳墓について」『北海道考古学』第6輯）

（図21、写真24・25）。土坑墓は、北西-南東に長軸を持つ楕円形平面を呈する。規模は、検出面で長径約185cm、短径約90cm、深さは約60cmを測る。坑底には1段低い坑底面に多量のベンガラが散布されており（西北部に厚い（約4cm）、その範囲で土坑規模を見た場合は、長径約110cm、短径約90cm、深さは約60cmである。

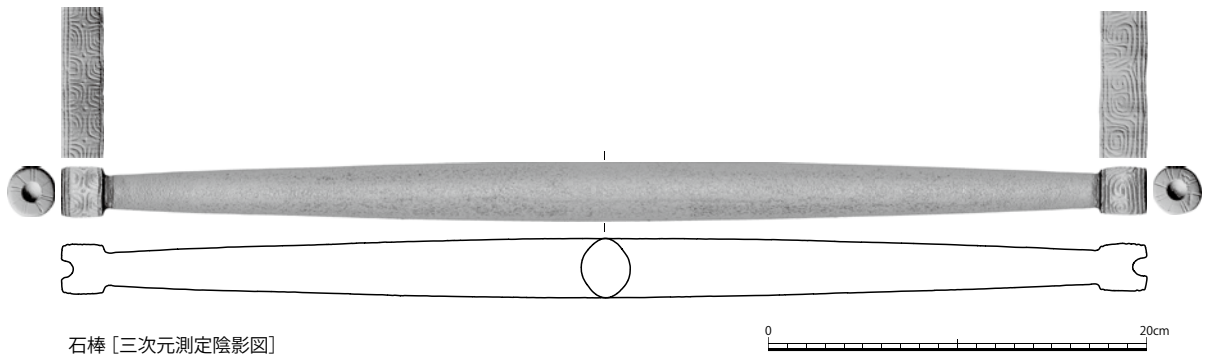
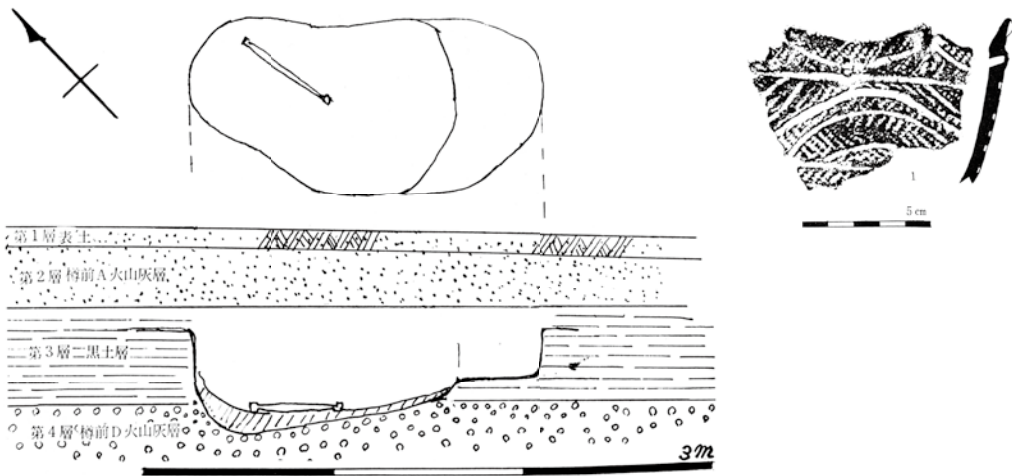
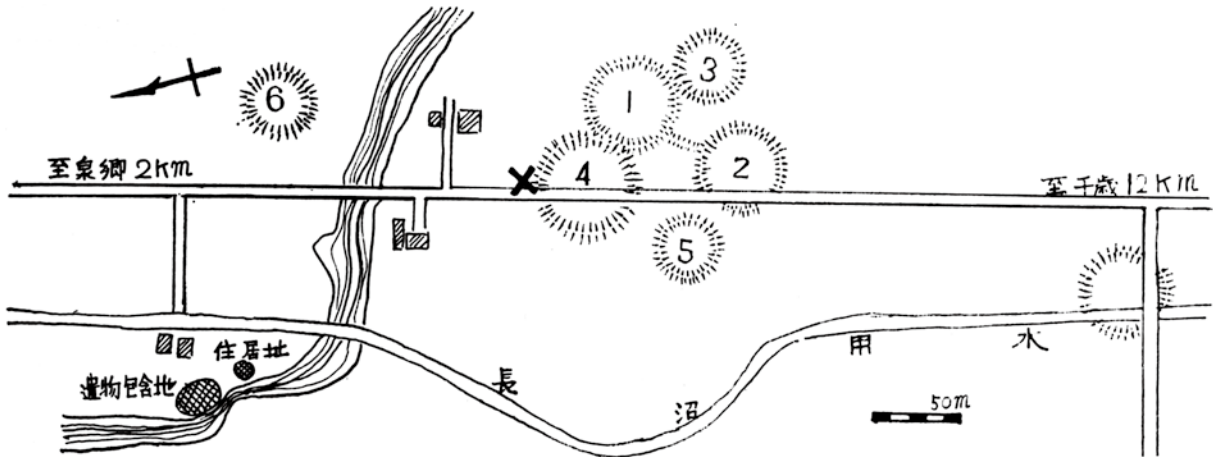
「遺体は腐朽して全然痕跡をとどめていない」。完形の両頭石棒はベンガラ層中にあり、埋土中位から土器片が1点出土している。



写真24 キウス4号周堤墓外縁部土坑墓内石棒出土状態（南西より）



写真25 キウス4号周堤墓外縁部土坑墓調査状況（西より）（↓が土坑墓の位置。右側の土手が4号周堤墓周堤）



石棒 [三次元測定陰影図]

図21 キウス4号周堤墓外縁部土坑墓位置図及び土坑墓・出土遺物実測図（石川 1969：第1・3・5図 ほか）

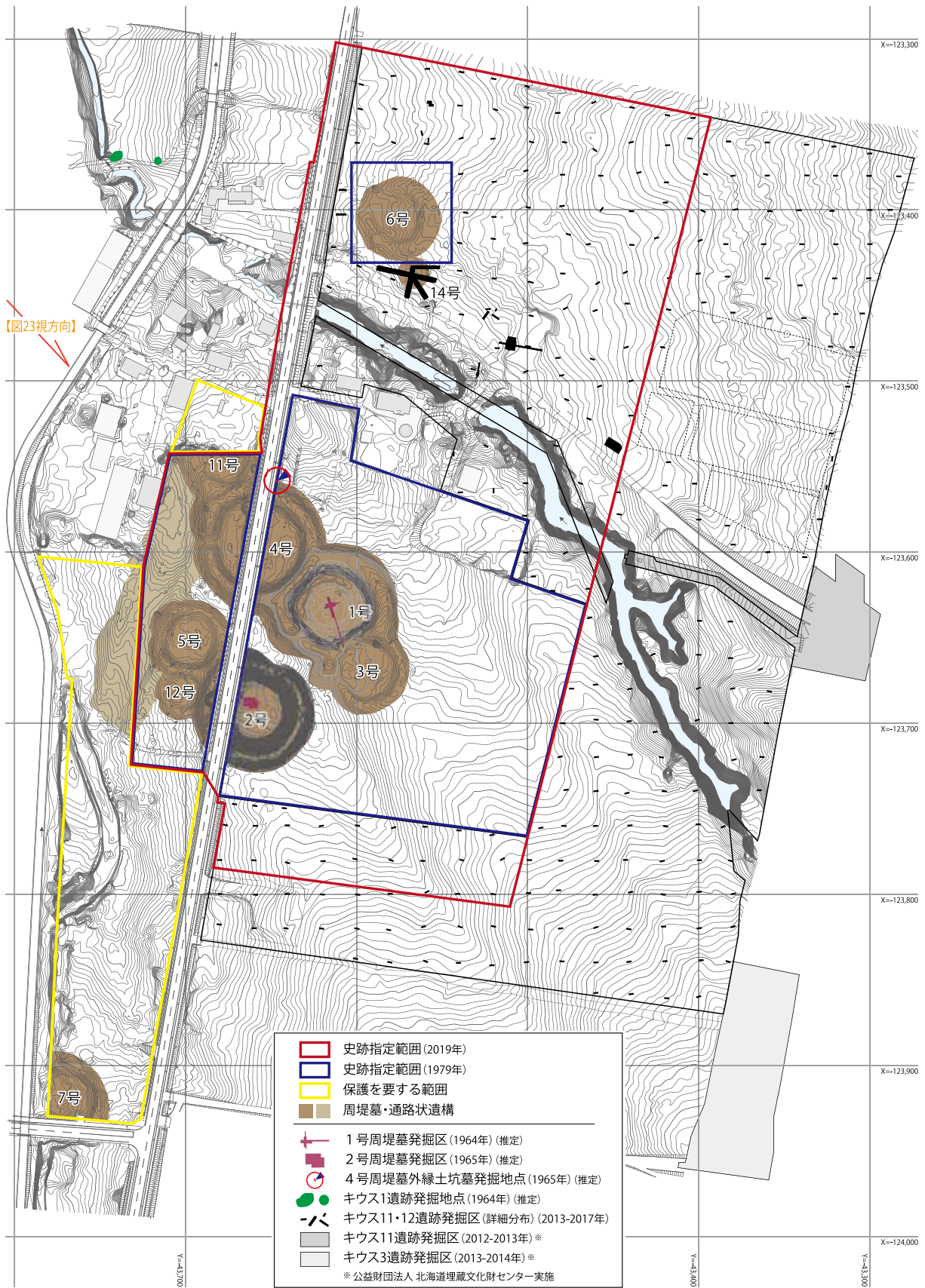


図22 発掘調査地点図

昭和52年（1977）、奈良国立文化財研究所（現 独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所）の田中琢、佐原眞らは、北海道において開催された広域遺跡保存シンポジウムの後、千歳に立ち寄り、当時文化庁調査官であった小林達雄の勧めでキウス周堤墓群を訪れることとなった。自然環境の支配下にあった縄文人が大規模記念物を造営したという認識は当時としてはなかったことから、田中・佐原両氏はキウス周堤墓群の規模に大きな衝撃を受け、それまでの縄文文化のイメージは大きく変換を迫られるところとなったという。

こうして、遺跡の重要性が強く認識されたことから、翌昭和53年、千歳市教育委員会は、遺構の実態の把握と史跡指定申請の資料を得る目的で奈良国立文化財研究所の協力を得て遺跡の地形実測（基準点測量及び周堤墓の細部測量（縮尺200分の1））を行い、縮尺1000分の1の実測図（図10）を製作した（西村康 1979 「キウス環状土籬群の地形実測について」『千歳市における埋蔵文化財(上)』千歳市教育委員会）。これは無名川を含み、北側の6号周堤墓から南側の2号周堤墓までの範囲を対象とするもので、当時国内に数台しかない光波測距儀や経緯儀を使用した測量により従来見落とされていた11号周堤墓と12号周堤墓の存在が明らかになった。周堤が接続する群では周堤の一部共有あるいは重複が認められ、「土砂の堆積状況」から11号→4号→1号←3号、12号→5号→2号の順序（旧→新）で「いくらかの時間的傾斜をもって」周堤墓が構築されたことが推定され、周堤墓の大型化が指摘された。構造上の特徴として各周堤墓が周堤に1か所その一部分を低くした開口部を有することが確認された（大谷敏三 1978 「環状土籬」について『考古学ジャーナル』No. 156）（図10・23参照）。

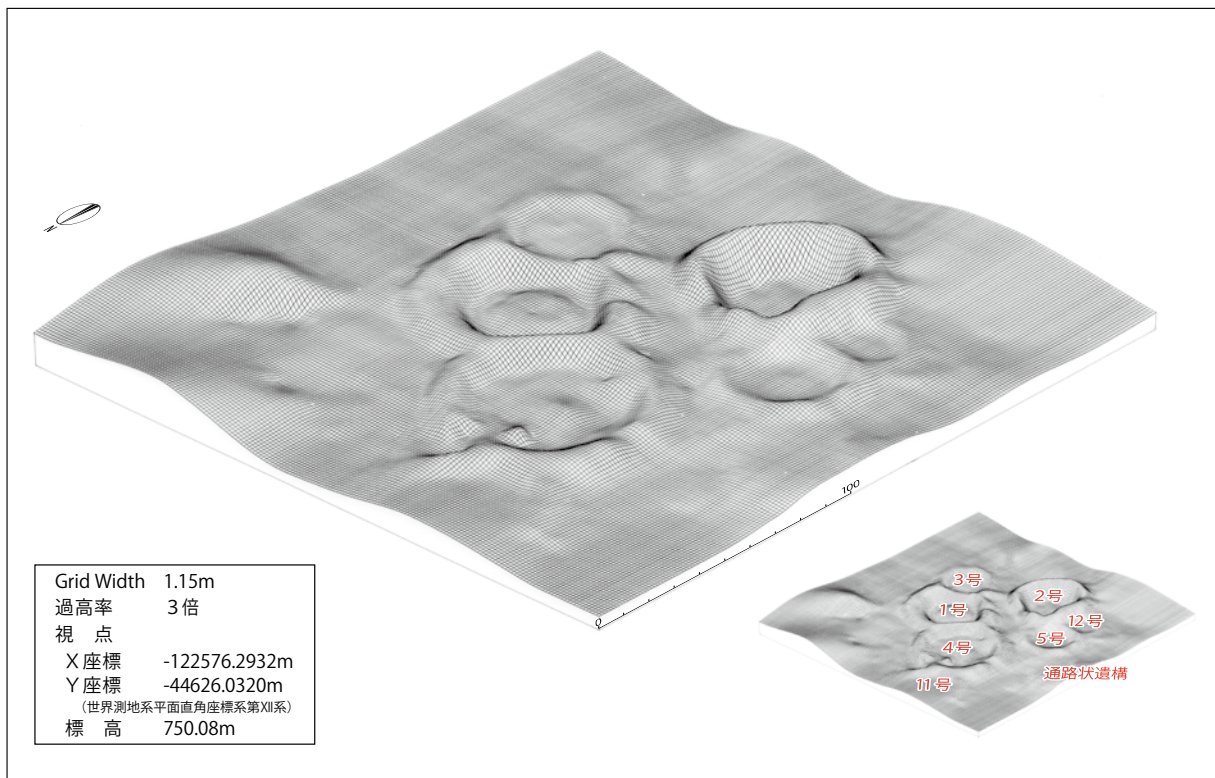


図23 史跡キウス周堤墓群ワイヤーフレーム地形図

平成25年（2013）～29年（2017）に千歳市教育委員会により史跡指定地周辺の初の詳細分布調査が、国道337号東側の区域を対象として実施された（千歳市教育委員会 2019 『史跡キウス周堤墓群総括報告書』）。

周堤墓は、無名川北側において6号周堤墓に南接した周堤墓が1基（14号周堤墓）新たに発見された（図22・24、写真26・27）。推定規模は、竪穴部が直径10.7m、周堤外径が18.6mであり、史跡既指定の各周堤墓と比較すると小型である。キウス周堤墓群とキウス4遺跡の周堤墓についての外径・内径・竪穴床面から周堤頂部ま

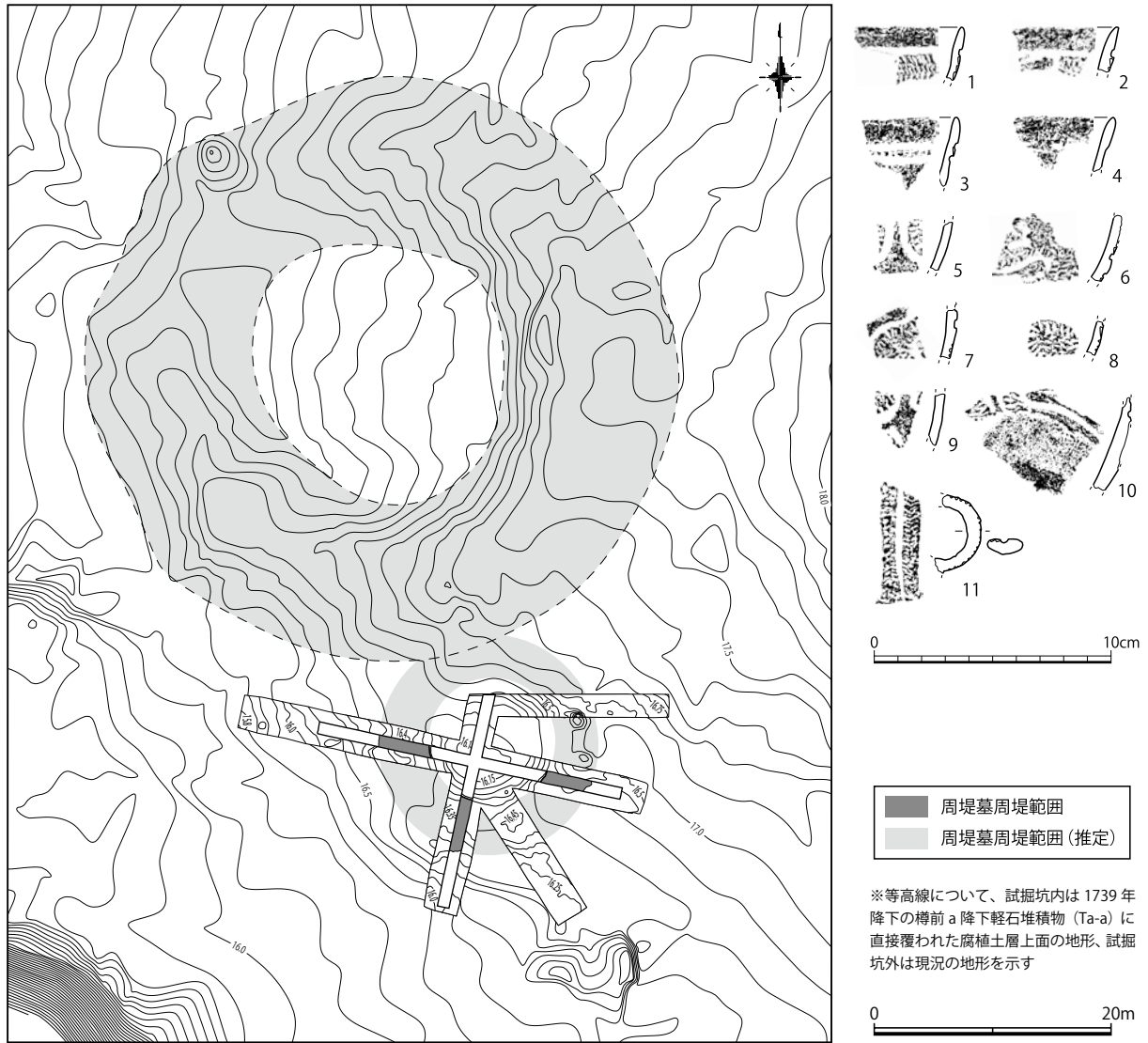


図24 キウス6号周堤墓(上)・14号周堤墓実測図及び発掘区(遺構外)出土土器拓影図



写真26 キウス6号周堤墓(上)・14号周堤墓全景(空中写真)



写真27 キウス14号周堤墓検出状態(南西より)

での高さに基づく周堤墓の規模を分類した基準（藤原秀樹 2000「キウス4遺跡・キウス周堤墓群における周堤墓の分類と新旧関係」『千歳市 キウス4遺跡(5)』(財)北海道埋蔵文化財センター)に照らすと、これは、堂林式古段階に位置づけられているキウス4遺跡のX-c及びX-3周堤墓（阿部明義 2014「盛土遺構と周堤墓—千歳市キウス4遺跡の形成過程—」『日本考古学協会2014年度伊達大会研究発表資料集』）に近い規模であり、第2群に相当する。これによる変遷では、キウス12号周堤墓に先行し、史跡指定の周堤墓の中では最古段階に位置づけられる可能性がある。ただし、14号周堤墓を確認したトレンチから、堂林式新段階～「三ツ谷式併行」段階に属する把手付き鉢形土器が出土していることもあり、14号に明確に伴出する土器がないことから、今のところ、土器型式に基づく編年的位置づけは困難である。しかしながら、キウス周堤墓群の出現はキウス4遺跡との関係から論じられており（藤原 前出、大谷敏三 2010『北の縄文人の祭儀場・キウス周堤墓群』、坂口隆 2014「キウス周堤墓の出現と遺跡形成過程」『日本考古学協会2014年度伊達大会研究発表資料集』）、14号周堤墓はキウス周堤墓群の形成を考える上で重要な遺構である。

6号の北側では土坑墓が2基確認された。全体が把握された土坑墓ⅡP-2は、墓坑北側に小規模なピットが付属し、北北西—南南東に長軸を持つ楕円形平面を呈する。長軸方向は4号周堤墓外土坑墓とほぼ同じである。規模は、検出面で長径149cm、短径63cm、坑底面で長径138cm、短径47cm、検出面からの深さは86cmを測る。本来の深さは100cmほどと推定される。遺物は出土していない。また、遺体痕跡やベンガラも検出されなかった。土坑墓ⅡP-3は、東北東—西南西方向に長軸を持つ楕円形平面と推測される。確認された長軸の規模は約2.5mで大型である。壁高は約60cmと推定される。これらの土坑墓は東西南北20mの間隔で配置された1m×3m規模の発掘区で南北に隣接した発掘区から確認されていることから、6号周堤墓の北側区域に土坑墓からなる墓域が存在する可能性がある。

このほか、詳細分布調査では、縄文時代後期後葉の遺構・遺物の分布状況から、既知の周堤墓集合地点から東側（丘陵側）の区域については建物跡や炉跡はなく、周堤墓と同時期の居住域が存在する可能性は極めて低いことが明らかになった。

詳細分布調査と同時に実施された地形測量は、現況地形と地表の形態として周堤墓の形状を把握すること及び地形に周堤墓の痕跡を発見することを目的として、昭和53年（1978）の測量区域より広い、6号周堤墓の北側から7号周堤墓までの範囲、0.249km²を対象として行われた（縮尺500分の1・指定地内周堤墓範囲とその周辺の縮尺100分の1）。これにより、周堤の輪郭や接続状態、竪穴部の地勢といった各周堤墓の形状がより鮮明となり、昭和39～40年（1964～1965）の発掘トレンチの位置推定もより確からしくなった。また、広範囲の微地形を図化したことで、尾根状の高まりに立地する周堤墓（群）の占地状況や相対的な位置関係が段丘地形の状態と合わせて明らかになるとともに、チャシ川・無名川南側の周堤墓群に関連して、群の西側縁辺部に道跡を推測させる起伏のある地形（「通路状遺構」）が確認された（図22・25）。

この通路状遺構は、4号・5号・11号周堤墓の周堤に接し、周堤墓がのる尾根を横断して南北に延びる2条の並列した盛り上がりとそれらに挟まれた窪み地形である。起伏の一部は、昭和53年の地形実測図（図10）で12号周堤墓の西側で部分的に飛び出した周堤の一部として破線で指示されている。

今回の測量図で看取される窪み地形は延長が約150mで、12号周堤墓の南西にある旧長沼用水跡地から直線的に北北東へ延び、4号周堤墓の周堤開口部付近で南東から延びる浅い谷に合流し、4号・11号の周堤外縁に沿って西へ曲がる。5号周堤墓の周堤西側部分がこれと重複し、4号周堤墓の西側周堤の一部も重複していることは該当箇所の高まりから推測される（重複の新旧関係は不明である）。4号周堤墓と5号周堤墓の間辺りでは、東側の盛り上がりが基底面で幅約14m、西側で約15m、盛り上がり間が約11m、また12号周堤墓西側の辺りでは、東側の盛り上がりが基底面で幅約14m、西側約12mで、間は約10mを測る。盛り上がりの高さは40～70cm程度である。

この現況は、史跡から南西約600mに所在する後期後葉の住居・周堤墓・盛土遺構等からなる集落遺跡、キウ

この図は国土地理院発行の1:5,000国土基本図「XII-OC 19」(昭和46年測量)及び財北海道埋蔵文化財センター発行の「千歳市キウス4遺跡(10)付図」(2003年)を複製、加筆したものである。

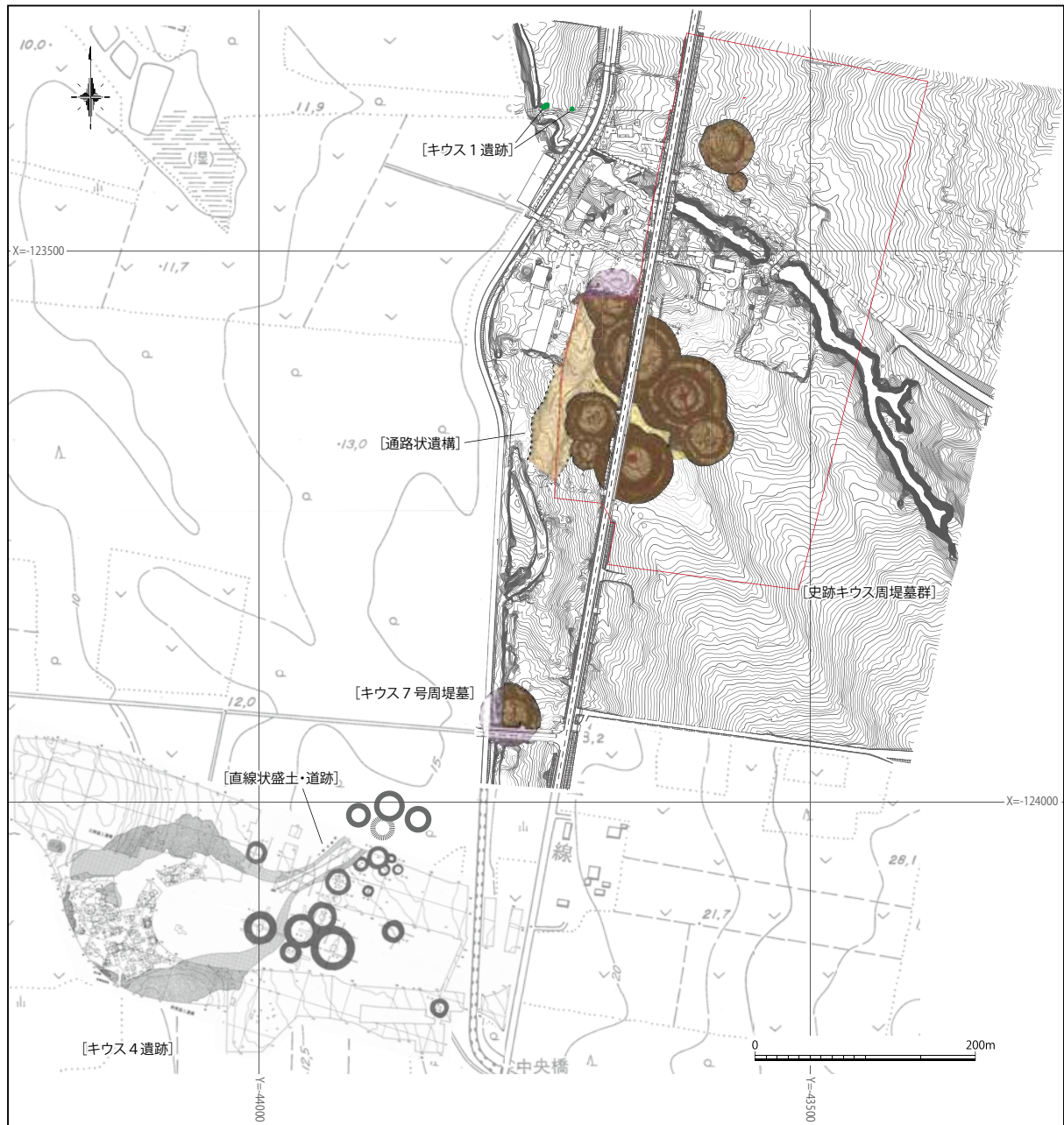


図25 史跡キウス周堤墓群・キウス4遺跡(縄文時代後期後半)遺構全体図

キウス4遺跡で検出された「直線状盛土遺構・道跡」(財北海道埋蔵文化財センター 2000『千歳市 キウス4遺跡(5)』)と同様の遺構のあり方を反映している蓋然性が高い。キウス4遺跡の「直線状盛土」は、道跡の両側(北側・南側)に並列に造られる盛土で、その一方(南側)の盛土遺構が「隣接する周堤墓の縁をつなぐかのように構築され」と報告されている。史跡にみられる現況は、キウス4遺跡でのこの遺構と周堤墓との位置関係と同様である。キウス4遺跡の遺構幅は、南側の直線状盛土で4.6~6.0m、北側直線状盛土で発掘時の残存値が約4.2mで本来は6mほどと推定され、これらの間隔は約10~15mである。現況の窪み地形とは確認状態が異なり規模の異同は一概にはいえないが、列の間隔は近似すると思われる。

チャシ川・無名川の南側に集合した周堤墓群は、群の西端に位置してその方向性からキウス4遺跡方面に連絡すると推測される、4号・5号・12号の各周堤墓周堤低下部が面する人工的な道「通路状遺構」と、これに接続して1号・3号と2号周堤墓の間をはしりこれら周堤墓の周堤低下部が面する「浅い谷地形」（道として利用し得る自然の窪み地形）・幅広の鈍頂な尾根地形との位置関係をもって群が形成されたと想定される。

エ 景観調査の成果

史跡キウス周堤墓群は、「土木構築物として特異な景観を残し、」（昭和54年10月23日付け庁保記第2の55号「史跡の指定について（通知）」）、また「顕著な景観をなして現認される」（文化庁文化財保護部監修『月刊文化財 6月号（189号）』（昭和54年））と、その独特な遺跡景観が着目され、指定説明においてもふれられている（前項参照）。これは、周堤墓という遺構そのものの規模・形状の特異性とどまらず、個々の配置が組み合うことによって形成された群としての特異な態様が、時代を経る中で、腐植土や火山灰で覆われながらも現在の地勢に表出しているということである。現在、来訪者の見学可能な1号～4号周堤墓のある区域を中心に、その見え方について調査し、その特徴を抽出することとした結果、以下のことが確認された（図26、写真28～51）。

- ・円環の土堤を持つ大きな凹地が群在する様子は、1号と4号の周堤が接続する部分の北側付近、及び3号周堤墓東側付近に立つ時に認識しやすいこと。
- ・周堤の地面から高まった様子は、内側から見た場合の2号周堤墓で顕著であり、同じく1号周堤墓においても完全形として整った状態を見ることができること。
- ・外側から見た場合も周堤は2号周堤墓で明瞭であり、「浅い谷」では段丘緩斜面に構築された状況も併せてよく分かること。
- ・周堤墓単独の特異な全体像は、1号周堤墓でその周堤天端のどの位置からもよく見ることができること。
- ・周堤墓の内側に立つ場合に、その大きさ（広さ）が際立って認識され、1号周堤墓では圍繞する土堤に視界が遮られるため、内側が限られた空間であることが意識されること。
- ・樹木の存在と、季節ごとの繁茂のちがいが、その見通しにおいて景観に大きな影響を及ぼしていること。

【写真28】 見学者用駐車場から史跡内周堤墓群に向かう樹林内通路。中ほどから木立の隙間に2号周堤墓の外観（周堤）が現れる。周堤天端の平坦さが印象的である。

【写真29】 2号周堤墓の外縁南東部付近から1号周堤墓方面を見る。左手に2号周堤墓の周堤が約2mの高さで平らに続く。周堤に沿って進むと右手から正面にかけて3号周堤墓・1号周堤墓の連なりが現れる。

【写真30～32】 2号周堤墓の南側周堤天端から内側を俯瞰する。国道の向こう側の周堤を含めた全周を見ることができ、2号周堤墓の大きくて深い規模を実感することができる。この視点場付近では、来訪者が高さ約2mの周堤斜面を歩くため、踏圧による被覆土の消失が著しい。写真30～32は時季による見え方を比較している。6月下旬実施の草刈り以前では地表の様子が分からない。枝葉が茂り見通しは不良である。10月、11月は見通しがよいが立木の多さを感じる。地勢の鮮明さに差異がみられる。

【写真33】 2号周堤墓の内側中央付近から周堤低下部を見る。約5mの高さをもって東側を半周する周堤は圧巻だが、西側をはしる国道擁壁がその迫力を減じている。規模とともに構造の特徴ははっきりと分かる。

【写真34・35】 3号周堤墓の全景を1号周堤墓南側周堤及び2号周堤墓東側周堤裾付近から見る。周堤墓は周堤とまわりとの比高差が小さいため目立たないが、下草がない時期の方が比較的輪郭を認識しやすい。

【写真36】 1号周堤墓と2号周堤墓の間にみられる「浅い谷地形」では、1号・2号周堤低下部の様子を見ることができ、段丘緩斜面の状況も分かる。

【写真37】 2号周堤墓周堤低下部を4号周堤墓の南側周堤付近から見る。周堤の高まり、2号周堤墓の深さと奥行き（内側は見えない）が感じられる。

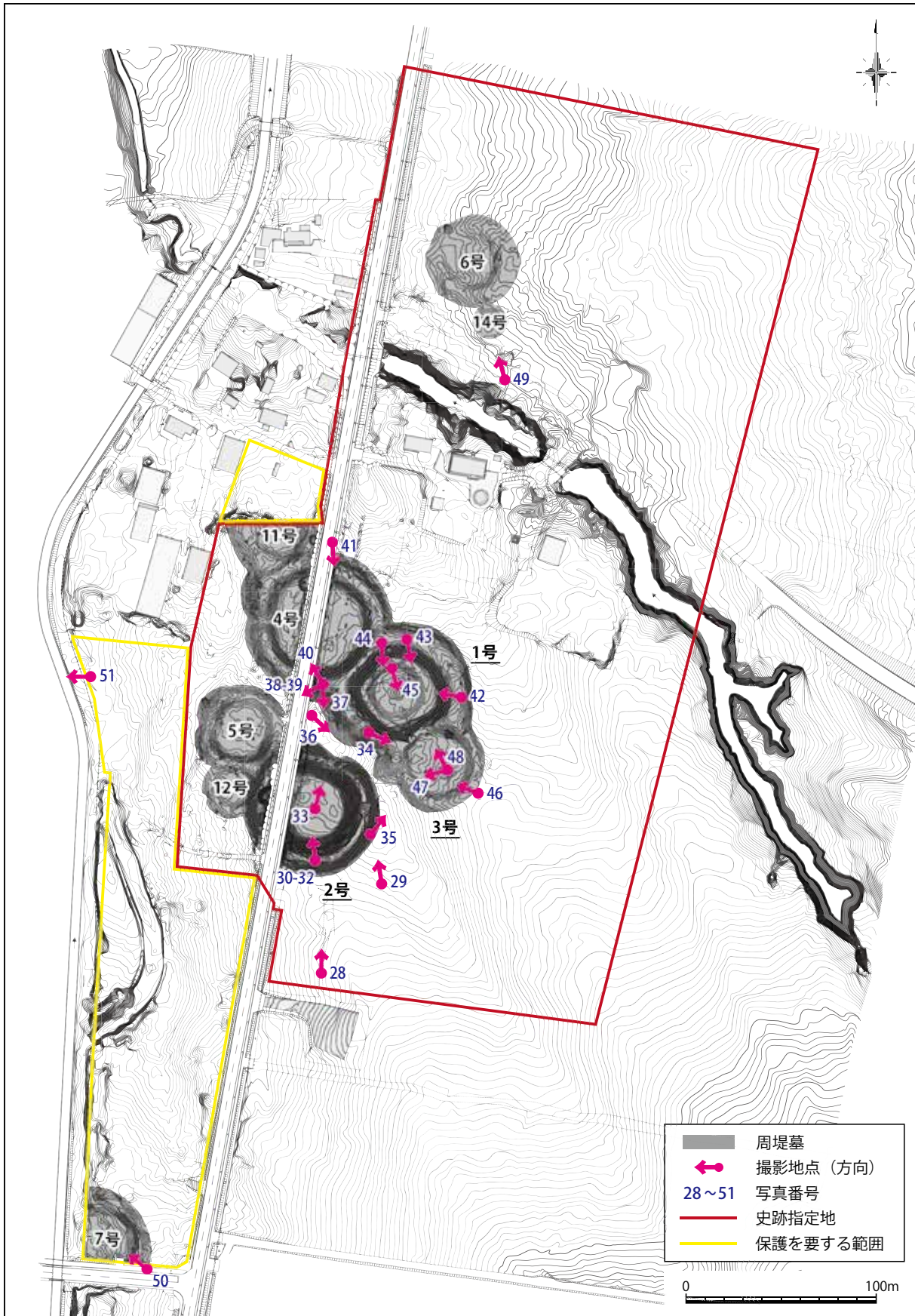


図26 景観調査図



写真28 周堤墓群に向かう樹林内通路から2号周堤墓を見る(7月)



写真29 2号周堤墓外縁南東部付近から1号周堤墓方面を見る(6月)



写真30 2号周堤墓周堤南東天端からの俯瞰(1)(6月)



写真31 2号周堤墓周堤南東天端からの俯瞰(2)(10月)



写真32 2号周堤墓周堤南東天端からの俯瞰(3)(11月)



写真33 2号周堤墓内部中央付近から周堤低下部を見る(10月)



写真34 1号周堤墓周堤南天端から3号周堤墓を見る(10月)



写真35 2号周堤墓周堤東裾部から3号周堤墓を見る(11月)



写真36 1号・2号周堤墓の周堤高まりと段丘地形(谷地形)を見る(10月)



写真37 4号周堤墓南側周堤から2号周堤墓周堤低下部を見る(10月)



写真38 4号周堤墓南側周堤から5号周堤墓を見る(1)(10月)



写真39 4号周堤墓南側周堤から5号周堤墓を見る(2)(11月)



写真40 4号周堤墓周堤南部からの俯瞰(7月)



写真41 国道から4号周堤墓を見る(10月)



写真42 1号周堤墓東側周堤からの俯瞰(7月)



写真43 1号周堤墓周堤北天端から3号周堤墓方面を見る(1)(11月)



写真44 1号周堤墓周堤北天端から3号周堤墓方面を見る(2)(7月)



写真45 1号周堤墓内部北付近から3号周堤墓方面を見る(10月)



写真46 3号周堤墓外縁東側からの俯瞰(10月)



写真47 3号周堤墓内部から2号周堤墓を見る(7月)



写真48 3号周堤墓内部から1号周堤墓を見る(7月)



写真49 無名川北側の私道から6号・14号周堤墓を見る(11月)



写真50 市道から7号周堤墓を見る(1月)



写真51 保護を要する範囲から西方周辺地域を望む(1月)

- 【写真38・39】 5号周堤墓を4号周堤墓の南側周堤から見る。全体をはっきりとした輪郭で見ることができる。国道を手前に挟むが、国道の向こう側の区域に立つより外観は分かりやすい。時季により地表の見え方にちがいがみられ、10月の方が明瞭である。
- 【写真40】 4号周堤墓を周堤南側から見る。規模が外径約79mと大型であり国道が中央部を縦貫しているため、周堤墓全体を見渡しがたく、形状を把握しにくい。
- 【写真41】 4号周堤墓の東側を周堤北側の国道歩道から見る。周堤墓のくぼみ、周堤の高まりがはっきり分かる。
- 【写真42】 1号周堤墓を周堤東側から俯瞰する。1号周堤墓は周堤天端のどの方角からでも内側全体を俯瞰することができる。内部底面の高まりも明瞭で、構造が最もよく分かる周堤墓である。
- 【写真43・44】 1号周堤墓を周堤北側から俯瞰する。この北側付近からは、1号周堤墓の正面奥に3号周堤墓、2時方向に2号周堤墓、右手に4号周堤墓を見て、群在する状況を眺めることができる。
- 【写真45】 1号周堤墓の内部。北寄りのところから中央方向（3号周堤墓方面）を見る。昭和39年（1964）の発掘調査区を浅く窪んだ状態で見ることができる。周堤をぐるりと見回すと300坪ほどの広さがありながらも高さ約2mの周堤により視界が遮られ、内部は閉じた空間であることが意識される。
- 【写真46～48】 3号周堤墓を周堤外側から見る（46）。3号の奥には左手に2号周堤墓の外観（47）、右手に1号周堤墓（48）を眺め、中間に「浅い谷地形」も見ることができる。ここからも周堤墓群の配置をもって史跡の空間的な広がりを感じられる。3号周堤墓上には幹の細い木が多く、見通しは余り良くない。
- 【写真49】 無名川北側の区域で、6号周堤墓を私道から見る。かつて耕作地となっていたこともあり、周堤の起伏はなだらかである。手前に14号周堤墓が所在するが、小型のため周堤の起伏は地表に反映されておらず、現況でその存在を知ることはできない。
- 【写真50】 保護を要する範囲の南端にある7号周堤墓を南側の市道歩道から見る。未管理地であり、地表は笹に覆われている。南側及び西側を除いた部分が堅穴部のくぼみと周堤の高まりとして現認される。
- 【写真51】 保護を要する範囲から西方の段丘地形を望む。畑地であり大きな地形改変は行われていないが、「浅い谷地形」などの起伏は緩やかなものとなっている。旧オルイカ川等かつての低湿地は消滅している。南長沼用水沿いには樹木が密生しており、低地段丘への見通しは不良である。

(4) 指定地の状況

ア 土地等の所有関係

史跡指定地の面積は、108,772.06㎡である。指定地の土地所有関係は、国有地47,241.56㎡、道有地444.46㎡、市有地7,355.01㎡、民有地53,731.03㎡であり、公有地率は50.60%である（図27、表4・5）。

イ 土地利用

史跡指定地は、地目別に整理すると、宅地2,388.25㎡（2.2%）、畑6,450.00㎡（5.9%）、山林45,827.29㎡（42.1%）、原野46,613.50㎡（42.9%）、雑種地224.00㎡（0.2%）、公衆用道路（無番地道路敷を含む）5,308.47㎡（4.9%）、その他（水路敷）1,960.55㎡（1.8%）となる（表6）。

無名川の南岸には宅地（410番1）があり、住宅1軒、倉庫1棟が建設されている。道路敷、公衆用道路及び410番6（山林）・7（雑種地）・8（原野）・2785番（原野）は国道337号の道路用地である。国道は指定地域内東側において南北に走り、キウス2号周堤墓及びキウス4号周堤墓の周堤を開削している。

千歳市森林整備計画対象林は図28に示した。410番3は昭和54年指定時に畑があったが、現在は4号周堤墓に重複するシラカンバ林（千歳市森林整備計画対象林（保健・文化機能等維持林））と草地となっている。410番2は無名川沿いの私道と6号・14号周堤墓の区域を除き森林計画対象林の水源涵養林・木材等生産林重複であり、私道の北側森林が長伐期施業林（2044年皆伐計画のカラマツ林）となっている。410番5（原野）も水源涵養林木材等生産林重複であるが、410番2の私道南側森林と同じく木材生産を目的としない天然広葉樹林

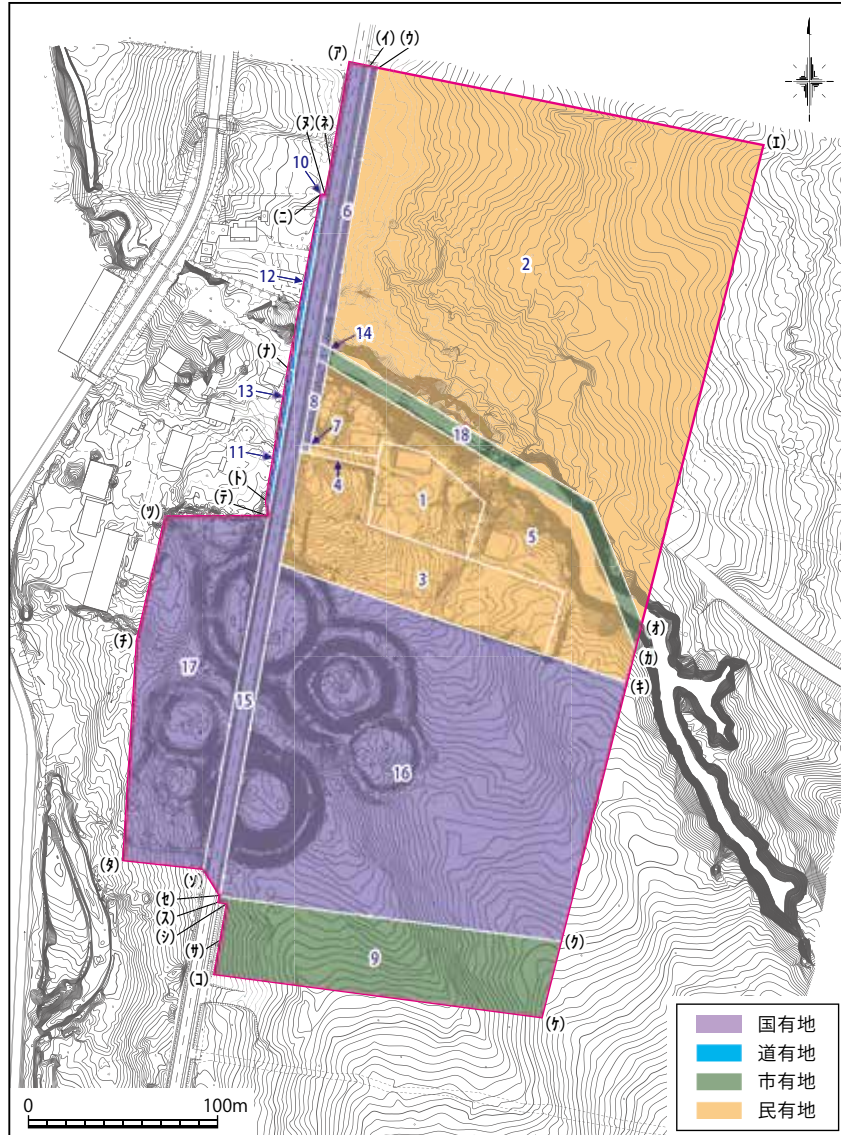


図27 史跡指定地土地所有関係図

表4 史跡境界点公共座標値（世界測地系平面直角座標系第Ⅻ系）

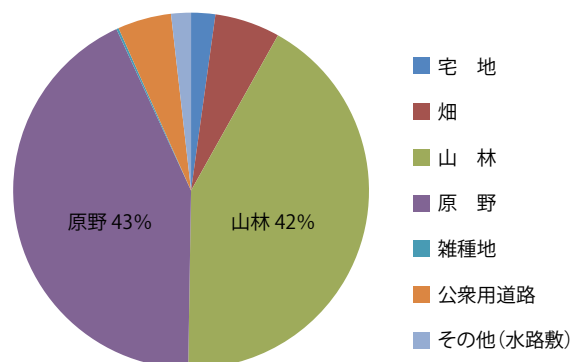
No.	点名	X	Y	No.	点名	X	Y
(ア)	K-29	-123, 302. 023	-43, 612. 045	(ス)	KR21	-123, 746. 287	-43, 681. 346
(イ)	K-7	-123, 304. 174	-43, 601. 313	(セ)	B706	-123, 742. 803	-43, 680. 732
(ウ)	K33	-123, 305. 113	-43, 596. 625	(ソ)	KL12-1	-123, 728. 780	-43, 689. 333
(エ)	K-9	-123, 345. 925	-43, 392. 999	(タ)	L	-123, 724. 148	-43, 731. 756
(オ)	K-10	-123, 598. 841	-43, 457. 307	(チ)	K	-123, 607. 913	-43, 724. 465
(カ)	K-11	-123, 612. 809	-43, 460. 858	(ツ)	J	-123, 542. 350	-43, 709. 455
(キ)	B704	-123, 630. 141	-43, 465. 265	(テ)	KL14	-123, 542. 000	-43, 655. 265
(ク)	B705	-123, 766. 618	-43, 499. 966	(ト)	KL15	-123, 533. 910	-43, 656. 204
(ケ)	K-12	-123, 807. 257	-43, 510. 299	(ナ)	KL16	-123, 464. 041	-43, 644. 514
(コ)	K-13	-123, 784. 435	-43, 683. 528	(ニ)	K-33	-123, 371. 994	-43, 627. 151
(サ)	KR19	-123, 766. 777	-43, 680. 366	(ヌ)	K-27	-123, 372. 255	-43, 624. 906
(シ)	KR20	-123, 747. 097	-43, 676. 836	(ネ)	K-28	-123, 357. 634	-43, 622. 000

表5 史跡指定地の土地利用

No.	字名	地番等	面積 (㎡)	地目	所有者	史跡指定年	備考
1	中央	410番1	2,388.25	宅地	個人	令和元年	
2	中央	410番2	3,600.00	山林	個人	昭和54年	410番2のうち 実測
			34,142.28	山林	個人	令和元年	
3	中央	410番3	6,450.00	畑	個人	昭和54年	
4	中央	410番4	202.00	雑種地	個人	令和元年	
5	中央	410番5	6,948.50	原野	個人	令和元年	410番5のうち 実測
6	中央	410番6	730.00	山林	国土交通省	令和元年	
7	中央	410番7	22.00	雑種地	国土交通省	令和元年	
8	中央	410番8	224.00	原野	国土交通省	令和元年	
9	中央	1473番1	7,355.01	山林	千歳市	令和元年	1473番1のうち 実測
10	中央	1748番2	0.46	公衆用道路	北海道	令和元年	
11	中央	2406番3	117.00	公衆用道路	北海道	令和元年	
12	中央	2406番4	237.00	公衆用道路	北海道	令和元年	
13	中央	2406番5	90.00	公衆用道路	北海道	令和元年	
14	中央	2785番	50.00	原野	国土交通省	令和元年	
15	中央	410番6に西接し同 2777番と同2778番に 挟まれるまでの道路 敷	4,864.01	—	国土交通省	令和元年	実測
16	中央	2777番	29,838.00	原野	文部科学省	昭和54年	
17	中央	2778番	9,553.00	原野	文部科学省	昭和54年	
18	中央	2785番に東接する水 路敷	1,960.55	—	千歳市	令和元年	実測 文部科学省告示 第83号「右の地 域に介在する水 路敷」
合 計			108,772.06				

表6 史跡の地目別面積

地目別	面積(㎡)	構成比(%)
総数	108,772.06	100.0
宅地	2,388.25	2.2
畑	6,450.00	5.9
山林	45,827.29	42.1
原野	46,613.50	42.9
雑種地	224.00	0.2
公衆用道路	5,308.47	4.9
その他(水路敷)	1,960.55	1.8



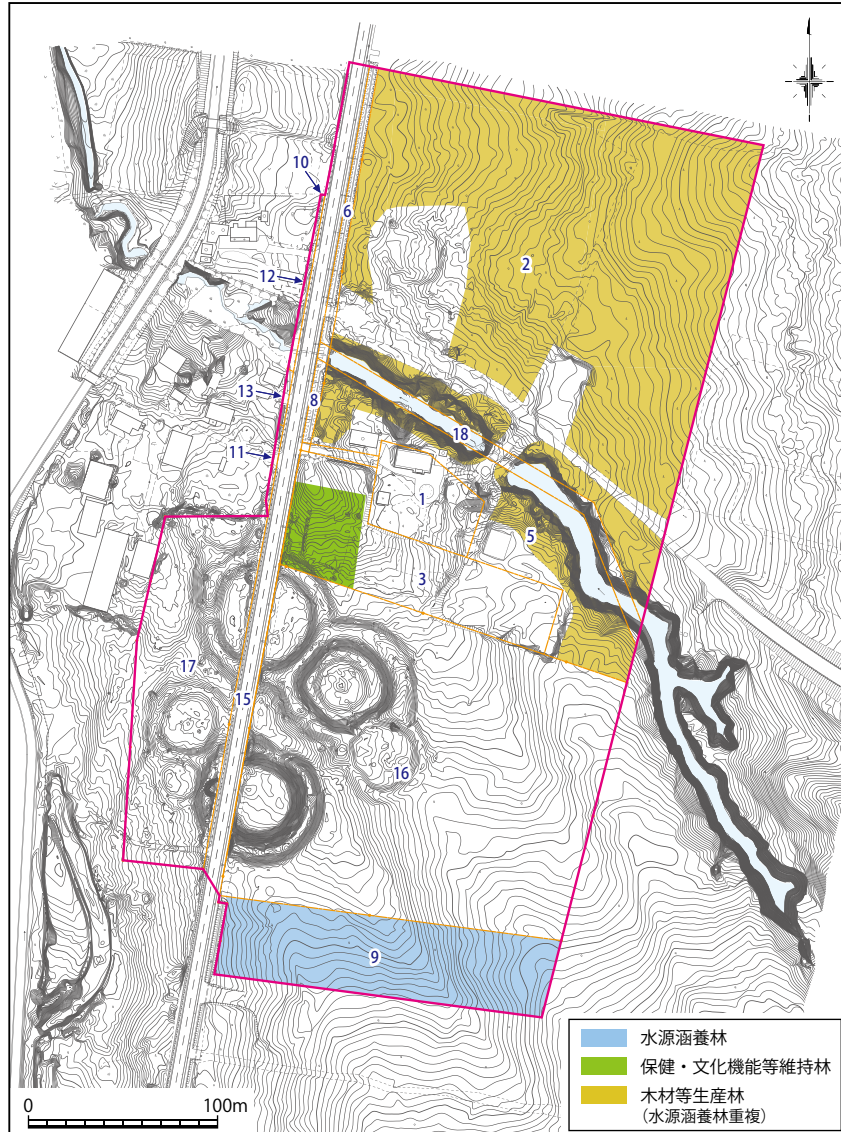


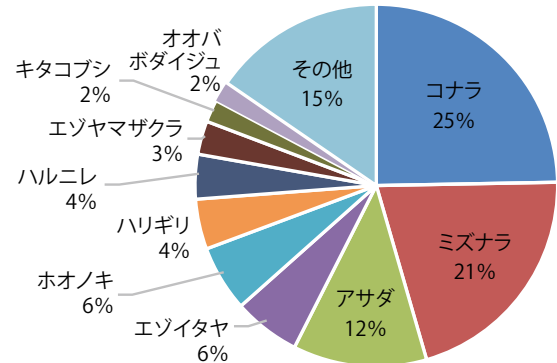
図28 千歳市森林整備計画対象森林区域図

である。1473番1（山林）は全域が千歳市教育委員会所管の水源涵養林である。2777番、2778番（原野）は江戸時代の樽前a降下軽石の堆積以降未開墾のまま遺されてきた国有樹林地で、コナラやミズナラ、アサダを主として、ホオノキ、エゾヤマザクラ等22種の樹木から構成される落葉広葉樹の天然林となっている（表7）。史跡総面積の36.2%を占める。コナラ・ミズナラには樹齢200年～300年程度の大木も少数確認されている。なお、同区域内50m四方の調査範囲3か所での植物相調査（令和元年8月）によると、維管束植物（シダ植物・種子植物）は環境省レッドリストや北海道レッドリストで選定されている重要種を含む51科97種が確認されており、また、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（生態系被害防止外来種リスト）」（平成27年3月26日環境省報道発表資料）、「北海道生物の多様性の保全等に関する条例」（平成25年北海道条例第9号）及び「北海道の外来種リストー北海道ブルーリスト2010ー」（平成22年北海道環境生活部）の選定基準に該当する外来種は未確認である。

水路敷は普通河川チャシ川の上流に位置しており、水路としての機能がある法定外公共物（道路法や河川法が適用されない公共物）である。千歳市普通河川条例に基づいて千歳市が管理している。

表7 史跡指定地内樹種一覧（中央2777・2778番）

科名	和名	本数	構成比(%)
ブナ	コナラ	298	24.7
ブナ	ミズナラ	251	20.8
カバノキ	アサダ	144	11.9
ムクロジ	エゾイタヤ	72	6.0
モクレン	ホオノキ	71	5.9
ウコギ	ハリギリ	54	4.5
ニレ	ハルニレ	48	4.0
バラ	エゾヤマザクラ	36	3.0
モクレン	キタコブシ	24	2.0
アオイ	オオバボダイジュ	22	1.8
その他	その他	186	15.4
総数		1,206	100.0



(令和元年10月調査。生育本数上位10種)

ウ 公有地化の経緯

史跡内には、総面積の49.40%を占める民有地（個人1人所有）（53,731.03㎡）があり、これまで公有地化は実施されていない。史跡内に居住する土地所有者が現在地での生活を維持できることを条件として史跡指定（追加指定）の同意を得ており、該当地の公有地化を図っていない。なお、所有者は自ら所有地内のキウス6号周堤墓の維持管理を行うなど、史跡の保存に積極的に理解と協力を示している。

エ 管理団体の指定

千歳市は、昭和54年（1979）にキウス周堤墓群が史跡に指定されたことを受け、翌55年に文化財保護法に基づく史跡管理団体への指定を申請した。平成21年（2009）8月27日付け文化庁告示第20号での官報告示をもって、千歳市はキウス周堤墓群を管理すべき地方公共団体として管理団体に指定された。

○文化庁告示第二十号	
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定する。	
平成二十一年八月二十七日	文化庁長官 玉井日出夫
(上欄)	
名 称	キウス周堤墓群
指 定 告 示	昭和五十四年文部省告示第百六十号
(下欄)	
地方公共団体名	千歳市（北海道）

オ 国有地の所管換

史跡キウス周堤墓群内に所在する千歳市中央2777番（29,838㎡）、同2778番（9,553㎡）の国有地については、ながらく財務省所管地であったが、文化財保護法第163条の規定に基づき、財務省から文部科学省への所管換が行われ、平成31年（2019）4月1日に文部科学省（文化庁）の所管となった。

第4章 史跡キウス周堤墓群の本質的価値と構成要素

1 史跡キウス周堤墓群の本質的価値

周堤墓は、地面を円形に掘りくぼめ、その土を周囲に環状に積み上げて構築した周堤の内部に複数の土坑墓を設けた、縄文時代後期後葉の北海道に固有の墓地遺構である。キウス周堤墓群は最大級の規模を有する周堤墓が群在する点に特徴があり、縄文時代の墓制・葬制や社会構造を考える上で欠くことのできない遺跡である。

その本質的価値は大きく以下の3点にまとめられる。

- キウス周堤墓群は、周堤の外径が最大で83m（1号周堤墓）、くぼみ底面から周堤天端までの高さが最大で4.7m（2号周堤墓）にも及ぶ大型のものを含む周堤墓が群集し、中には互いに周堤が接するものがあり、全体として広域な墓地の集合体を形成していること。
- これまでの調査により、立石（石柱）を伴うものや石棒を副葬したもの、ベンガラを散布したものなど、埋葬の多様なあり方を示す土坑墓が良好に遺存することが確認されていること。
- 周堤墓群はのちに火山灰や腐植土によって覆われるが、昭和初期に保護がなされ、構築時の外観を現地表でもそのまま確認することができる。周堤と中央部のくぼみ、及び相互の配置が作り出す地勢・地貌は、現在に至る史跡（遺跡）の形成過程を示すとともに、縄文時代の墓地群の有り様を反映させた史跡（遺跡）景観をなしていること。

2 史跡キウス周堤墓群の構成要素

史跡キウス周堤墓群を構成する要素には、後世に保存・継承すべき「史跡の本質的価値を構成する要素」・「史跡の本質的価値を構成する要素に準ずる要素（「史跡の本質的価値に準ずる要素」と略す場合がある。）」と、「史跡の本質的価値を構成する要素及び史跡の本質的価値に準ずる要素以外の要素（その他の要素）」がある。これら史跡を構成する諸要素を特定し、適正な保存管理を行うこととする（図29、表8、写真52～73・76～79）。

また、周辺地域のあり方も史跡指定地の保護にとって重要であることから、「保護を要する範囲（現時点で史跡指定地と同等の遺構の存在が確認でき、追加指定を目指す区域）を構成する要素」、「指定地の周辺地域を構成する要素」を特定し、史跡指定地と一体となった保存管理を目指す（図29、表8、写真74・75）。

(1) 史跡指定地内

ア 史跡の本質的価値を構成する要素

「本質的価値を構成する要素」には、周堤墓、土坑墓、通路状遺構や遺物とそれら遺構が立地する地形がある。史跡キウス周堤墓群は丘陵麓の段丘面に形成された遺跡であり、微地形は遺構と一体となって存在し、遺跡存立の重要な条件となる要素である。よって、遺構と併せて、往時の状況が遺されている地形も「本質的価値を構成する要素」として取り扱うものとする。

(7) 遺構（写真52～60）

- ・周堤墓（キウス1号～6号周堤墓・11号周堤墓・12号周堤墓・14号周堤墓）（9基確認）
- ・「周堤墓に付随するとみられる通路状遺構」（1条確認）
- ・土坑墓（周堤墓と同時期のもの）（3基確認）

(4) 遺物（写真76～79）

- ・周堤墓及び土坑墓の埋蔵・出土遺物：土器、土製品（土偶）、石器、石製品（石棒）
- ・史跡指定地の埋蔵・出土遺物（堂林式期・「三ツ谷式併行」段階）：土器、石器

(5) 地形（写真61～63）

- ・周堤墓等が立地する段丘地形及び介在する河道（無名川（チャシ川に東接する水路））

表8 史跡の構成要素

区 分		要 素	備 考	
史跡の構成要素	本質的価値を構成する要素	遺構	<ul style="list-style-type: none"> 周堤墓（キウス1号～6号周堤墓・11号周堤墓・12号周堤墓・14号周堤墓） 「周堤墓に付随するとみられる通路状遺構」 土坑墓（周堤墓と同時期のもの） 	<ul style="list-style-type: none"> 9基確認 1条確認 3基確認
		遺物	<ul style="list-style-type: none"> 周堤墓及び土坑墓の埋蔵・出土遺物：土器、土製品（土偶）、石器、石製品（石棒） 史跡指定地の埋蔵・出土遺物：土器・石器 	<ul style="list-style-type: none"> 堂林式期・「三ツ谷式併行」段階
		地形	<ul style="list-style-type: none"> 周堤墓等が立地する馬追丘陵西麓段丘地形 段丘地形に介在する無名川（チャシ川に東接する水路） 	
	本質的価値に準ずる要素	遺構・遺物	<ul style="list-style-type: none"> 史跡指定地内の周堤墓の属する時代・時期以外の遺構： 竪穴住居跡・土坑墓・土坑・炉跡 史跡指定地内の周堤墓の属する時代・時期以外の遺物： 土器・石器 	
		(自然的要素)	被覆土（腐植土・樽前a降下軽石堆積物・樽前c降下火砕堆積物）	
	(その他の要素)	(自然的要素)	天然落葉広葉樹林（公有地）	
		(保存活用施設)	<ul style="list-style-type: none"> 史跡説明板 遺構説明板 ウッドチップ舗装 	<ul style="list-style-type: none"> 1基 6基、4月～11月仮設 L=360m
		(人工的要素)	<ul style="list-style-type: none"> 人工林・天然林（民有地。木材等生産林ほか） 住宅、倉庫、土橋（水路敷架設）、コンクリート土台、エントランス舗装等 私道、パークゴルフ場設備（看板・出入口柵）、指定林看板 電柱、電線、水道管 国道（337号既存指定区間）（道路附属物を含む） 	
	保護を要する範囲を構成する要素	遺構	<ul style="list-style-type: none"> 周堤墓（キウス7号周堤墓、キウス11号周堤墓（指定地外）） 「周堤墓に付随するとみられる通路状遺構」（指定地外） 	本質的価値を構成する要素に同等の要素
		地形	周堤墓等が立地する馬追丘陵西麓段丘地形	
(自然的要素)		被覆土（腐植土・樽前a降下軽石堆積物・樽前c降下火砕堆積物）	本質的価値に準ずる要素に同等の要素	
(人工的要素)		<ul style="list-style-type: none"> 天然落葉広葉樹林（民有地。生活環境保全林） 倉庫、電柱等 	その他の要素に同等の要素	
指定地の周辺地域を構成する要素	周知の埋蔵文化財包蔵地	<ul style="list-style-type: none"> 縄文時代後期後葉の遺跡： キウス1遺跡・キウス11遺跡・キウス12遺跡・中央目黒遺跡 縄文時代（後期後葉は未確認）の遺跡： キウス2遺跡 		
	地形	<ul style="list-style-type: none"> 馬追丘陵西麓段丘地形 チャシ川、第十五号排水川（旧オルイカ川）と低地 		
	(自然的要素)	天然落葉広葉樹林（公有地。水源涵養林）		
	(保存活用施設)	<ul style="list-style-type: none"> 見学者用駐車場 駐車場案内看板 仮設トイレ 「北海道・北東北の縄文遺跡群」構成資産説明板 	<ul style="list-style-type: none"> 4月～11月仮設 	
	(人工的要素)	<ul style="list-style-type: none"> 人工林・天然林（民有地。木材等生産林ほか） 農地（畑） 住宅、倉庫、ビニールハウス、エントランス舗装、出入口看板、敷地柵等 電柱、電線、水道管 国道（337号同上）、市道（中央都線）（道路附属物を含む） 南長沼甲幹線用水路 		

イ 史跡の本質的価値を構成する要素に準ずる要素

(7) 遺構・遺物

- ・史跡指定地内の周堤墓の属する時代・時期以外の遺構：竪穴住居跡・土坑墓・土坑・炉跡
- ・史跡指定地内の周堤墓の属する時代・時期以外の遺物：土器・石器

(4) 自然的要素

キウス周堤墓群は、縄文時代の遺構が年月を経過する中で腐植土や火山灰といった陸成堆積物に覆われているにもかかわらず、現地表面でその形をしっかりと視認することのできる非常に稀有な遺跡である。個々の周堤墓には人工的な改変がなかったことが確かめられており、現地表面にあらわれた起伏はこれら堆積土による遺構の形を直接反映した地勢・地貌であり、縄文墓地群の輪郭を遺しているものであるといえる。そのため、遺構を覆う地表面までの堆積土は、遺構の存在を覆い隠しているもの、あるいはそれを保護しているものとのいずれの評価も十分ではなく、今日の史跡（遺跡）景観の形成に大きく寄与しているものとして、積極的な位置づけを与えるべき存在となる。よって、今後の整備や発掘調査において堆積土の一部を改変・除去することは十分想定されるものの、この「被覆土」を「本質的価値を構成する要素に準ずる要素」として位置づける必要がある。

- ・被覆土（遺構面から地表までを覆う堆積土：腐植土・樽前a降下軽石堆積物（元文4年（1739）樽前山噴出物）・樽前c降下火砕堆積物（縄文時代晩期樽前山噴出物））

ウ 史跡の本質的価値を構成する要素及び史跡の本質的価値に準ずる要素以外の要素（その他の要素）

(7) 自然的要素（写真64）

- ・天然落葉広葉樹林（公有地。国有地未開墾の天然生の樹林、千歳市森林整備計画対象水源涵養林）

(4) 史跡の保存活用を目的として、整備等によって付加された諸施設（写真65・66）

- ・史跡説明板（1基）
- ・遺構説明板（6基・4月～11月仮設）
- ・ウッドチップ舗装（L=360m）

(5) 人工的要素（写真67～73）

- ・人工林（民有地。千歳市森林整備計画対象木材等生産林）
- ・天然落葉広葉樹林（民有地。千歳市森林整備計画対象保健・文化機能等維持林）
- ・住宅、倉庫、土橋（水路敷架設）、コンクリート土台、エントランス舗装等
- ・私道
- ・パークゴルフ場設備（看板、出入口柵）、指定林看板
- ・電柱、電線、水道管
- ・国道（337号（既存指定区間。道路幅員15.50m・2車線））（道路附属物を含む）

(2) 史跡指定地外（保護を要する範囲・周辺地域）

ア 保護を要する範囲を構成する要素

(7) 遺構（写真74・75）

- ・周堤墓（キウス7号周堤墓、11号周堤墓（北半部。史跡指定範囲外箇所））（2基確認）
- ・「周堤墓に付随するとみられる通路状遺構」（史跡指定範囲外箇所）

(4) 地形

- ・周堤墓等が立地する段丘地形

(5) 自然的要素

- ・被覆土（腐植土・樽前a降下軽石堆積物・樽前c降下火砕堆積物）

(エ) 人工的要素

- ・天然落葉広葉樹林（私有地。千歳市森林整備計画対象生活環境保全林）
- ・倉庫、電柱等

イ 指定地の周辺地域を構成する要素

(7) 周知の埋蔵文化財包蔵地

- ・縄文時代後期後葉の遺跡：キウス1遺跡・キウス11遺跡・キウス12遺跡・中央目黒遺跡
- ・縄文時代（後期後葉は未確認）の遺跡：キウス2遺跡

(イ) 地形

- ・馬追丘陵西麓段丘地形
- ・チャシ川、第十五号排水川（旧オルイカ川）と低地

(ウ) 自然的要素

- ・天然落葉広葉樹林（公有地。千歳市森林整備計画対象水源涵養林）

(エ) 史跡の保存活用を目的として、整備等によって付加された諸施設

- ・見学者用駐車場
- ・駐車場案内看板
- ・仮設トイレ（4月～11月仮設）
- ・世界文化遺産に我が国が推薦中の文化遺産「Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan（北海道・北東北の縄文遺跡群）」の構成資産としての説明板

(オ) 人工的要素

- ・人工林（私有地。千歳市森林整備計画対象木材等生産林）
- ・天然落葉広葉樹林（私有地。千歳市森林整備計画対象生活環境保全林）
- ・農地（畑）
- ・住宅、倉庫、ビニールハウス、エントランス舗装、出入口看板、敷地柵等
- ・電柱、電線、水道管
- ・国道（337号（既存指定区間。道路幅員15.50m・2車線））（道路附属物を含む）
- ・市道（中央都線（道路幅員11.50m・2車線））（道路附属物を含む）
- ・南長沼甲幹線用水路

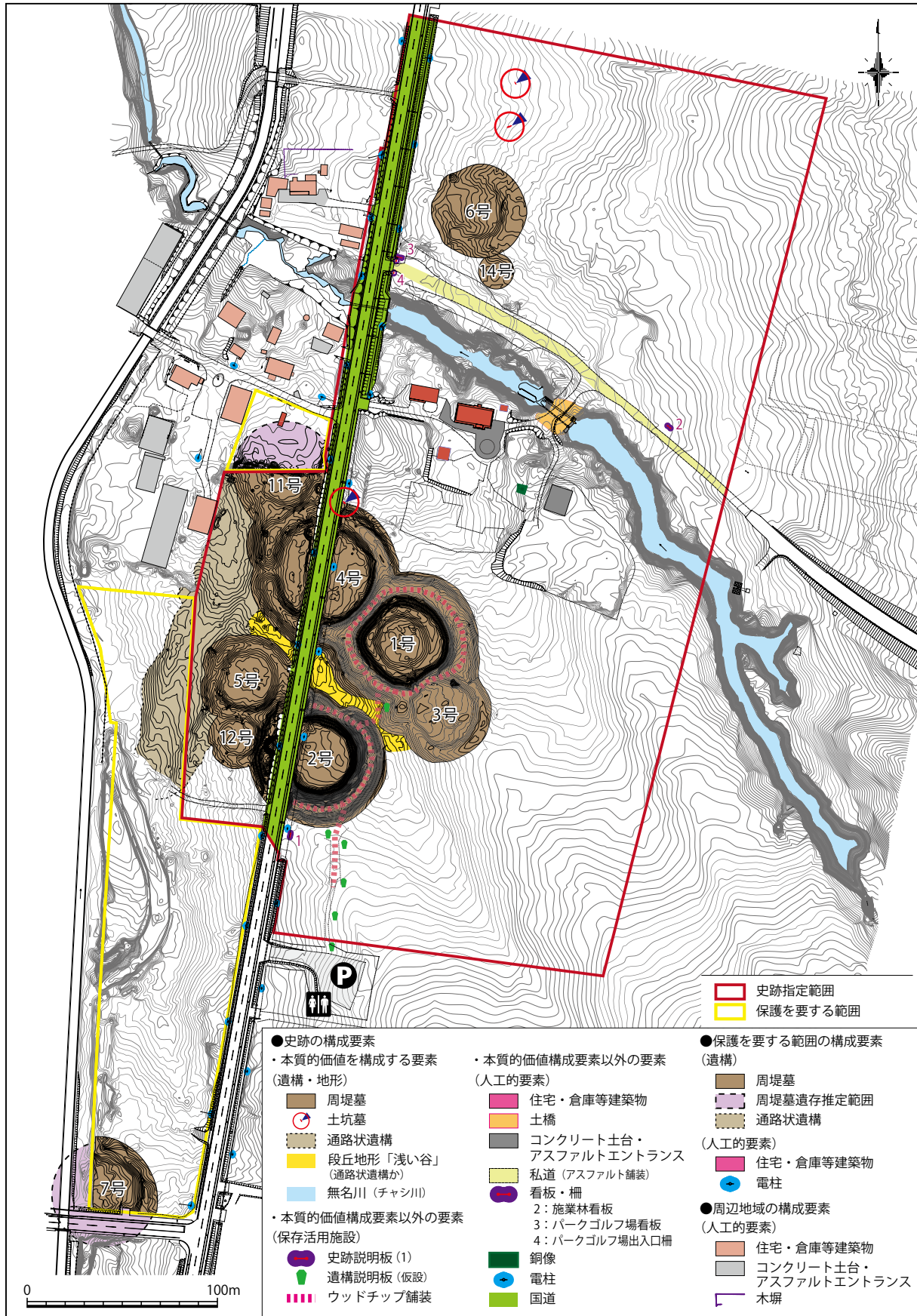


図29 史跡の構成要素分布図



写真52 キウス1号周堤墓（北西より）



写真53 キウス2号周堤墓（南より）



写真54 キウス3号周堤墓（南東より）



写真55 キウス4号周堤墓（北西より）



写真56 キウス5号周堤墓（北より）



写真57 キウス6号(左)・14号周堤墓（南西より）



写真58 キウス11号周堤墓（西より）



写真59 キウス12号周堤墓（北より）



写真60 通路状遺構（北より）



写真61 段丘「浅い谷」地形（通路状遺構か）（北西より）



写真62 無名川 (1) (国道から東方面(上流)を望む)



写真63 無名川 (2) (東側上流地点から土橋方面を望む)



写真64 落葉広葉樹林 (3号周堤墓付近) (南東より)



写真65 仮設遺構説明板 (2号周堤墓南側) (南より)



写真66 ウッドチップ舗装 (1号周堤墓周堤北西部付近) (北東より)



写真67 木材等生産林 (カラマツ林) 及び私道 (南東より)



写真68 木材等生産林「北海道林業技術伝承の森」看板(西より)



写真69 パークゴルフ場看板・私道出入口柵(6号周堤墓付近)(東より)



写真70 住宅・倉庫及びエントランス舗装(西より)



写真71 土橋(無名川架設)(南東より)



写真72 国道(1)(2号周堤墓南付近より北方面を望む)



写真73 国道(2)(4号周堤墓北付近より南方面を望む)



写真74 キウス7号周堤墓(南西より)



写真75 キウス11号周堤墓(北半部)(東より)



写真76 土器 (キウス1号周堤墓)



写真77 土偶・土器・石器 (キウス1号・2号周堤墓)



写真78 石棒 (キウス4号周堤墓外縁部土坑墓)



写真79 石皿・立石 (石柱) (キウス1号・2号周堤墓)

第5章 史跡キウス周堤墓群の現状と課題

1 保存の現状と課題

千歳市が管理団体として、史跡の本質的価値を保存するため、構成要素の保存に当たっている。

(1) 現状

ア 史跡の本質的価値を構成する要素

(7) 遺構

- ・周堤墓、通路状遺構及び土坑墓は、縄文時代以降に生成した陸成堆積物に約60cmの厚さで被覆されて、往時の生活面を伴って現存する。これまで周堤墓は9基、通路状遺構は1条、土坑墓は3基確認されているが、そのうち小型の周堤墓1基と土坑墓を除いて、現地表面でその形をしっかりと視認することができる。そうした中、キウス2号周堤墓及び4号周堤墓は、史跡東側を縦貫する道路の敷設（明治24年（1891）竣工。現国道）により周堤が一部破壊されている。キウス11号周堤墓は、昭和53年（1978）以前の切土整地のため北側半分の周堤が消失している（該当範囲は史跡指定地外）。周堤墓群は、こうした個々の部分的な欠損状態を含みながらも、眼前の光景として、広大な「特異な景観」「顕著な景観」と評された縄文時代の墓地群の有り様を反映させた史跡（遺跡）景観となっている現状をもって保存されている。
- ・遺構及び史跡景観の保存（維持管理）は、無名川南側の周堤墓が群集する範囲については地域住民が昭和62年（1987）から毎年継続して草刈りを行い、また、キウス6号周堤墓の範囲では土地所有者が平成19年（2007）に周堤墓上の立木伐採を行い、以降随時草刈りをして、実施されている。
- ・本史跡の本質的価値を構成する遺構・遺物の分布について、国道東側の区域では詳細分布調査を経て、その東・南方面の分布の範囲を把握している。一方、国道西側の区域では、史跡指定に当たり分布調査等発掘調査を経ずに現地表面の起伏で周堤墓の形状を視認できる国有地（一筆）のみを指定範囲としたことから、周堤墓群と同時期の遺構・遺物の広がり（有無や分布）は明らかでなく、その把握は不十分な状況にある。
- ・国道西側の区域に所在するキウス11号周堤墓及び通路状遺構は、指定範囲の外側まで遺構が広がっており、史跡指定条件が整った範囲が国有地のみであったため、一部が保護（史跡指定）されている現状にある。
- ・発掘が実施されたキウス1号・2号・14号周堤墓は、調査が終了した後に埋め戻され原状に復して保存されている。キウス1号・2号周堤墓の発掘について、短期間での実施といった調査の時代的背景のためか、詳細な記録はとられなかったようである。そのため、発掘区及び墓坑の位置や遺構内堆積土の状態など内容に判然としない点が見られる。
- ・現状では園路が未設置であり、不特定多数の見学者の来跡によって遺構が損壊されるおそれがある。

(4) 遺物

- ・出土遺物は、千歳市教育委員会により上長都文化財収蔵施設で保管されているが、昭和39～40年に発掘されたキウス1号・2号周堤墓の出土遺物が台帳管理されていないため、所在の確認が不十分である。

(7) 地形

- ・地形は、一部宅地（図27の1：410番1）や農業用施設跡地（図27の3：410番3）等民有地に改変（切土整地）が認められるものの、全体として火山灰等に覆われ、往時の段丘地形が保全されている。

イ 史跡の本質的価値を構成する要素に準ずる要素

(7) 遺構・遺物 [周堤墓の属する時代・時期以外の遺構・遺物]

- ・竪穴住居跡、土坑墓、炉跡など縄文時代後期中葉、続縄文時代、擦文文化期の遺構は、詳細分布調査が終了した後に埋め戻され原状に復して保存されている（現地表面でその存在は確認されない）。出土遺物は、千歳市教育委員会により上長都文化財収蔵施設で保管されている。

(4) 自然的要素 [被覆土]

- ・「被覆土」は、国有地、市有地では人工的な改変がない自然状態の土壌が保存されている。道路部分では現在「被覆土」の存在を直接目にする機会はないが（「道路築設の為め土塁の一部を崩し塁内を埋めたる所あるは」との記述（阿部正己 1919「北海道の土城」『人類学雑誌』第34巻第10号）から、周堤墓の中央部のくぼみには被覆土が残存するものと推測される）、民有地では、切土整地が行われた宅地等一部の箇所を除いて、かつての馬耕による樽前a降下軽石層上部までの浅い攪乱が認められるものの、軽石層以下の被覆土（土壌）は自然状態が保たれている。
- ・「被覆土」は、その最上位の表土層（林床の腐植土）が薄く消失しやすいため、公有地の見学範囲においては、見学者の踏圧により凹地ができ、雨水等による表面侵食を促進する要因となっている。特に周堤墓の周堤天端及び法面において顕著であるため、保存整備前の一時的な措置として、周堤の該当箇所にウッドチップを敷き、「被覆土」の保存を図っている。

ウ 史跡の本質的価値を構成する要素及び史跡の本質的価値に準ずる要素以外の要素（その他の要素）

(7) 自然的要素 [天然落葉広葉樹林（公有地）]

- ・遺構及び史跡景観を保存するための樹木の維持管理は、周堤墓群の見学範囲において、適宜、倒木や危険木等の処理を行っている。
- ・平成30年（2018）9月に風倒木を原因とする遺構（周堤墓）の毀損が生じ、翌年6月に復旧したが、これに限らず史跡では過去に遺構を損壊した風倒木跡が数か所にみられる。今後も遺構上の立木が過去の状況から推して風倒木となり遺構を毀損する可能性がある。このことから、遺構の毀損を未然に防ぐための立木管理に必要な情報（樹種及び分布・生育状態や危険性等）を得るため、周堤墓が分布する公有地（国有林）を対象とした立木調査を令和元年（2019）度を実施している。

(4) 文化財保存活用施設 [史跡説明板、遺構説明板、ウッドチップ舗装]

- ・「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」（昭和29年文化財保護委員会規則第7号）に基づく史跡の保存及び管理のための標識、境界標が未設置である。史跡説明板は平成7年（1995）にキウス2号周堤墓に近い国道歩道脇に設置しているが、令和元年の追加指定を受けての説明内容の更新は未実施である。
- ・史跡指定地の境には境界標が設置されており、現地においてこれを確認することができる。境界点は公共座標値（世界測地系）を取得している。
- ・遺構説明板は仮設置物であり、見学期間のみ設置である。
- ・ウッドチップ舗装は、「被覆土」の保存のために、保存整備前の一時的な措置として敷設している。

(5) 人工的要素 [人工林・天然林（民有地）、住宅等、国道ほか]

- ・私有林の整備（維持管理）は、土地所有者であり森林所有・施業者である史跡内居住者により、史跡に対する保護を念頭において遺構や地形に影響を及ぼさないよう注意深く行われている。住宅を始めとする生活関連施設についても所有する上記居住者により史跡の価値に負の影響を与えないよう現状の管理が行われている。
- ・ライフライン施設についてもそれぞれの施設管理者により史跡の価値に負の影響を与えないよう現状の管理が行われている。
- ・国道敷設範囲については、道路管理者が行う道路維持管理の下、市が道路下に残る遺跡を保存管理する。道路が周堤墓群を縦貫していることから、通過大型車両の振動や走行荷重が及ぼす遺構への影響が危惧される。また、道路ガードレール未設置区間（西側車線）での車両の路外逸脱に伴う遺構損壊の懸念もある。令和元年8月の交通量調査（千歳市教育委員会埋蔵文化財センター観測 平日昼間12時間・上下線）によると、史跡地通過自動車類台数は7,255台（小型車4,762台・大型車2,493台）である。この調査後の令和2年（2020）3月に史跡地の東側に国道バイパス（道央圏連絡道路泉郷道路）が開通したことにより、現在、

既存指定区間の史跡地点の交通量は調査時から減少している（交通量調査時の開通後史跡地点通過台数予測：台数2,775台（小型車2,488台・大型車287台）・約60%の台数減）。

エ 保護を要する範囲を構成する要素

(7) 遺構

- ・史跡の本質的価値を構成する遺構と現地表面で確認される同等の遺構が保存されている。史跡指定地から続くキウス11号周堤墓は、切土整地されて周堤が消失した状態で北半部分が遺存する。史跡指定地から続く通路状遺構は、旧南長沼用水跡地に至るまでの範囲が現地表面の起伏でその形状を視認することができる。キウス7号周堤墓は、キウス周堤墓群を特徴づける史跡内周堤墓と同規模の大型周堤墓であり、現地表面の起伏で周堤墓の所在を確認できる。南側箇所は道路（市道）下に残されているが、西側箇所が南長沼用水敷設により破壊されている。昭和25年頃の発掘歴を有するが、結果は未公表である。

(2) 課題

ア 史跡の本質的価値を構成する要素

(7) 遺構

- ・遺構群が持つ広域性と顕在性を担保することが課題である。
- ・史跡の内容を確実に把握するため、未調査の国道西側の区域（史跡周辺区域）における詳細分布調査等発掘調査を通じて周堤墓群と同時期の遺構・遺物の広がり（有無や分布）を把握する必要がある。
- ・過去の遺構発掘の調査成果を基礎として遺跡の内容を究明していくためには、第一に、過去の発掘区を対象とした検証発掘の計画的な実施を検討する必要がある。
- ・遺構の損壊が生じないように、来訪者を適切に誘導することが必要である。

(4) 遺物

- ・キウス1号・2号周堤墓の出土遺物について、所在を確認の上、保管する必要がある。

(7) 地形

- ・往時の段丘地形が改変されることのないよう注意を払うとともに、史跡の基盤となっていることの意味・意義について考えていく必要がある。

イ 史跡の本質的価値を構成する要素に準ずる要素

(7) 遺構・遺物 [周堤墓の属する時代・時期以外の遺構・遺物]

- ・遺跡の形成や廃絶等を考える上で重要な情報を与えるものであることから、本質的価値を構成する要素と切り離すことなく扱う必要がある。

(4) 自然的要素 [被覆土]

- ・被覆土を保存するには、今後は人工的な保護の手段や見学者の誘導、動線制限などを施して表面侵食等これ以上の影響を被らないように措置するなど、未然の防止策の検討が早期の課題である。

ウ 史跡の本質的価値を構成する要素及び史跡の本質的価値に準ずる要素以外の要素（その他の要素）

(7) 自然的要素 [天然落葉広葉樹林（公有地）]

- ・遺構上の立木について、倒木に起因する遺構毀損を未然に防ぐため、先の立木調査の結果を踏まえて、無名川南側の周堤墓群集範囲における植生（立木）管理を計画的に進める必要がある。特に周堤箇所での対応が急がれる。

(4) 文化財保存活用施設 [史跡説明板、遺構説明板、ウッドチップ舗装]

- ・史跡の基本情報を明示するための標識・説明板等について、史跡の指定範囲、立地条件等を再確認し、設置や内容更新を行う必要がある。

(7) 人工的要素 [人工林・天然林（民有地）、住宅等、国道ほか]

- ・ 史跡指定地における民有地の態様から、これからも居住者の生活を尊重した上で、史跡の保存についての意思疎通を図っていくことが必要となる。
- ・ 国道敷設範囲については、将来的には、公道による遺構の分断状態を解消して直接的に遺構状態を把握して保存ができるようにすること、及び史跡景観を一体的なものとするものの検討が課題であるが、当面は道路の存在が地域社会にもたらしている意義を踏まえ、今以上の史跡の価値の低下や遺跡の損壊を招かないような保存管理・経過観察方法の検討が課題である。

エ 保護を要する範囲を構成する要素

(7) 遺構

- ・ キウス7号周堤墓、キウス11号周堤墓及び通路状遺構の現状保存について、またこれらを対象とした保存目的の各種調査の実施について、土地所有者や関係者から理解と協力を得ることが必要である。

2 活用の現状と課題

史跡キウス周堤墓群の活用については、千歳市教育員会埋蔵文化財センターが主体となってパンフレットを作成したり、講演会、史跡見学会を開催したりするなど、本史跡の価値の普及啓発に向けた活動を行っている(写真80～84)。そのことが、市内外からの史跡への来訪につながっている。

(1) 現状

- ・ 史跡キウス周堤墓群の公開は、指定地全域のうち公道(国道337号)東側の周堤墓が群集する公有地区域(中央2777番の一部)を対象としている。キウス6号・14号周堤墓がある私有地区域は、地区内居住者の生活圏であるため非公開としている。また、史跡を縦貫する公道の存在から見学者の交通事故の懸念があるため、周堤墓群集地域においても道路西側区域への誘導は行っていない。史跡の活用区域が限定的なものとなっている。
- ・ 史跡の公開期間は、おおよそ4月下旬～11月下旬をめどに冬期(積雪期)を除く春期～秋期としている。開始・終了日の周知は未実施である。埋蔵文化財等の文化財の調査研究及びその保存活用を図るために設置された千歳市埋蔵文化財センター(図8)では、年間を通じて史跡の価値の説明を行っており、冬期は同施設で史跡の情報を得ることができる。
- ・ 史跡への見学者数は、令和元年(2019)4月下旬～12月上旬の期間において、1,462人である。そのうち、団体見学者数は9団体259人である。
- ・ 国道が史跡指定地を縦断していることもあり、来訪者の交通事故を防ぎ安全な見学を実現するため、史跡将来入込予測調査を令和元年度に実施している。結果は次のとおり(利用期間を4月～11月と想定)。
 - ・ 世界遺産登録時のピーク時：利用者数；15,500人・日最大利用者数；487人・同時滞在者数122人
 - ・ 安定期(世界遺産登録年の5年後)：利用者数；8,750人・日最大利用者数；262人・同時滞在者数66人
- ・ 来訪者に史跡キウス周堤墓群の価値を分かりやすく伝える現地ガイドは、現在、事前の依頼を受けて文化財担当課職員が対応している。史跡の団体見学は、市内外の小学校や高齢者学級、一般向けの埋蔵文化財センター主催事業等で実施されている。
- ・ 学校教育における史跡の活用について、毎年授業として史跡や埋蔵文化財センターに展示された出土品等を見学する市内小中学校は全26校のうち小学校3校であり、子どもたちの歴史・文化の学習に史跡が十分いかされていない状況にある。
- ・ 市民団体は、市民目線で史跡を紹介することを目的として、平成30年(2018)度から2年かけて本史跡の映像を埋蔵文化財センターと協働制作した。
- ・ まちづくりや観光面への史跡の活用が十分でなく、庁内連絡会議において検討を始めたところである。

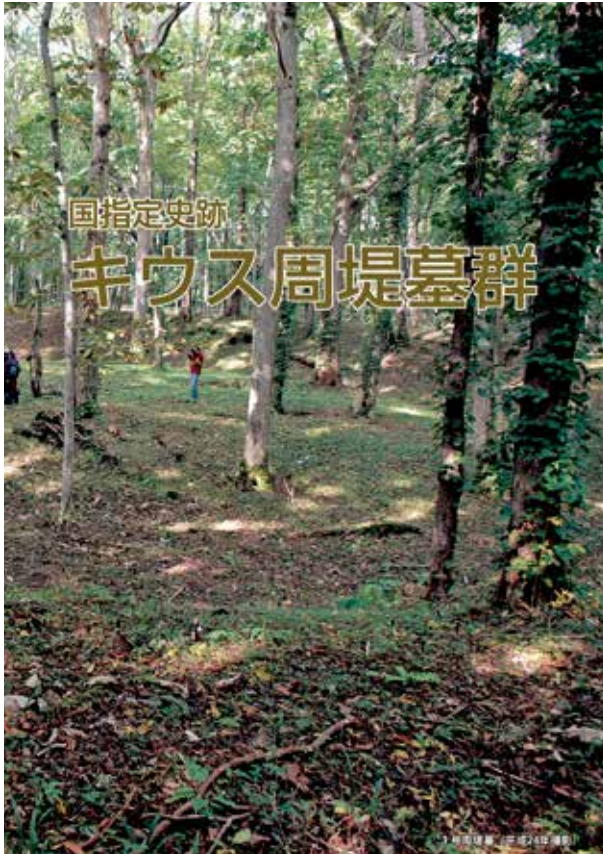


写真80 史跡解説パンフレット(2017年版)



写真81 縄文史跡講演会(1)(2017年)



写真82 縄文史跡講演会(2)(2017年)



写真83 史跡見学会(1)(2012年)



写真84 史跡見学会(2)(2017年)

- ・史跡の情報発信、PRは、埋蔵文化財センターの展示のほか、千歳市ホームページやパンフレット等で行っている。パンフレットは多言語（日本語、英語、韓国語、中国語（繁体字・簡体字））版を用意して、史跡地や千歳市埋蔵文化財センターほか市内公共施設に配置している。

(2) 課題

- ・史跡の活用区域について、指定地に民有地及び公道が存在するため限定的にならざるを得ない状態にあることが課題である。将来的には、公道西側の周堤墓群・通路状遺構がある区域及び私有地にある6号・14号周堤墓の区域を含めた全体的な活用が望ましい。現在は、公開区域が来訪者に分かるような手立てを講ずる必要がある。
- ・史跡の公開について、積雪・雪解けのタイミングに影響される期間の周知は来訪者に的確に情報が伝わる

ような方法を検討する必要がある。史跡の見学が不可能な冬期の来訪者への対応が課題であり、冬期も開館する埋蔵文化財センターにおける史跡の価値と魅力の伝え方を充実させる必要がある。同施設での活動を更に活発化させ、施設利用の促進を図ることが課題である。

- ・来訪者の安全な見学を実現するため、先の入込予測調査の結果に基づき、その増加（急増）の予測対応に当たっては、交通規制、交通事故防止、出入口誘導などの交通計画を作ることが喫緊の課題である。
- ・史跡地では、史跡の価値や魅力を市民や来訪者が理解し納得できる取組を検討する必要がある。その際、どのような見せ方をするのかの検討を前提に、視点場や見学順路の検討が重要である。見えないものを理解してもらう取組としては、現地ガイドによる史跡解説・情報の提供を検討する必要がある。
- ・史跡現地ガイドに関しては、また市民や来訪者にとって身近で親しみのある史跡とするための取組として実施されるよう、地域住民や市民団体がガイドとして来訪者を受け入れて史跡等の説明をすることが望ましく、ガイドの育成とその仕組みづくりが必要である。
- ・学校教育において、史跡継承の次代の担い手である子どもたちの学習に史跡の活用を促すためには、現地表面に顕在する本史跡の価値の理解が歴史・文化の学習に非常に役立つことを積極的に学校側に周知することが必要である。授業に活用しやすい資料や学びの場の提供など学習支援を検討する必要があり、教育委員会としての位置づけ、各学校・教員との連携が課題である。
- ・市民と行政の協働をきっかけとして、史跡を核とした人や社会のネットワークの形成に資する取組に進むことができるかが課題である。史跡を地域の身近な文化的資産「市民遺産」としてとらえ、地域住民や市民団体と行政と一緒に取組を継続する必要がある。
- ・まちづくりや観光面への史跡の活用については、庁内連絡会議において検討を始めたところであるが、その活用方法等を引き続き検討していく必要がある。
- ・ホームページやパンフレット等で発信される史跡の情報について、内容を充実させる必要があり、発掘調査等各種調査や研究を進めて成果の蓄積を図ることが課題である。

3 整備の現状と課題

本史跡の整備は、史跡の本質的価値を守りながら、誰に対しても史跡の価値を分かりやすく伝え、その魅力が感じられるようにすることを目的とする。現状は未整備であり、暫定的な設備をもって公開している。

(1) 現状

ア 保存のための整備

- ・史跡が保存整備前であることから現状では園路が未設置であり、来訪者に史跡内を自由に見てもらおうが、史跡は林の中にあるため歩く場所や見る場所が決まっており、また遺構保存のために1号・2号周堤墓周堤に敷設したウッドチップが園路の代替となっていて、見学範囲が集中することから、不特定多数の見学者の来跡によって遺構が損壊されるおそれがある。

イ 活用のための整備

- ・現在、史跡キウス周堤墓群の「ガイダンス施設」は、史跡から約6km西方に離れた千歳市埋蔵文化財センターとなっている。このため、史跡地で得られる史跡情報が少ない状況にある。
- ・暫定的に見学に供する施設を設置している。見学者車両の国道での駐停車を避けるため、平成20年（2008）に大型バス3台収容の見学者用駐車場を指定地の南に整備して安全に配慮した。平成25年（2013）には樹林地内に通路を設置し、見学者が駐車場から大型車両の通行が激しい国道歩道を歩くことなく直接史跡に向かうことができるようにした。平成26年（2014）から仮設トイレを駐車場内に設置している。
- ・来訪者の史跡の理解を助けるため、平成26年から林地通路や遺構脇に6基の遺構説明板を仮設（可搬）し

て史跡情報の公開に供している。また、世界文化遺産登録を目指す資産「Jomon Prehistoric Sites in Northern Japan（北海道・北東北の縄文遺跡群）」の構成資産としての説明板を令和2年（2020）に樹林地通路口（指定地外）に設置した。見学のポイントは遺構説明板で案内しているが、視点場や園路は未設置である。

- ・現在の駐車場について、令和元年（2019）度の史跡将来入込予測調査の数値（同時駐車台数）に基づき、令和2年（2020）に拡張整備を予定する（世界遺産登録時のピーク時：乗用車台数30台 バス台数2台、安定期（世界遺産登録年の5年後）：乗用車台数16台 バス台数1台）。

(2) 課題

ア 保存のための整備

- ・人工的な整備を検討するに当たり、来訪者によって遺跡の損壊が起こらないようにするための誘導対応が課題である。駐車場も含め史跡内の園路について、現在ウッドチップがこれの代替となっているが、この形でよいか検討する必要がある。他に傾斜地対応や空中歩道設置なども検討課題となる。これまでのように自由に見てもらうのではなく、多数の来訪者を誘導するための人工的な場づくりが早期の課題であり、遺構の劣化箇所への予測対応も必要である。

イ 活用のための整備

- ・現存して眼前に顕在化している周堤墓群に対する理解を深めてもらうため、史跡指定地の近くに史跡の価値の理解に資する解説や出土品展示を有するガイダンス施設が必要である。
- ・史跡全体の様子を分かりやすく示すため、発掘調査等の成果に基づく復元模型や遺構表示などの整備を検討する。
- ・史跡に対する理解に必要な情報を提供する説明標識の整備は、遺跡に関する解説等の情報を充実し、理解を深められる表示とすることが必要である。その際、どのような見せ方をするのかの十分な検討が必要である。
- ・縄文時代の墓地群を彷彿とさせる史跡景観の整備を検討する。その際、立木をどのように取り扱うかの検討が重要である。また、段丘や低地（低湿地）あるいは段丘を開析する小河川の存在など、史跡の立地を体感するコースの設定を検討する。
- ・すべての人々にとってのアクセシビリティに配慮し、様々なニーズに対応し得る園路・広場・案内板・道標等の公開活用施設の整備を検討する。また、史跡内に国道があることによる来訪者の交通事故防止に対応した駐車場から史跡（見学場所）への誘導を早期に検討する。
- ・周堤墓が集中して所在する史跡の公有地が公道により分断されているため、将来的には連続的に整備して活用することが望まれる。また、当面の対策として可能な措置を検討し、実行していくことが必要である。
- ・世界遺産登録が実現した場合には来訪者が大勢訪れることも予測されることから、状況に応じ、迅速に対処していく整備事項を早急に検討する。

4 運営・体制の現状と課題

(1) 現状

- ・千歳市は、平成21年（2009）に史跡キウス周堤墓群の管理団体に指定されて、現在、教育委員会教育部埋蔵文化財センター（人員6人）及び教育部主幹（国指定史跡担当）（人員1人）を担当として、本史跡の保存活用、整備に係る取組を実施している。文化財担当課（組織）の千歳市教育委員会行政組織規則に基づく事務分掌は次のとおりである。

- ・埋蔵文化財センター
 - (1) 文化財の保護、調査、研究、保存及び活用に関すること。
 - (2) 埋蔵文化財の発掘調査に関すること。
 - (3) 文化財保護審議会に関すること。
 - (4) 世界文化遺産登録に係る関係機関との調整に関すること。
 - (5) 埋蔵文化財センターの管理に関すること。
- ・主幹（国指定史跡担当）
 - (1) 国指定史跡の保護、調査、研究、保存及び活用に係る専門的事項及び技術的事項に関すること。
 - (2) 埋蔵文化財の発掘調査についての専門的及び技術的な指導・助言に関すること。
- ・庁内に「キウス周堤墓群保存活用連絡会議（通称：庁内連絡会議）」が令和元年（2019）11月から設置されている。庁内連絡会議は、史跡及び周辺地域の保全に必要な情報の交換・調整や史跡をまちづくりにどのようにいかしていくかについての検討等を目的とし、埋蔵文化財センターが事務局となって運営している。構成員は、上記の文化財担当課、並びに企画部まちづくり推進課、産業振興部農村整備課・農業振興課、建設部事業庶務課・道路管理課、農業委員会管理課である。現在、主に史跡及び周辺地域の保全のために必要な取組に係る連絡調整を行うため、開発行為等の許認可事務担当課が構成の主体となっている。
- ・千歳市文化財保護審議会は教育委員会の附属機関として設置されており、教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存活用に関する重要事項を調査審議する。現在の任期では、学識経験者9人をもって構成されている。毎年3回程程度の会議を持ち、平成28年（2016）策定の「国指定史跡キウス周堤墓群保存管理計画」及び本計画などの調査審議を行っている。
- ・地域住民との保存活用の取組に係る意思疎通・情報共有は、本史跡の草刈りや見回り、清掃等の維持管理作業を通じて行っている。また、保存活用に係る重要事項については、地域住民説明会を随時開催して情報の共有を図っている。
- ・市民団体のキウス周堤墓群を守り活かす会、千歳文化財保護協会とは、体験学習会等普及活動の協働や団体月例会への参加等を通じて意思疎通・情報共有を行っている。両団体からは令和2年（2020）1月、『キウス周堤墓群の活用に関する提案書』（連名）の提出を受けている。
- ・民有地の土地所有者（居住者）とは、キウス6号周堤墓の維持管理作業や、史跡内での森林施業行為に係る随時の相談を通じて、保存活用の取組についての意思疎通を図っている。また、保存活用に係る重要事項については、訪問面談して情報を共有している。
- ・史跡地の国道区域に係り、平成31年（2019）2月、道路管理者と千歳市は管理協定を締結して、重複する道路と史跡の維持管理区分やその手続きを明確にしている。道路の維持管理作業については協定に基づき情報の共有を図る。史跡の保存活用事業の進め方等に係る情報共有については、市からの情報提供が不十分な状況にある。

(2) 課題

- ・史跡キウス周堤墓群の保存活用事業に係る情報を、庁内連絡会議を核として全庁で共有し、各部署が連携して史跡キウス周堤墓群の保全に取り組むことを推進する必要がある。
- ・庁内において活用面の情報共有及び検討を強化するため、学校教育・生涯学習や観光の担当課を庁内連絡会議の構成メンバーとしていく必要がある。その際、テーマによっては部会形式の運営も考慮する。
- ・関係者との情報共有は、現状以上に緊密に連携をとりながら、定期的に行う必要がある。
- ・民有地の所有者、道路（国道）管理者に対しては、保全に継続的な協力を得るため、積極的に情報を提供していく必要がある。

第6章 史跡キウス周堤墓群の保存活用の大綱・基本方針

1 保存活用の大綱（史跡の望ましい将来像）

史跡キウス周堤墓群についての調査研究を推進して、史跡の本質的な価値を構成する遺構・遺物の確実な保存を図るとともに、縄文時代の墓地群の有り様を反映させた史跡（遺跡）景観の保全を図り、ここで引き出される史跡の価値や魅力を広く伝え、次代へ継承する。

2 保存活用の基本方針

(1) 保存

史跡キウス周堤墓群の本質的な価値を将来にわたり保存し、継承するため、土地所有者等の史跡保護への理解の下、遺跡の厳正な保存を図り、縄文時代を彷彿とさせる史跡景観の保全に努める。保存を目的とした調査・研究を計画的に進めて、史跡保護に万全を期すため、追加指定を目指す。

(2) 活用

実際の縄文時代の周堤墓が現存し、目の前に見える形で群集しているキウス周堤墓群の特徴に基づく活用を目指す。学校教育や生涯学習においては、周堤墓を持つ縄文社会が存在した地域特有の歴史・文化を体感できる場としての利用促進を図る。また、史跡キウス周堤墓群を「我が国の歴史の正しい理解に欠くこと」のできない国の史跡であると同時に、地域の身近な文化的資産「市民遺産」としてとらえ、地域住民、土地所有者や市民団体と行政が一緒になってこれからの遺跡のあり方を考え、活用を進めていく。

史跡キウス周堤墓群の価値を国内外に発信・周知するために、道内及び東北地方の同時期の遺跡を含めた広域的な文化的観光を推進する。

(3) 整備

史跡キウス周堤墓群の整備は、本史跡の価値とそれを構成する要素を確実に保存しながら、また次代に継承することを意図して、史跡の価値や魅力を的確に伝えることができる公共空間を造る。ここでは、極めて特徴的な構造を持つ縄文時代の大型墓地の集合体であることが地上に表されているという特質を踏まえることが重要である。来訪者を誘導して守るべき史跡景観を損なわないようにするための人工的な場づくりを行うとともに、来訪者にとって価値のある史跡景観の顕在化を図り、史跡の本質的な価値を目に見える形で分かりやすく示す。

(4) 運営・体制

史跡キウス周堤墓群保存活用計画に定めた事項を実現するために、千歳市文化財担当課の体制的充実を図るとともに、「キウス周堤墓群保存活用連絡会議」を核とし、全庁での情報共有を図る。また、文化庁を始めとする関係行政機関との連携を図りながら、地域住民・市民と行政が一体となった保存活用の取組を推進する包括的な体制づくり及びその持続を目指す。

第7章 保存

1 保存の方向性

(1) 本質的な価値を構成する要素の確実な保存

史跡の本質的な価値を構成する要素として、遺構・遺物がある。遺構・遺物を確実に保存するため、原則として発掘調査と史跡整備との行為以外は認めず、遺跡は厳正な保存を図る。そして、キウス周堤墓群は縄文時代の墓地の集合体が眼前に展開していることが特徴である。そのため、今日の史跡景観を形成する遺跡全面を覆う腐植土・火山灰の「被覆土」の取扱いは慎重に行うこととする。また、多くの来訪者やツアー参加者によるオーバーユースが周堤墓群を核とした史跡景観の損壊を引き起こす事態を想定し、利用制限も考慮しつつ来訪者の適切な誘導を計画・準備して、史跡景観の保全を図る。

遺構と一体となって遺跡の価値を構成する出土遺物については、適切な保存管理を行う。

(2) 価値の保存のための調査・研究の推進・継続

史跡の確実な保存のためには、史跡の内容を確実に把握しなければならない。そのため、保存を目的とした調査・研究を計画的に進める。

(3) 追加指定

保護を要する範囲は、史跡の本質的な価値を構成する遺構（史跡内から広がるキウス11号周堤墓・通路状遺構、史跡内周堤墓と同規模の大型のキウス7号周堤墓）が所在していることから、史跡の保護に万全を期すために、土地所有者等の協力を仰ぎ、同意があり次第、保存目的の確認調査などを経て、追加指定を目指す。

(4) 周辺の文化財等との一体的な保存

史跡の周辺地域に所在するキウス周堤墓群と同時期の遺跡群は、キウス周堤墓群の有機的な広がり在今后保存していく上で必要な情報を有する遺跡群であることから、土地所有者や関係者の理解と協力を得て、史跡から続く往時の立地環境が推定される段丘地形とともに、遺跡群の現状が保全されるよう努める。

(5) 行政と市民の連携による保存管理

史跡の価値を共有し、地域のかげがえのないものであるといった意識を持ち、地域住民の生活と史跡が共存できるよう、土地所有者や関係者の理解を求めながら行政と市民が連携した保存管理を進める。

2 保存の方法

(1) 保存管理の方法

史跡キウス周堤墓群を構成する諸要素ごとに、適切な保存管理の方法を定めるものとする。また、史跡指定地の土地の性格・状況等に応じて地区区分を行い、地区の特性に応じた保存管理の方法を示す（図30、表9）。

ア 構成要素ごとの保存管理

(7) 本質的な価値を構成する要素

a 遺構

<保存管理の方針>

- ・周堤墓（埋葬用堅穴・周堤・墓坑）、土坑墓、通路状遺構がある。これらの遺構は、史跡の本質的な価値そのものであることから、発掘調査と史跡整備との行為以外は認めず、遺跡は厳正な保存を図る。

<保存管理の内容>

- ・日常的、定期的な見回り、点検や、災害時の臨時的な点検等により、現状・保存状態の確認を行う。遺構によっては被覆土が浅い箇所もあることから、点検等によって遺構の露出等が確認された場合は、土嚢の設置や埋土・盛土など状況に応じた適切な方法で復旧（遺構保存）するが、劣化が想定される箇所が見回

り等で見えてくるのであれば、必要に応じて来訪者の利用制限などを施して遺構の保存を図る。

- ・森林管理を適正に行い、遺構の毀損を未然に防ぐ。遺構の上の立木は過去の状況から今後風倒木となり遺構を毀損する可能性があるから、立木調査の成果に基づいた植生管理計画の下、現地表面の起伏で遺構の形状を視認できる範囲について伐採し、その株は除去しないで自然に腐朽させることを基本とした毀損防止策をとる。周堤天端・法面の箇所は早急に対応する。また、遺構上の実生木などについても、将来樹根が遺構の破損を引き起こすおそれがあることから、萌芽段階で除去するなど早期に対応してこれを防ぐ。
- ・遺構に影響を及ぼす発掘調査と整備はその必要性を十分検討し、慎重な計画と遺構保存への適切な配慮の下に実施する。

b 遺物

<保存管理の方針>

- ・遺構と一体となって史跡の価値を構成する出土遺物については、一括した保存管理を行う。

<保存管理の内容>

- ・出土遺物の経歴を整理し、管理台帳を作成の上、展示（千歳市埋蔵文化財センター）・収納保管（上長都文化財収蔵施設）を行う。

c 地形

<保存管理の方針>

- ・往時の段丘面が保全されており、周堤墓及び通路状遺構の形状が現地表面の起伏で視認できることもあり、群集した周堤墓の立地環境を示す微地形として現地形を維持する。
- ・無名川は、遺跡の立地環境を想定させる要素として現状の保存に努める。

<保存管理の内容>

- ・日常的、定期的、又は災害時の臨時的な見回り等により、現状・保存状態の確認を行う。

(4) 本質的価値を構成する要素に準ずる要素

a 遺構・遺物 [周堤墓の属する時代・時期以外の遺構・遺物]

<保存管理の方針>

- ・竪穴住居跡、土坑墓、炉跡など縄文時代後期中葉、続縄文時代、擦文文化期の遺構があり、縄文時代早期・中期・後期・晩期、続縄文時代、擦文文化期の土器・石器がある。これらは、国や地域の歴史や文化の成り立ちを明らかにする上で欠くことのできない歴史的・文化的資産であることから、現状保存を図る。史跡の保存管理又は整備活用を目的（遺跡の内容究明の目的を含む）とする発掘調査においても慎重に取扱うこととする。

<保存管理の内容>

- ・日常的、定期的な見回り、点検や、災害時の臨時的な点検等により、現状・保存状態の確認を行う。遺構によっては被覆土が浅い箇所もあることから、点検等によって遺構の露出等が確認された場合は、土嚢の設置や埋土・盛土など状況に応じた適切な方法で復旧（遺構保存）する。

b 自然的要素 [被覆土]

<保存管理の方針>

- ・周堤墓等の遺構を覆っている腐植土や火山灰といった陸成堆積物からなる「被覆土」は、単なる遺構の保護層にとどまるものではない。火山灰は真实性を保つ鍵層として機能するなど、これら「被覆土」は、現在に至る史跡（遺跡）の形成過程を示すとともに、縄文時代の墓地群の有り様を反映させた今日の史跡景観を形成している重要な要素である。そのため、その取扱いは慎重に行うこととする。

<保存管理の内容>

- ・日常的、定期的な見回り、点検や、災害時の臨時的な点検等により、現状・保存状態の確認を行う。倒木や踏圧、降雨による侵食を発見した場合、直ちに土嚢の設置等による保護・養生を施しその拡大を防ぐ。劣化が想定される箇所が見回り等で見えてくるのであれば、必要に応じて来訪者の利用制限や立木管理などにより、被覆土の損壊を未然に防ぐ。
- ・史跡整備や発掘調査において被覆土を除去する場合には、その必要性を十分検討し、慎重な計画と史跡景観への適切な配慮の下に実施する。

(ウ) 本質的価値を構成する要素以外の要素

a 自然的要素 [天然落葉広葉樹林 (公有地)]

<保存管理の方針>

- ・天然林 (A地区の国有天然林、千歳市森林計画対象の水源涵養保安林) については、立木調査ほか現状の植生について調査を推進し、それを踏まえて史跡の保存活用に資する植生管理計画を立案し、適正に管理する。

<保存管理の内容>

- ・遺構、被覆土の毀損防止や、本質的な価値の見せ方、来訪者の安全対策などに対応して、高木の皆伐・間伐、下枝払いなどのいろいろな管理の仕方を用いて森林の整備を行う。遺構上に実生木等の萌芽がみられた場合は早期にこれを除去する。
- ・北海道産以外の樹木・草本が確認された場合は、可能な範囲でこれを除去する。

b 文化財保存活用施設 [史跡説明板、遺構説明板、ウッドチップ舗装]

<保存管理の方針>

- ・適切な維持管理によって現状を維持する。現状の変更は整備計画に基づき行う。

<保存管理の内容>

- ・定期点検等によって整備施設の状況を把握し、必要に応じて補修等を実施する。

c 人工的要素 [人工林・天然林 (民有地)、住宅等、国道ほか]

<保存管理の方針>

- ・民有地については、居住と生業の維持を基本として史跡の保存管理に当たる。
- ・道路の縦貫が遺構や史跡景観を分断して「特異な景観」が形成する本質的価値を減じている状況については、道路の存在が地域社会にもたらしている意義を踏まえ、当面は今以上の史跡の価値の低下を招かないよう遺構や史跡景観の保存管理に努める。
- ・人工的要素に係る現状の変更については、史跡指定地における現状変更取扱方針 (表10・11) に則り対処して、史跡の本質的価値の保存に努める。

<保存管理の内容>

- ・私有林の整備とライフライン施設の維持については、居住者や施設管理者と史跡の保存についての理解の共有に今後も努めながら、定期的に見回りを行い史跡に対して新たな負の影響が生じていないか現状についての確認を行う。また、改修等の計画の早期把握に努め、必要な手続き等の対応を図る。
- ・国道の範囲については、道路管理者と市が管理協定を締結して重複する道路と史跡の維持管理区分やその手続きを明確にしており、道路管理者が行う道路維持管理の下、市が道路下に残る遺構を保存管理する。車両の史跡内通行に伴う荷重・振動や施設の経年劣化が遺構に及ぼす影響については、市は特に国道協の遺構状態を注視していく。異常が発見された場合には道路管理者と協定に基づき協議を行う。道路ガードレール未設置区間 (西側車線) での車両の路外逸脱に伴う遺構損壊の懸念については、その対応策について道路管理者等との協議を含め、史跡整備計画を立案する中で検討する。

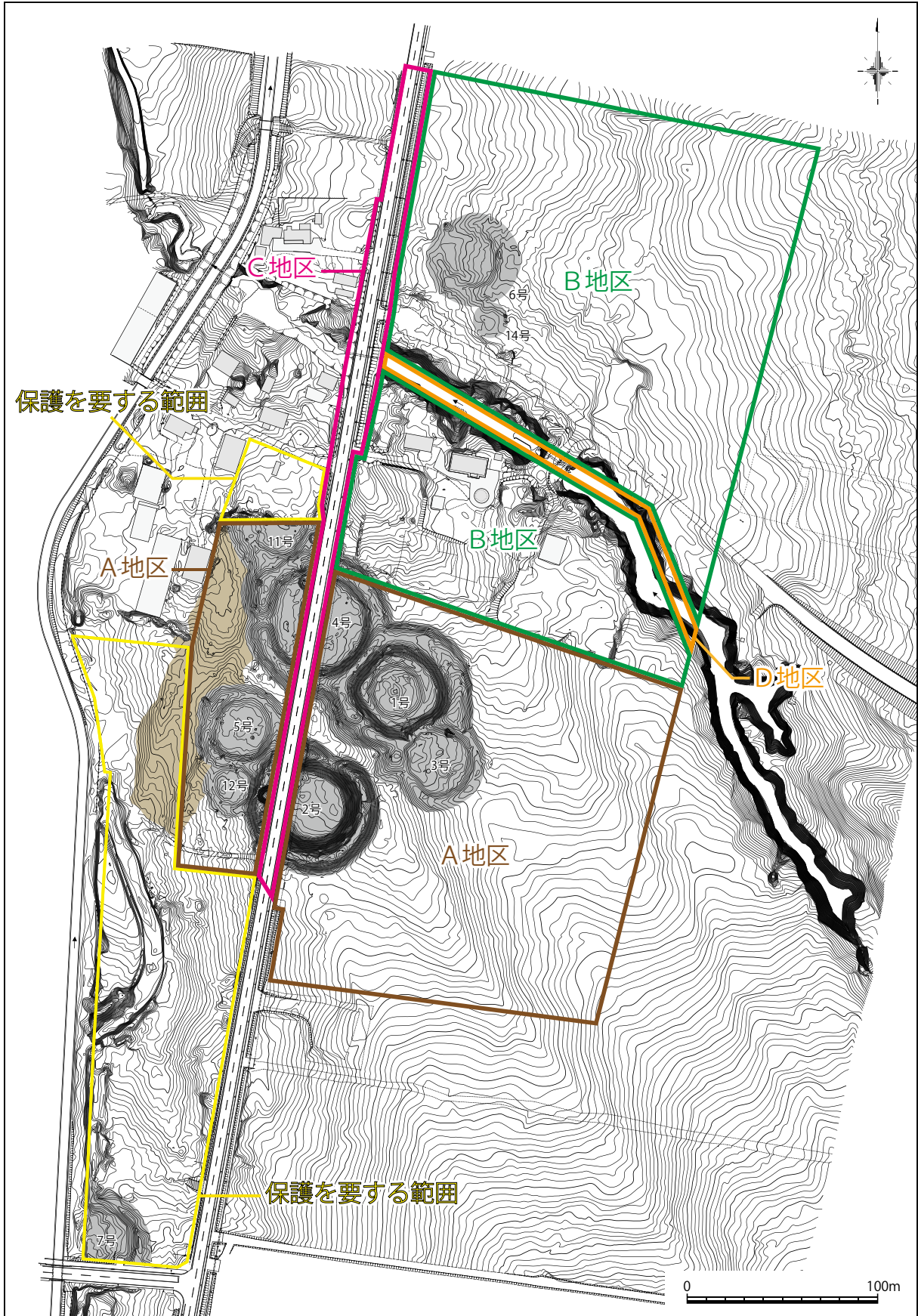


図30 地区区分図

イ 地区の特性に応じた保存管理

(7) A地区

国有地及び市有地からなる地区。遺構、史跡景観及び段丘地形が良好に保存されており、本質的価値の中心となる地区である。全域に天然林が広がり、既存の建築物はなく、国道沿いにライフライン施設（電柱・電線）が存在する。遺構・史跡景観の適切な公開活用を図るため、その厳正な保存が求められる。

(4) B地区

民有地（所有者1人）で、住宅・私有道路、千歳市森林整備計画対象私有林（木材等生産林・公益的機能別施業森林（保健・文化機能等維持林））等が存在する地区。過去の地形改変等が認められる部分もあるが、本質的価値を構成する遺構の遺存状態は良好である。居住者世帯の生活圏であり、これを尊重した上で史跡の保護に対する理解と協力を得て、史跡の保存管理を実施する。

(7) C地区

国有地及び北海道有地からなる国道地区。本線がキウス2号周堤墓及び4号周堤墓を縦貫して周堤を開削するものの道路下の遺構部分は保存されている。道路敷地内にライフライン施設（水管・電柱・電線）が存在する。道路管理者の理解と協力の下、国道の万全な維持管理を得て、史跡の保存管理を実施する。

(1) D地区

市有地であり、チャシ川に東接する水路（無名川）地区。遺構が立地する段丘地形を分断する自然地形（河道）が存在する。B地区に介在しており土橋が架設されている。水路の機能を維持したまま、侵食等による地形の変化に留意して史跡の現状保存を図る。

表9 史跡指定地・保護を要する範囲の概要と構成要素

区分	地区名	地区の概要	地区に分布する要素
史跡指定地	A地区	<ul style="list-style-type: none"> ・公有地（国有地・市有地）地区。 ・周堤墓等遺構が分布し、良好な史跡景観が存在する。 ・全域が森林（一部が千歳市森林整備計画対象林）。 ・遺構及び史跡景観の保存とその適切な公開活用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ①本質的価値を構成する要素：遺構（周堤墓・通路状遺構）・遺物、地形（段丘） ②本質的価値に準ずる要素：周堤墓の属する時代・時期以外の遺物、被覆土 ③その他の要素：天然林、史跡保存活用施設（説明板・ウッドチップ舗装）、人工的要素（電柱・電線）
	B地区	<ul style="list-style-type: none"> ・民有地地区。 ・周堤墓等遺構が分布する。 ・住宅等及び千歳市森林整備計画対象林が存在する。 ・遺構の保存と住民生活との両立を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ①本質的価値を構成する要素：遺構（周堤墓・土坑墓）・遺物、地形（段丘・無名川） ②本質的価値に準ずる要素：周堤墓の属する時代・時期以外の遺物、被覆土 ③その他の要素：天然林、人工的要素（人工林・住宅・倉庫・私道・看板・電柱・水道管等）
	C地区	<ul style="list-style-type: none"> ・公有地（国有地・道有地）地区。 ・国道区域。 ・周堤墓を縦貫する公道下に遺構が遺存する。 ・遺構の保存と道路の公益性確保との両立を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ①本質的価値を構成する要素：遺構（周堤墓・土坑墓）・遺物 ②その他の要素：人工的要素（国道・電柱・電線・水道管）
	D地区	<ul style="list-style-type: none"> ・公有地（市有地）地区。 ・チャシ川に接続する水路（無名川）区域。 ・自然地形の保存と水路の公益性確保との両立を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ①本質的価値を構成する要素：遺物、地形（段丘・無名川） ②本質的価値に準ずる要素：周堤墓の属する時代・時期以外の遺物、被覆土 ③その他の要素：天然林、人工的要素（土橋）
保護を要する範囲		<ul style="list-style-type: none"> ・民有地地区。 ・周堤墓等遺構が分布する。 ・所有者等の同意を得て追加指定を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構（周堤墓・通路状遺構） ・遺物、地形（段丘） ・被覆土 ・天然林

(2) 現状変更及び保存に影響を及ぼす行為の取扱方針及び取扱基準

史跡指定地内において現状変更等を行う場合には、「文化財保護法」第125条の規定により文化庁長官あてに現状変更許可申請書を提出して許可を得ることが必要であるが、「文化財保護法施行令」第5条第4項により権限を委譲されたものについては千歳市教育委員会で取り扱うこととなっている。文化庁への許可申請進達に当たり必要となる管理団体の意見添付、及び施行令に基づき千歳市教育委員会が自ら行う処分を適切なものとするため、指定地内で予想される各種の現状変更等の行為に対する取扱基準を下記のとおり定めることとする（表10・11）。

なお、この基準はあくまでも文化財保護法の規定に基づく取扱いについての基準であり、現状変更の内容によっては関係法令との事前の調整や協議が必要であることを断っておく。

- ①現状変更に対しては、保存の基本方針（遺跡は厳正な保存を図ること・史跡景観の保全を図ること）を尊重するとともに、原則として次の方針によるものとする。
 - ・遺構、遺物に影響を及ぼす行為は認めない。
 - ・地形の変更は、軽微なものを除いて認めない。
 - ・景観に大きく影響を及ぼす行為は認めない。
- ②史跡が毀損若しくは衰亡している場合に行う復旧や、整備及び史跡の保存管理に必要な施設の設置やこれの維持・改修・撤去等に係る現状変更は、必要なものは認めるものとする。ただし、設置場所、工法、形状、色彩等可能な限り史跡に及ぼす影響を軽減すること。また、現状変更の取扱いについては、関係する各種法令との調整を図るものとする。
- ③活用事業などに伴う掘削を伴わない一時的な仮設物の設置については認めることとするが、景観を損なわないように配慮するものとする。
- ④B地区内における居住者の生活関連施設の設置やこれの維持・改修・撤去等に係る現状変更は、必要なものは認めるものとする。ただし、設置場所、工法、形状、色彩等可能な限り史跡に及ぼす影響を軽減すること。また、現状変更の取扱いについては、関係する各種法令との調整を図るものとする。
- ⑤B地区内における森林施業に係る現状変更は、除伐・間伐（伐採）、捕植（植穴の掘削が小規模で、遺構・遺物に影響を与えない範囲にある場合に限る）は認めるものとし、立木の株の除去（抜根）は認めないものとする。
- ⑥学術的調査などを目的とした掘削は認めることとする。ただし、外部有識者で構成される調査委員会などにおいて審議・検討を経た上で、現状変更許可申請を提出することとする。
- ⑦大地震、台風等の非常災害に対する適切な応急的措置については現状変更許可申請を要さないが、上記毀損等の届出について千歳市教育委員会と協議するものとする。
- ⑧以下の行為は「維持管理」に当たり、現状変更の手続きは不要である。
 - ・A地区の保存管理、整備に伴う立木管理、及びB地区の千歳市森林整備計画対象林の森林施業におけるつる切り、枝打ちや倒木処理、小型林業機械（グラップル）を使用した集材。ただし、倒木処理においても樹根を切断する等の作業では、遺構・遺物に影響を与えないように留意して行うこととする。
 - ・B地区の私有看板の取替え、修繕（基礎を含まない）等、土地の形状の変更を伴わない建築物・工作物の維持管理行為。
 - ・日常的な枝の除去、草刈り等。

史跡指定地における現状変更取扱基準を表10・11に、現状変更許可申請区分を表12に示す。

表10 史跡指定地における現状変更取扱基準(1)

		A地区	B地区
地区概要		<ul style="list-style-type: none"> ・公有地（国有地・市有地）地区。 ・遺構及び史跡景観が良好に保存されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民有地地区。 ・遺構及び史跡景観が保存されている。 ・住宅等及び千歳市森林整備計画対象林が存在する。
基本方針		<ol style="list-style-type: none"> 1. 将来的に史跡の整備・公開を図る。 2. 原則として史跡の保存管理（防災・復旧を含む）、整備活用以外の現状変更は認めない。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地区住民の居住・生業を尊重して史跡の保存を図る。 2. 史跡の価値を著しく損なう地形改変を伴う行為は現状変更を認めない。
現状変更に対する取扱方針	発掘調査	<ol style="list-style-type: none"> 1. 発掘調査は、史跡の保存管理又は整備活用の目的（遺跡の内容究明の目的を含む）に限り実施を認める。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 発掘調査は、史跡の保存管理又は整備活用の目的（遺跡の内容究明の目的を含む）に限り実施を認める。
	土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更	<ol style="list-style-type: none"> 1. 史跡の保存管理、整備活用に係るもの以外の現状変更は原則として認めない。 2. 防災上必要な行為については、景観及び史跡の保存を考慮した工法をとることを条件に認める。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 史跡の保存管理、整備活用に係るもの以外の現状変更は原則として認めない。 2. 地区住民の住宅等の新築、増築又は改築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更は、必要最小限度のやむを得ない規模にとどめる形で認める。 3. 防災上必要な行為については、景観及び史跡の保存を考慮した工法をとることを条件に認める。
	建築物の設置・改修・除却	<ol style="list-style-type: none"> 1. 設置は認めない。 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 史跡の保存管理、整備活用に必要な施設以外の現状変更は原則として認めない。ただし、地区住民の居住・生業の継続に必要な住宅等の新築・増築・改築、上下水道の敷設等については下記の条件の下に認める。 <ol style="list-style-type: none"> a) 新築、増改築、改修は、設置場所、工法、形状、色彩等可能な限り史跡に及ぼす影響を軽減すること。 b) 上水道の設置については、遺構・遺物への影響を最小限度にとどめる措置を講じていること。 c) 浄化槽の設置については、なるべく現在の浄化槽が掘り込まれている範囲で行うものとし、新たな場所で掘削する場合は、遺構・遺物への影響を最小限度にとどめる措置を講じていること。 d) 敷地内の舗装については、簡易なもので遺構・遺物への影響を最小限度にとどめる措置を講じていること。 e) 建物及び屋根の形状及び色彩が史跡の景観を損なわないよう配慮したものであること。 f) 庭木や塀を設置する場合、遺構・遺物への影響を最小限度にとどめる措置を講じたもの、かつ形状及び色彩が史跡の景観を損なわないよう配慮したものであること。 g) 上記以外のライフライン等を設置する場合、遺構・遺物への影響を最小限度にとどめる措置を講じたもの、かつ形状及び色彩が史跡の景観を損なわないよう配慮したものであること。 h) 除却は、土地の形状の変更を必要最小限度のやむを得ない規模にとどめるものであること。 2. 防災上必要な行為については、景観及び史跡の保存を考慮した工法をとることを条件に認める。 3. 防災上必要な施設、人命・財産の安全に必要な施設の設置は、景観及び史跡の保存に配慮した工法を条件に認める。 4. 除却は、土地の形状の変更を必要最小限度のやむを得ない規模にとどめる形で認める。

表10 (続き)

		A地区	B地区
現状変更に対する取扱方針	工作物の設置・改修・除却	1. 設置は、史跡の保存管理、整備活用、防災に係るもの以外原則として認めない。 2. 改修は、景観及び遺構・遺物に影響のない措置を講ずることを条件に認める。 3. 除却は、土地の形状の変更を必要最小限度のやむを得ない規模にとどめる形で認める。	1. 設置は、史跡の保存管理、整備活用、防災に係るもの及び地区住民の居住・生業の継続に必要なもの以外認めない。 2. 改修は、遺構・遺物への影響を最小限度にとどめる措置を講じたもの、かつ形状及び色彩が史跡の景観を損なわないよう配慮したものに限り認める。 3. 除却は、土地の形状の変更を必要最小限度のやむを得ない規模にとどめる形で認める。
	道路(道路附属物を含む)	1. 新設は認めない。	1. 新設は、史跡の保存管理、整備活用、防災に係るもの及び地区住民の居住・生業の継続に必要なもの以外は認めない。 2. 道路の改修、補修は、土地の形状の変更(幅員の拡張、路床の削平、側溝の設置、道路の構造の変更に伴うものを含む)を伴わない範囲で認める。 3. 除却は、土地の形状の変更を必要最小限度のやむを得ない規模にとどめる形で認める。
	森林管理	1. 除伐、間伐は、原則として史跡の保存管理、整備活用、防災に係るものに限り認める。ただし、いずれの場合においても立木の株の除去は認めない。	1. 除伐、間伐や補植は、原則として史跡の保存管理、整備活用、防災に係るもの及び千歳市森林計画において区域設定された森林(木材等生産林、公益的機能別施業森林)の施業に限り認める。ただし、いずれの場合においても立木の株の除去は認めない。
他法令による行為の規制		・都市計画法 ・森林法(千歳市森林整備計画)	・都市計画法 ・森林法(千歳市森林整備計画)

表11 史跡指定地における現状変更取扱基準(2)

		C地区	D地区
地区概要		・公有地(国有地・道有地)地区。 ・キウス2号周堤墓及び4号周堤墓を縦貫する公道下に遺構が保存されている。 ・国道区域である。	・公有地(市有地)地区。 ・チャシ川に接続する水路(無名川)区域である。
基本方針		1. 国道を維持したまま、史跡の保存を図る。 2. 史跡の価値を著しく損なう地形改変を伴う行為は現状変更を認めない。	1. 水路の機能を維持したまま、史跡の保存を図る。 2. 原則として水路(土橋を含む)の維持管理と史跡の保存管理、整備活用との行為以外の現状変更は認めない。
現状変更に対する取扱方針	発掘調査	1. 発掘調査は、史跡の保存管理又は整備活用の目的(遺跡の内容究明の目的を含む)に限り実施を認める。	1. 発掘調査は、史跡の保存管理又は整備活用の目的(遺跡の内容究明の目的を含む)に限り実施を認める。
	土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更	1. 史跡の保存管理、整備活用に係るもの以外の現状変更は原則として認めない。 2. 道路の維持管理に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更は、遺構、遺物に影響を及ぼさない範囲で認める。 3. 防災上必要な行為については、景観及び史跡の保存を考慮した工法をとることを条件に認める。	1. 史跡の保存管理、整備活用に係るもの以外の現状変更は原則として認めない。 2. 水路の維持管理に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更は、必要最小限度のやむを得ない規模にとどめる形で認める。 3. 防災上必要な行為については、景観及び史跡の保存を考慮した工法をとることを条件に認める。
	建築物の設置・改修・除却	—	—

表11 (続き)

		C地区	D地区
現状変更に対する取扱方針	工作物の設置・改修・除却	1. 設置は、史跡の保存管理、整備活用、防災に係るもの及び地域のライフライン以外認めない。 2. 改修は、遺構・遺物に影響を及ぼさない措置を講じたもの、かつ形状及び色彩が史跡の景観を損なわないよう配慮したものに限り認める。 3. 除却は、遺構、遺物に影響を及ぼさない範囲で認める。	1. 設置は、史跡の保存管理、整備活用、水路の維持管理、防災に係るもの及び地区住民の居住・生業の継続に必要なもの以外認めない。 2. 改修は、遺構・遺物への影響を最小限度にとどめる措置を講じたもの、かつ形状及び色彩が史跡の景観を損なわないよう配慮したものに限り認める。 3. 除却は、土地の形状の変更を必要最小限度のやむを得ない規模にとどめる形で認める。
	道路(道路附属物を含む)	1. 新設は認めない。 2. 道路の改修は、土地の形状の変更(幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置、道路の構造の変更に伴うものを含む)を伴わない範囲で認める。 3. 除却は、遺構、遺物に影響を及ぼさない範囲で認める。 4. 擁壁の改修、除却は、既存の工事による掘削範囲を超えない範囲で認める。 5. 維持管理に係る現状変更等は、管理協定書(第7章第2節第1項ア(ウ)c参照)の「想定される国道の維持管理作業と必要な手続き」(表13)に基づき、遺構、遺物に影響を及ぼさない範囲のものに限り認める。	—
	森林管理	—	1. 除伐、間伐や補植は、原則として史跡の保存管理、整備活用、防災に係るもの及び水路の維持管理に係るものに限り認める。ただし、いずれの場合においても立木の株の除去は認めない。
他法令による行為の規制		<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法 ・道路法 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法 ・千歳市普通河川条例 ・森林法(千歳市森林整備計画)

表12 史跡指定地における現状変更許可申請区分とその行為の内容

許可申請区分(根拠法)	行為の内容		想定される行為の例
文化庁長官 (文化財保護法第125条)	現状変更、又は保存に影響を及ぼす行為(下記以外の行為)	小規模建築物[※1]で2年を超えて設置されることがあらかじめ予想されるものの新築、また増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から2年を超えるものの増築、改築	・B地区住宅の新築、増築、改築、倉庫の改築等
		当該新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要の最小限度のやむを得ない規模を超える小規模建築物の新築、増築、改築	
		土地の形状の変更を伴う工作物(建築物を除く。)の設置、若しくは改修(改修にあつては、設置の日から50年を経過しているもの)	・史跡整備に伴う工作物の設置 ・土橋の補修
		土地の形状の変更を伴う道路の舗装若しくは修繕	・B地区私有道路の舗装補修(工事が路盤に及ぶ場合)
		設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合の電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修	

表12 (続き)

許可申請区分 (根拠法)	行為の内容		想定される行為の例
文化庁長官 (文化財保護法第125条)	現状変更、又は保存に影響を及ぼす行為(下記以外の行為)	除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合の建築物等の除却	
		発掘調査	・遺跡の内容究明のための発掘調査
		森林苗木の植栽	・倒木等に伴う補植 ・皆伐後の植栽
		その他必要最小限度を超えて土地の形状の変更を伴う行為	・切土、盛土などを伴う土地改変
千歳市教育委員会 (文化財保護法施行令第5条第4項)	現状変更、又は保存に影響を及ぼす行為(市に権限移譲されているもの・軽微な現状変更)	小規模建築物で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築	・仮設プレハブ等の設置
		土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わない工作物(建築物を除く。)の設置、若しくは改修(改修にあつては、設置の日から50年を経過していないもの)	
		土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わない道路の舗装若しくは修繕	・B地区私有道路の補修
		史跡の管理に必要な施設[※2]の設置又は改修	・史跡の標識、説明板等の設置、改修
		設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土、その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超えない場合の電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修	・既設電柱の差替え
		除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超えない場合の建築物等の除却(建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。)	
		木竹の伐採[※3]	・A地区保存管理、整備に伴う、B地区森林整備に伴う除伐、間伐(株の除去を伴わない)
許可申請不要 (文化財保護法第125条ただし書き)	維持の措置	史跡が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。	
		史跡が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。	・史跡の損壊箇所への土嚢の設置
		史跡の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。	
	非常災害のために必要な応急措置	現に災害が発生し、又はその発生が明らかに予測される急迫の事態において執られる応急的措置	・道路の通行に支障をきたすA地区倒木の伐採、除去
事故等により緊急的対応が必要な場合に執られる原状に復する行為			

表12 (続き)

許可申請区分 (根拠法)	行為の内容		想定される行為の例
許可申請不要 (文化財保護法第125条ただし書き)	保存に及ぼす影響が軽微である場合	物理的に現状を改変するものではないが、史跡に何らかの影響を及ぼす行為(指定地内のみならず、指定地外における行為を含む)のうち、影響の軽微である行為	・車両の振動や重量物の通過による影響等

- ※1 小規模建築物は、階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増・改築では、増・改築後の面積)が120㎡以下のものを指す。
- ※2 文化財保護法第115条に規定されるもの：標識、説明板、境界標、囲いその他の施設等
- ※3 木竹の伐採が、法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

表13 史跡指定地C地区で想定される国道の維持管理作業と必要な手続き

作業項目	作業内容	手続き
運搬排雪	堆積した雪により必要な車道幅員の確保が困難となり、引き続き降雪の増加が予想される場合等、道路交通に支障をきたすおそれがある場合、道路脇の雪をダンプトラックに積み込み、雪堆積場等へ運ぶ作業を実施。	史跡の現状を変更するものではなく、また、保存に影響を及ぼす行為でもないので、事前の手続きを必要としない。
歩道除雪	歩行者の通行に支障がある場合、降り積もった歩道部の雪を小型除雪車等により車道側に積み上げる作業を実施。	史跡の現状を変更するものではなく、また、保存に影響を及ぼす行為でもないので、事前の手続きを必要としない。
凍結防止剤散布	路面の凍結が発生しやすく、安全な通行に与える影響等が大きい区間を対象とし、路面凍結が予想される場合、凍結防止剤散布車による凍結防止剤や滑り止め材の散布を実施。	史跡の現状を変更するものではなく、また、保存に影響を及ぼす行為でもないので、事前の手続きを必要としない。
舗装補修		
応急補修 (常温合材)	舗装の欠損等により通行に支障が生じるおそれがある場合に緊急的に行う補修。	史跡の現状を変更する行為であるが、「規則」5条が準用する同4条の「史跡の価値に影響を及ぼすことなく指定当時の原状に復するとき」あるいは「き損の拡大を防止するために応急の措置をとるとき」に該当することから事前の同意を必要としない。 【保護法168条及び「規則」4・5条】
パッチ	損傷した既設舗装の段差、部分的なひび割れ、くぼみなどをアスファルト混合物等で応急的に充填する。脆弱部をあらかじめ除去する。	史跡の現状を変更する行為であるが、「規則」5条が準用する同4条の「史跡の価値に影響を及ぼすことなく指定当時の原状に復するとき」あるいは「き損の拡大を防止するために応急の措置をとるとき」に該当することから事前の同意を必要としない。 【保護法168条及び「規則」4・5条】
オーバーレイ	損傷した既設舗装の上にアスファルト混合物の層を重ねて補修。必要に応じ、切削、シーリング材の注入やひび割れ抑制シート敷設を実施。	史跡の現状を変更する行為であるが、「規則」5条が準用する同4条の「史跡の価値に影響を及ぼすことなく指定当時の原状に復するとき」あるいは「き損の拡大を防止するために応急の措置をとるとき」に該当することから事前の同意を必要としない。 【保護法168条及び「規則」4・5条】
打ち換え	既設舗装のひび割れなどの損傷が局部的に著しく、構造的破損であると判断された場合に、表層・基層あるいは路盤から局部的に打ち換える。	・工事が路盤に及ばない場合は同上。 ・路盤に及ぶ場合、史跡の現状を変更する行為であり、事前に文化庁長官の同意を必要とする。(約2か月)【保護法168条】 ・同意協議書提出の前に文化庁との実質協議が必要。

表13 (続き)

作業項目	作業内容	手続き
附属物補修		
附属物取り替え (基礎を含む)	道路標識及び側溝等の排水構造物の老朽化等に伴い、基礎等を含む土中部の施設の取り替えを実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡の現状を変更する行為であり、事前に文化庁長官の同意を必要とする。(約2か月) 【保護法168条】 ・ 同意協議書提出の前に文化庁との実質協議が必要。
附属物取り替え (基礎を含まない)	道路標識及び側溝等の排水構造物の老朽化等に伴い、基礎を除く地上部の施設の取り替えを実施。	<p>史跡の現状を変更する行為であるが、「規則」5条が準用する同4条の「史跡の価値に影響を及ぼすことなく指定当時の原状に復するとき」あるいは「き損の拡大を防止するために応急の措置をとるとき」に該当することから事前の同意を必要としない。</p> <p>【保護法168条及び「規則」4・5条】</p>
災害対応	大雨による路肩崩壊や強風による道路隣接地の樹木の倒木等が生じた場合、応急措置としての土嚢の設置や倒木及び倒木の危険性がある樹木の伐木等を実施。 また、その他災害により道路の通行に支障をきたす場合、道路施設、道路附属物の復旧を実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡の現状の変更にあたるが、非常災害のためにとる必要な応急措置であることから事前の同意を必要としない。【保護法168条】 ・ ただし、史跡管理団体である千歳市教育委員会に対し、可能な限り早期に実施内容を情報提供する。安全確保を急ぐときに、情報提供が着手後又は実施後となることはやむを得ない。
事故対応	交通事故等により車両から油漏れが生じた場合、周辺地盤及び排水施設への流出を防ぐため、オイルマット等により油処理作業を実施。 また、その他事故等により、道路の通行に支障をきたす場合、道路施設、道路附属物の復旧を実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 油処理作業は事前の手続きを必要としない。 ・ 事故により道路施設、道路附属物の破損があつてその復旧を伴うとき、史跡の現状の変更にあたる場合も考えられるが、非常災害のためにとる必要な応急措置であれば事前の同意を必要としない。【保護法168条】 ・ ただし、復旧が上記に当たる場合にも史跡管理団体である千歳市教育委員会に対し、可能な限り早期に実施内容を提供する。安全確保を急ぐときに、情報提供が着手後又は実施後となることはやむを得ない。

「保護法」：文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）

「規則」：特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号）

(3) 保護を要する範囲を構成する諸要素の保存

保護を要する範囲は、土地所有者、関係者の理解と協力の下に条件が整えば、追加指定を目指す区域である（図29）。この範囲では、史跡内から広がる周堤墓（キウス11号周堤墓）・通路状遺構、史跡内周堤墓と同規模の大型周堤墓（キウス7号周堤墓）が地表面で現認されており、これらは史跡の本質的価値を構成する要素と同一・同等のものであるから、現状保存を第一としてその保護に土地所有者等の同意、協力を仰ぐ。その上で、キウス7号周堤墓・キウス11号周堤墓及び通路状遺構の保護を目的とした確認のための発掘調査などを実施して遺構及びこの範囲の概要を把握する。

キウス11号周堤墓北半部では近辺の宅地・農業用施設建設地等から続く地形の改変（整地）が認められており、恐らく周堤が削剝され堅穴部のみ（墓坑を含む）となった周堤墓と、堅穴部に堆積する腐植土や火山灰の「被覆土」が遺存するものと推定されるが、史跡西南側の範囲ではキウス7号周堤墓や通路状遺構が火山灰等に覆われた遺跡景観が現認されることから、「被覆土」の取扱いは慎重に行うこととし、現地表面の起伏で遺構の存在が確認できる範囲では現状保存に努めることについて土地所有者等に理解と協力を求める。

段丘地形についても、南西側の範囲では「浅い谷」地形など史跡内から続く段丘の微地形が残っており、遺

跡の立地環境を示す要素として現地形が維持されるよう協力を求める。

この区域は、周知の埋蔵文化財包蔵地（キウス7号周堤墓（A-03-82）、キウス11号周堤墓（A-03-86））及びその可能性地であることから、定期的に見回りして包蔵地については現状保存の状況確認を行い、遺跡に損壊のおそれがある場合にはその対策について土地所有者等と協議する。また、開発行為や地下に影響を大きく与える行為等、土木工事が計画された場合は、「埋蔵文化財保護のための事前協議」及び文化財保護法第93条・94条による届出・通知により遺構に対する影響について確認し、協議を行う。その上で必要に応じて試掘・確認の発掘調査を行い、遺構の状況と計画による影響度合いを確認し、遺構に影響のある場合は、所有者に計画の変更等保存に対する協力を求める。

（4）周辺地域を構成する諸要素の保存

史跡の周辺地域は、史跡及び保護を要する範囲を取り巻く緩衝地帯的空間である（図1の史跡周辺区域・周知の埋蔵文化財包蔵地・包蔵地の可能性地をさす）。この地域では、国道東側の、史跡追加指定範囲（図11）及びキウス11遺跡（A-03-288）・キウス12遺跡（A-03-294）で詳細分布調査が行われ、周堤墓群の東・南方周辺に遺構が確認されないという状況が往時の土地利用の一端を示すものとして評価されている。国道西側では、史跡隣接地のチャシ川右岸に中央目黒遺跡（A-03-95）、キウス1遺跡（A-03-89）が踏査や発掘調査により確認され、キウス1遺跡は小規模な発掘によってキウス周堤墓群との関連が指摘されているが、両遺跡とも内容は判然としていない。しかしながら、これらの遺跡については、キウス周堤墓群の有機的な広がり在今后保存していく上で必要な情報を有する遺跡であると考えられることから、現状保存について土地所有者等に協力を求める。また、土地所有者の了承が得られれば、内容確認のための発掘調査を実施する。

この地域では上記以外のほとんどの地点で埋蔵文化財の面的な調査が未実施であり、大部分が可能性地となっている。今後、史跡の保護を充実させていくには、これまで調査が及んでいない範囲で調査を行い、史跡周辺の様相を明らかにする必要がある。中でも、旧オリカ川右岸段丘面の、河川と周堤墓群に挟まれた東西600mほどの広さを持つ範囲では、南長沼用水路付近で縄文時代後期後葉の遺物が数多く表面採集されていることもあり、遺跡の所在が十分に想定される地形状況にあることから、土地所有者の了承が得られれば、踏査や分布調査などを行い、遺跡の把握に努める。

地形については、旧オリカ川流域は河川改修や低湿地の埋立てが行われ、また右岸の段丘は農地として利用されて浅い谷等の微地形は不明瞭となっているが、人工的な盛土・切土等の大きな土地改変はみられず、史跡や保護を要する範囲から連続する段丘地形がうかがわれる状況にあることから、現況の保全について土地所有者や関係者に理解を求める。

この地域には、周知の埋蔵文化財包蔵地（キウス1・キウス2（A-03-90）・中央目黒・キウス11・キウス12遺跡）及びその可能性地があることから、保護を要する範囲と同様に定期的に見回りして、包蔵地については現状保存の状況確認を行い、遺跡に損壊のおそれがある場合にはその対策について土地所有者等と協議する。また、開発行為や宅地の改修、地下に影響を大きく与える行為等、土木工事が計画された場合は、「埋蔵文化財保護のための事前協議」及び文化財保護法第93条・94条による届出・通知により遺構に対する影響について確認し、協議を行う。その上で必要に応じて試掘・確認の発掘調査を行い、遺構の状況と計画による影響度合いを確認し、遺構に影響のある場合は所有者に計画の変更等保存に対する協力を求める。

史跡指定地域外に所在する見学者用駐車場や駐車場案内看板等の保存活用施設については、日常の点検を行い、異常・毀損箇所が発見された場合は速やかに復旧・修理する。

（5）追加指定の方針

保護を要する範囲は、史跡の本質的価値を構成する遺構（史跡内から広がるキウス11号周堤墓・通路状遺構、史跡内周堤墓と同規模の大型のキウス7号周堤墓）が所在していることから、史跡の保護に万全を期すた

めに、土地所有者等の協力を仰ぎ、同意があり次第、保存目的の確認調査などを経て、追加指定を目指す。

(6) 史跡指定地の公有化の方針

史跡の保存、活用及び整備の観点から、将来的には史跡指定地全域を計画的に公有地化することが望ましいが、令和元年（2019）の民有地の追加指定に当たっては、土地所有者が史跡内現在地で生活、生業が維持できることを条件に同意を得ている。そのため、所有者から土地の公有化の申し出があった場合は公有化を検討することとし、特段の申し出がない限りは該当地域の公有化を図らない。なお、見学のための立ち入りについては土地所有者の了承を得て行う。

第8章 活用

1 活用の方向性

(1) 遺跡の魅力をいかした取組

実際の縄文時代の周堤墓が現存していて、目の前に見える形で群集しているキウス周堤墓群の特徴に基づいた活用の促進を目指し、市民や来訪者にとって身近で親しみのある史跡とするための取組、価値を理解してもらうための取組を推進する。また、世界遺産登録を推進し、史跡の価値の国際的発信に努める。

(2) 学校教育や生涯学習での史跡の活用

学校教育や生涯学習においては、現存する周堤墓、縄文時代の墓地群を彷彿とさせる史跡景観をいかし、周堤墓を持つ縄文社会が存在した地域特有の歴史・文化を体感できる場としての利用促進を図る。

史跡を次代へ継承していくためには学校教育との連携は極めて大切であり、子どもたちの歴史・文化の学習に資するよう、学びの場や授業に活用しやすい資料を提供する。また、幅広い世代の学習意欲に応えるため、生涯学習への資料の提供や、啓発事業へ参加しやすい仕組みづくりに努める。

(3) 市民との協働による活用

史跡を地域の身近な文化的資産「市民遺産」としてとらえ、地域住民、土地所有者や市民団体と行政が一緒になってここを魅力ある遺跡として残していくために、これからの遺跡のあり方や活用の仕方を考えていく。地域住民等が一方の主体者となることで、市民等に地域への愛着が生まれ、まちづくりへの寄与が期待できる。

(4) 調査・研究成果の活用

活用に資する新たな価値や魅力を見出すための調査・研究を積極的に推進する。発掘調査等各種調査や研究を実施してこれら調査・研究の成果の蓄積を図るとともに、成果は千歳市埋蔵文化財センターにおける常設展示や史跡ガイダンス施設での展示等を通じて市民に発信する。また、周辺地域の関連遺跡群の調査・研究と連携しながら、国内外にそれらの成果を広く情報発信し、縄文文化の研究に役立てる。

2 活用の方法

(1) 学校教育における活用の具体的な方法

史跡見学や埋蔵文化財の常設展示見学などの校外授業を受け入れるほか、郷土の学習等の出前授業を行い、史跡等の価値を正しく分かりやすく伝える。各年代に応じた学校教育向けの体験学習プログラム、教材やパンフレット等の作成を学校等教育機関と協力して進める（写真85）。教員を対象とした、地域の歴史を学校教材として活用するためのワークショップを行うなど、教員の史跡への理解を深める取組を行う。

(2) 社会教育における活用の具体的な方法

幅広い世代に史跡の価値を分かりやすく伝え、理解を促す解説書・パンフレット等のガイドツールや出前講座、体験学習プログラムの充実及び埋蔵文化財センター常設展示の充実を図るとともに、市民にセンター施設の利用を促進する。また、協働制作の映像などデジタルコンテンツ等を積極的に活用し、遺跡の価値・魅力を発信する（写真86～90）。史跡の来訪者等のニーズに対応できるガイドの育成は、市民と協働して行う。高齢者学級（千歳高星大学）のカリキュラムには史跡見学が導入されており、周堤墓の文化を体感できる解説に努める。

(3) 地域における活用の具体的な方法（観光・地域おこし等）

史跡キウス周堤墓群を、千歳市東部の農村地域の自然や生活文化（農村景観、温泉、収穫体験、農産物直売所、カフェ、神社等）を基盤とするグリーンツーリズム、カルチュラルツーリズム等の対象となる地域特有の観光資源と位置づけて情報を発信し、地域の活性化に寄与する（写真91・92）。また、史跡キウス周堤墓群の価値を国内外に発信・周知するために、道内及び東北地方の同時期の遺跡を含めた広域的な文化的観光を推進する。



写真85 小学3・4年社会科副読本『わたしたちの千歳』



写真86 学習資料「千歳市遺跡地図(携行版)」



写真87 体験学習会「縄文(どんぐり)クッキーを作ろう」



写真88 体験学習会「縄文土器を作ろう(焼成)」



写真89 市民協働事業「みんなで作ろう 縄文の映像」タイトルバック



写真90 市民協働事業「みんなで作ろう 縄文の映像」編集作業



写真91 グリーンツーリズム(中央地区。いちごの摘み取り)



写真92 泉郷神社

第9章 整備

1 整備の方向性

史跡キウス周堤墓群の整備は、本史跡の価値とそれを構成する要素を確実に保存しながら、また次代に継承することを意図して、史跡の価値や魅力を的確に伝えることができる公共空間を造る。ここでは、極めて特徴的な構造を持つ縄文時代の大型墓地の集合体であることが地上に表されているという特質を踏まえ、その史跡景観を体感してもらうことを目指す。

そのため、不特定多数の見学者の来跡に対し、守るべき史跡景観を損なわないようにするための人工的な場づくりを行う。それとともに、「来てみて、理解して、納得して、帰ってもらう」ことが大切であることから、見せるべき史跡景観（パート）を決めてその顕在化を図り、また、それに加えて、来訪者の様々なニーズに対応しつつ、キウス周堤墓群の本質を理解してもらうような工夫を行い、本質的価値の全体を目に見える形で分かりやすく示す。

また、世界遺産登録を推進し、国内外からの来訪者に対し、史跡の価値を伝えることができるよう取り組む。

具体的な整備内容等は、今後策定する史跡キウス周堤墓群整備基本計画において検討を行い、それに則った整備を進める。検討・実施に際しては、学識経験者の助言を得ながら史跡内住民、地域住民等との合意形成を踏まえ、かつ、千歳市関連部局と連携を図る。

2 整備の方法

(1) 保存のための整備の方法

整備に際しては、遺構の保存を前提として、史跡の価値とそれを構成する要素に負の影響を与えない工法等を用い、史跡景観に配慮した位置・規模・色彩・形態・意匠により整備する。

現状では、遺跡は林の中にあるため歩く場所や見る場所が決まっており、見学範囲が集中することから、不特定多数の見学者の来跡によって遺跡が損壊されるおそれがある。史跡の景観も、近くで見せるのか、遠くから見せるのか、遺構（周堤墓）の中から見せるのか、外から見せるのかといった視点の場所によって整備するときを守るべきポイントが異なってくる。したがって、見せるに当たって遺跡の損壊が起らないように、保存のための見学エリア・立入禁止エリア、見学動線を組み入れた誘導計画を踏まえて、人工的な整備に当たる。地上遺構のため盛土などによる復旧が難しい場合を想定し、劣化箇所が見えてくるのであればそこには園路を設けないなど、必要に応じて利用制限を施し、保存に配慮した整備を行う。

(2) 活用のための施設整備の方法

ア 遺跡の表現

縄文時代の墓地群を彷彿とさせる全体としての史跡景観の中でも、来訪者にとって史跡の価値や魅力を的確に理解し納得できる効果的なポイント（見せるべき史跡景観（パート））を、遺構や地形、森林（立木）など史跡の構成要素の現況を調査・研究して決めること、そして、この史跡景観（パート）を重視し、史跡の価値を損なうことのない範囲、事故のおそれがない安全な範囲で、どこから見せるのか、どのように見せるのかを、見学動線を考慮しながら早急に検討する。

周堤墓が集合する箇所は林の中にあるため、高木の皆伐・間伐、下枝払いなど、いろいろな森林・植生の管理の方法を用いながら、本質的な価値をいかに見せるかが整備の要点になる。

墓地としての空間を理解するため、発掘された周堤墓内部墓坑の現地実寸大平面表示を行うこと、また、史跡景観を補完し、史跡に対する理解に必要な情報を提供する説明標識の整備は、その必要性・効果を十分検討し、史跡景観の見せ方の吟味を踏まえて行う。

イ 公開・活用に係る施設の設置

史跡の本質的価値に関する解説を集約的に行う「ガイダンス施設」の整備を史跡隣接区域において検討する。史跡の全体像（俯瞰像）、自然的・歴史的環境、地表下の周堤墓内墓坑、発掘調査成果、縄文文化研究・学史上の意義などの事柄を、復元模型、出土品や写真解説板などを用いて視覚的にも分かりやすい形で解説することを検討する。

史跡景観の見せ方や見学動線を前提として、大人数に対応して案内・説明できる場の設置や、来訪者の（時間的・身体的・運動能力的）都合に見合う選択的見学順路の設定などを準備するべく、様々なニーズに対応し得る園路・広場・案内板・道標等の公開活用施設の整備を検討する。園路案内標識を充実させるとともに、案内・説明にはピクトグラムや多言語表記を用いるなどして、誰に対しても分かりやすい表現を考慮する。史跡内に国道があることによる来訪者の交通事故防止の観点からも、交通計画（策定予定）を踏まえ、駐車場から史跡（見学場所）への誘導を充実させることを早期に行う。

来訪者に快適な見学環境を提供する四阿・便所・水飲・緑陰等便益施設は、必要となる機能を十分検討した上で、利用者側の視点に立った施設づくりに配慮して整備する。

史跡活用専用駐車場は指定地外の現施設を使用するが、令和元年（2019）度の史跡将来入込予測調査の数値（自動車台数）を基に規模拡張を計画する。

ウ 交通アクセス

史跡へのアプローチは、主に自動車の利用によるものであるから、誘導・案内標識を国道337号沿いや市街地方面及び千歳市埋蔵文化財センター方面の公道ほか要所に新設して史跡へのアクセスの向上を図る。また、史跡にたどり着くためのいろいろな経路案内を提供して周辺文化財及び関連施設との交流を促進する（図31）。

3 整備のための発掘調査

史跡整備に伴い、周堤内墓坑の状態や発掘調査区の位置・範囲、地層の堆積状態等、キウス1号・2号周堤墓における昭和39・40年調査の内容を確認する必要がある場合は発掘調査（検証発掘）を行う。調査成果は整備内容に反映させる。

4 整備事業のイメージ案と実施期間

長期的には、公道で分断されたA地区（地区区分）の周堤墓群を公道がない状況で一体的に整備して公開し、周堤墓群が造りだす「特異な」史跡景観を来訪者が目の当たりにすることができる環境を創るのが望ましい。毀損した周堤を復旧し、周堤墓を連絡する通路状遺構を動線（園路）とすることなどで、遺跡空間が表現される。A地区の周堤墓群が所在しない範囲の落葉広葉樹林は縄文時代後半期の史跡周辺にみられた植生でもあり、縄文の森のイメージとして利用する。

短期的には、史跡地の土地所有や利用形態から、公道で分断されたA地区の東側区域を整備して公開することとする。縄文墓域としての空間的広がりには有しており、指定地外南側隣接地にある現在の駐車場付近が「ガイダンス施設」・便益施設・駐車場を設置する区域として想定される（図32）。短期的な整備の事業期間はおおむね5年と考えるが、世界遺産登録が実現し、来訪者が大勢訪れることも予測されることから、状況に応じ、迅速に対処していくこととする。

この図は国土地理院発行の電子地形図2500「長都」（平成30年3月19日調整）を複製、加筆したものである。



図31 史跡キウス周堤墓群及び千歳市埋蔵文化財センター位置図

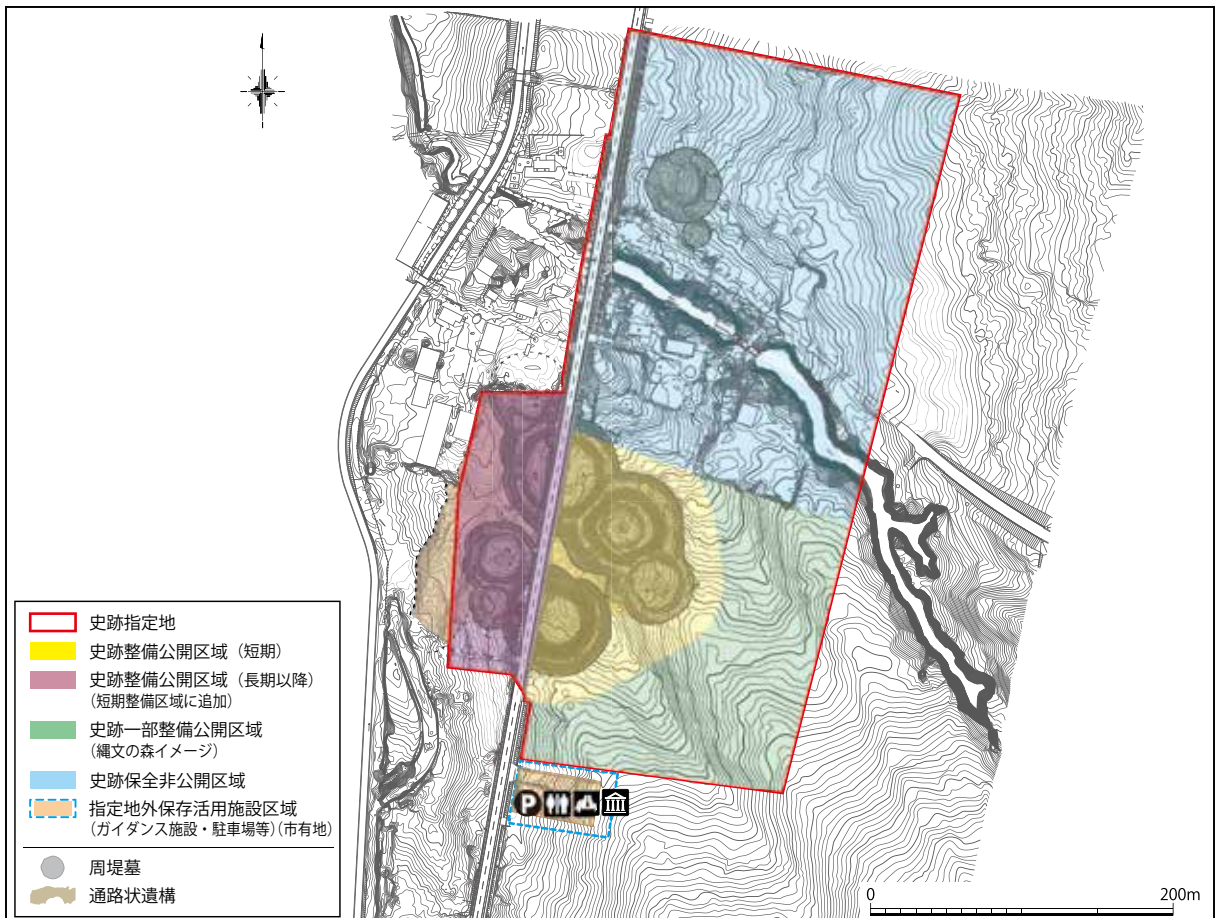


図32 整備区域案図

第10章 運営・体制の整備

1 運営・体制の方向性

千歳市には、史跡キウス周堤墓群と同時期に国史跡に指定された史跡ウサクマイ遺跡群が存在している。面積が146haにも及ぶ広域な遺跡で、21遺跡のうち公開しているのはウサクマイC遺跡1か所である。今後、保存活用計画の策定や出土遺物の再整理を始めとする学術的価値の整理など、取り組むべき課題は少なくない。そうした史跡や埋蔵文化財に係る全体的な課題を洗い出し、中長期的な取組の中に位置づけていくことが必要である。そのことは史跡ウサクマイ遺跡群固有の課題としてばかりではなく、史跡キウス周堤墓群を我が国の歴史の中に正しく位置づける上でも必須の事柄といわなければならない。

史跡キウス周堤墓群の保存活用の取組が他の史跡や埋蔵文化財の保護の取組を停滞させるものとなつてはならず、常に市域全体を視野に取組を進めていくこととする。史跡キウス周堤墓群についての取組が市域全体の文化財の保存と活用を推進する力となるよう、配慮しなければならない。

国の史跡であると同時に市民の身近な文化的資産である点に注目し、地域住民・市民と行政が一体となった推進体制の構築を目指す。

2 運営・体制の方法

千歳市は、文化財の専門的知識を有する職員の在籍・採用を継続していくなど、職員体制の充実に努める。埋蔵文化財センター及び教育部主幹(国指定史跡担当)の文化財担当課では、文化庁等が主催する各種研修の機会を通じ、また埋蔵文化財や考古学などの調査研究を推進する中で、専門性や行政実務についての能力向上を図る。

史跡はまちづくりの核となりうるものであることから、既設の「キウス周堤墓群保存活用連絡会議」の構成と内容の充実に図り、全庁での取組を推進する。その際、千歳市第2期都市計画マスタープランや千歳市緑の基本計画ほかの関連計画や千歳市第6期総合計画、千歳市生涯学習基本計画などの上位計画との関係性を適切に踏まえ、実施する。なお、構成の充実は、保全に係る情報共有にとどまらず、活用の取組を具体的に展開するため、学校教育・生涯学習や観光の担当課をメンバーに加えることなどを指し、内容の充実は、検討課題の明確化、取組の点検や課題の共有、取組状況の発信を指す。

また、千歳市は、文化庁並びに北海道から本史跡の保存活用について指導助言及び財政的・技術的支援を受け、必要に応じて情報提供を求めながら、庁内連絡会議と、地域住民及び市民団体並びに土地所有者及び施設管理者との連携強化を図り、保存活用事業を実施するための包括的な協働体制を作る。こうした体制を維持していくためには、地域住民等のみならず広く市民の支えが必要となる。多彩な史跡の保存活用の取組を通じて、次代の担い手の育成を行い、広く市民の運営への参加を求めることにより、持続的な取組とする。

これは、また、整備基本計画策定委員会等、事業の進捗に合わせて委員会を継続し、専門的な助言を得つつ進める。千歳市文化財保護審議会の場合においても、市域全域の文化財の保存活用についての意見を聴取し、施策を推進していく。これにおいては、令和2年(2020)8月に北海道教育庁が定めた「北海道文化財保存活用大綱」の基本的な方針を踏まえた取組を推進する。

今後進めていく史跡整備の計画づくりや整備事業にも市民に参画してもらおう手立てを工夫し、「市民遺産」としての市民に愛される史跡を目指す。

本史跡において、地震・台風等の自然現象や交通事故等の人為的原因によって被害が発生した場合、文化財担当課が現地調査等によりその被害状況を把握し、北海道教育庁石狩教育局を通じて同庁文化財・博物館課に報告する。状態に応じて、速やかに各施設管理者及び北海道札幌方面千歳警察署(泉郷駐在所)等関係機関と連携をとって対応に当たる。

第11章 施策の実施計画の策定・実施

1 施策の実施計画

史跡キウス周堤墓群の適切な保存、活用、整備のため、実施すべき施策の項目を定め、それらの実施期間を示す（表14）。整備工事完了までの期間を短期（おおむね5年）、それより後の期間を中長期とする。

(1) 保存

第7章第2節で示した日常的な維持管理等を行いながら、遺構など史跡の本質的価値を構成する要素の保存を行う。また、中長期においては整備事業で設置した施設等の保存管理が必要となる。

本質的価値を構成する要素と同一・同等の要素の所在が確認されている保護を要する範囲において、土地所有者の同意が得られた場合には、追加指定を視野に入れた遺構及び範囲の概要を把握するための発掘調査等を実施する。

(2) 活用

これまでの暫定的な整備に加え、速やかに駐車場の拡充整備を実施し、交通計画・動線計画を策定して、史跡の公開活用を図ることとする。整備工事中には、状況に応じた活用を展開し、整備後には史跡地で行う活用を再開する。

史跡地外において行う活用については、千歳市埋蔵文化財センターを拠点に継続的に実施するとともに、市民等と連携し、多彩な活用が行われるよう図る。特に、今後も調査研究は継続して進めるため、新たな成果を盛り込んだ活用を行う。中長期では整備事業で史跡隣接地に設置したガイダンス施設等での活用を併せて行う。

(3) 整備

整備事業については、史跡キウス周堤墓群整備基本計画を策定した上で、続く基本設計及び実施設計に従って進めていくことを基本とするが、世界遺産登録が実現し、来訪者が大勢訪れることも予測されることから、状況に応じ、迅速に対処していくこととする。その際、中長期の施策を十分踏まえることが重要であることから、有識者等からなる委員会等に意見を求めつつ進めることとする。

表14 施策実施計画総括表

区 分	項 目	短期施策	中長期施策
保存管理	・遺跡の日常的な点検、維持管理、災害時の臨時的な点検	●	○
	・出土遺物の管理台帳作成、展示・収納保管の実施	●	○
	・史跡追加指定（必要と認められる場合）	○	○
	・史跡等公有化の実施		○
活用	・史跡キウス周堤墓群の調査・研究	●	○
	・解説書、パンフレット等のガイドツールの作成	●	
	・校外授業の受入、出前授業の実施	●	○
	・ガイドの育成	○	
	・史跡見学会、体験プログラムの実施	●	○
整備	・整備基本計画の策定	○	
	・整備基本設計の策定	○	
	・整備実施設計の策定	○	
	・整備工事	○	
	・整備に伴う発掘調査（必要と認められる場合）	○	
	・誘導看板等の充実	○	
運営体制	・庁内関係各課による連絡会議の実施	●	○
	・市民との協働体制の継続	●	○

●：実施中（一部含む）

第12章 経過観察

1 経過観察の方向性

史跡キウス周堤墓群の保存活用は、長期的な展望の下に進めていく必要がある。そのため、今後の各事業の進捗や世界遺産登録の実現、社会情勢などを踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行う。

2 経過観察の方法

各取組の推進を図る中、実施すべき事項については下表において点検を行い、必要な段階で進捗状況の評価を行う。評価を行った後、進捗や成果の評価が低いものについては問題点の分析と改善を行い、必要に応じて計画の見直しに反映させる。見直しに当たっては、有識者等で構成する委員会等に意見を求める。

表15 実施事項点検表（文化庁監修2005『史跡等整備の手引き Ⅱ 計画編』より。一部改変）

史跡等の保存面に関する整備の概念	理念の実現に向けて何を実行していますか？	Yes/No
(1) 史跡等の本質的価値の保存	・ 指定地の保存管理は、地権者の理解を得たうえで計画的に実行されているか	
	・ 整備工事において保存対策行為を行うとき、十分な監理・指導を行ったか	
	・ 維持管理に必要となる、適切な体制が整えられているか	
	・ 維持管理に必要な予算は十分確保できているか	
(2) 保存に関する調査研究の充実と整備の精度の向上	・ 発掘調査・資料調査等により、史跡の性格・構造を把握できたか	
	・ 遺跡や遺構の成立した当時の技術について十分に調査・検証を行ったか	
	・ 遺跡や遺構の劣化状況や保存環境に係る調査・分析は十分か	
	・ 設計時における保存対策の工法選定に際して、十分な検討を行ったか	
	・ 専門技術者の参加・連携は図られたか	
	・ 遺跡の表現は、学術的根拠に基づいているか	
	・ 表現すべき本質は何かについて十分検討できたか	
	・ 整備事業に関連した各種調査と、修復の記録は整理・公開されているか	
(3) 整備の手法・技術の充実・向上	・ 修復において、十分な専門技術を用いることができたか	
	・ 復元展示において、当時の構造・意匠・工法・材料の復元検討は十分か	
	・ 復元展示工事において、伝統工法を十分尊重できたか	
	・ 整備の表現手法は、正しく、わかりやすいものとなっているか	
	・ 整備の表現手法は、より説得力のある内容となっているか	
	・ 修復・復元における特殊な工法について専門技術者との連携は図られたか	
(4) 景観の保全と再生	・ 整備後に、修復の状況を管理しているか	
	・ 史跡とその周辺について、現在に至る空間構成の変遷を調査したか	
	・ 現状の景観・環境に係る調査を行ったか	
	・ 整備において目指すべき環境の姿について、検討は十分行ったか	
	・ 整備に伴う諸施設の意匠は、景観に調和した質の高いものとなっているか	
	・ 史跡周辺の環境保全のために、地域住民や企業・関係諸機関との合意・連携は図られたか	
	・ 史跡内の整備した環境の育成・維持管理は十分か	
(5) 公開・活用・管理に関する調査研究の充実	・ 条例・指針等、環境保全の措置を定め、実行されているか	
	・ 計画検討から工事実施段階において、地域住民の意見聴取・合意・参加に努め、史跡の整備の周知を図ったか	
	・ 公開する対象範囲が、史跡の本質的価値を伝えるものとなっているか（本物・見応え・鑑賞・学術性）	
	・ 整備後の活用に係る周知・工法は、広く行われているか	
	・ 活用内容は、史跡の理解に役立つものとなっているか	

表15 (続き)

史跡等の保存面に関する整備の概念	理念の実現に向けて何を実行していますか？	Yes/No
(6) 史跡の本質的価値を学び理解する場の提供	・活用プログラム等を作成し、計画的に実行しているか	
	・来訪者の目的や、感想・意見を聴取しているか	
	・来訪者の数や年齢層等の実態を調査しているか	
	・管理・運営の体制・予算は十分確保されているか	
(7) 市民の文化的活動や憩いの場の提供	・管理・運営に関する基準や指針等は定めているか	
	・解説施設等の設置対象と内容の検討は十分なされたか（誰に何を伝えるか）	
	・遺構表示・復元展示では伝えることができない情報が、解説施設等で補完されているか	
	・来訪者の興味を持たせる、体験・参加できる工夫が行われているか	
(8) まちづくりと地域のアイデンティティの創出	・学校教育との連携は図られているか	
	・来訪者に対するガイド・案内等のサービスは十分か	
	・長時間滞在する際に必要な、便益機能は整っているか	
	・整備された空間が、来訪者に心地よい場所として維持されているか	
	・刊行物やシンポジウム等、地域住民の理解と認識を高めるための取組は行われているか	
(9) 文化的観光資源としての活用	・周辺の自治会・商店等で、史跡の活用・管理・育成やこれを核としたまちづくりの議論がなされているか	
	・地域住民にとって、誇れるものとなっているか	
	・周辺施設・商店・公共施設・主要観光施設・観光団体・交通関連企業等との、広報・誘導・利用・補完等の連携は十分行われているか	

附 編

1 史跡キウス周堤墓群の保存活用に係る法令

- ・文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）
- ・文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第八号）
- ・国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和二十六年文化財保護委員会告示第二号）
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号）
- ・史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号）
- ・特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第九号）
- ・文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまで並びに第6条第2項第1号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準（平成12年4月28日文部大臣裁定）
- ・重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令（平成三十一年三月四日文部科学省令第五号）

2 史跡キウス周堤墓群の保存活用に係る条例

- ・千歳市文化財保護条例（昭和52年条例第2号）
- ・千歳市埋蔵文化財センター条例（平成22年条例第2号）

3 北海道縄文遺跡群保存管理計画に対する提言書

（平成27年3月 北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議）

（『国指定史跡 キウス周堤墓群保存管理計画』（平成28年1月 千歳市教育委員会）所収）

1 史跡キウス周堤墓群の保存活用に係る法令

文化財保護法（抜粋）

（昭和二十五年法律第二百十四号）

最終更新：令和二年六月十日公布

（令和二年法律第四十一号）改正

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五十三条第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第九条、第十号、第十二条、第二百二十二条、第三十一条第一項第四号、第五十三

条第一項第七号及び第八号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

（略）

第六章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

- 2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

- 2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えてはならない。
- 3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

- 4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にならなければならない。
- 5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。
- 6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。
- 7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。
- 8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。
- 9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

- 2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文

文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

- 3 第一項の場合には、第三十九条（同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。）及び第四十一条の規定を準用する。

（地方公共団体による発掘の施行）

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

- 2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。
- 3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。
- 4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

（略）

第七章 史跡名勝天然記念物

（指定）

第九十九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。
- 3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。
- 4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。
- 5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。
- 6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係

る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

（仮指定）

第一百条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

- 2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。
- 3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

（所有権等の尊重及び他の公益との調整）

第一百一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第九十九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
- 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

（解除）

第一百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物はその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

- 2 第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第九十九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。
- 3 第一百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとき、文部科学大臣は、これを解除することができる。
- 4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第九十九条第三項から第五項までの規定を準用する。

（管理団体による管理及び復旧）

第一百三十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか

若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。
- 4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有

者の負担とすることを妨げるものではない。

- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。
- 3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

- 2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

- 第二百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。
- 2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。
- 3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

- 第二百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。
- 一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。
- 二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないとき。
- 2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

- 第二百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第一百八条及び第二百十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第二百一条第二項で準用する第三十六条第二項、第二百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

- 第二百五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

- 3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による処分には、第一百一十一条第一項の規定を準用する。
- 5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。
- 7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

- 第二百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第八十四条第一項又は第八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

- 第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

- 第二百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

- 2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二百五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第二百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

- 2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
 - 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
 - 三 計画期間
 - 四 その他文部科学省令で定める事項
- 3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。
- 4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
 - 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 三 第八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
 - 四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

- 5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)
第二百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

- 2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第二百二十九条の四 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第五十三条第二項第二十三号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二百五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第二百二十九条の五 文化庁長官は、第二百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第二百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- 2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第二百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
 - 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
 - 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
 - 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。
- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(登録記念物)

第百三十二条 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物（第百十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたものを含む。）以外の記念物（第百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つているものを除く。）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項、第百九条第三項から第五項まで並びに第百十一条第一項の規定を準用する。

第百三十三条 前条の規定により登録された記念物（以下「登録記念物」という。）については、第五十九条第一項か

ら第五項まで、第六十四条、第六十八条、第百十一条第二項及び第三項並びに第百十三条から第百二十条までの規定を準用する。この場合において、第五十九条第一項中「第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定したとき」とあるのは「第百九条第一項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき（第百十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会）が行つたときを含む。）」と、同条第四項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権原に基づく占有者に通知する。ただし、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす」と、同条第五項中「抹消には、前条第二項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、第百十三条第一項中「不適當であると明らかに認められる場合には」とあるのは「不適當であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて」と、第百十八条及び第百二十条中「第三十条、第三十一条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第三十一条第一項中「並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い」とあるのは「及びこれに基づく文部科学省令に従い」と読み替えるものとする」と、第百十八条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項」とあるのは「第四十七条第四項」と、第百二十条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項」とあるのは「第四十七条第四項」と読み替えるものとする。

(登録記念物保存活用計画の認定)

第百三十三条の二 登録記念物の管理団体（前条において準用する第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人をいう。）又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、登録記念物の保存及び活用に関する計画（以下「登録記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 登録記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該登録記念物の名称及び所在地
- 二 当該登録記念物の保存及び活用のために行う具体的

な措置の内容

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

- 3 前項第二号に掲げる事項には、当該登録記念物の現状変更に関する事項を記載することができる。
- 4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その登録記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 当該登録記念物保存活用計画の実施が当該登録記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
 - 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 三 第八十三條の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三條の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。
 - 四 当該登録記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が登録記念物の現状変更を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。
- 5 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(現状変更の届出の特例)

第三十三條の三 前条第三項に規定する事項が記載された登録記念物保存活用計画が同条第四項の認定(次条において準用する第六十七條の三第一項の変更の認定を含む。第五十三條第二項第二十四号において同じ。)を受けた場合において、当該登録記念物の現状変更をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第三十三條において準用する第六十四條第一項の規定による届出を行わなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

(準用)

第三十三條の四 登録記念物保存活用計画については、第六十七條の三及び第六十七條の五から第六十七條の七までの規定を準用する。この場合において、第六十七條の三第一項中「前条第四項」とあるのは「第三十三條の二第四項」と、同条第二項中「前条第四項及び第五項」とあるのは「第三十三條の二第四項及び第五項」と、第六十七條の五中「第六十七條の二第四項」とあるのは「第三十三條の二第四項」と、第六十七條の六第一項中「第六十七條の二第四項各号」とあるのは「第三十三條の二第四項各号」と読み替えるものとする。

第二節 国に関する特例

(国に関する特例)

第六十二條 国又は国の機関に対しこの法律の規定を適用する場合において、この節に特別の規定のあるときはその規定による。

(重要文化財等についての国に関する特例)

第六十三條 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観が国有財産法に規定する国有財産であるときは、そのものは、文部科学大臣が管理する。ただし、そのものが文部科学大臣以外の者が管理している同法第三条第二項に規定する行政財産であるときその他文部科学大臣以外の者が管理すべき特別の必要のあるものであるときは、そのものを関係各省各庁の長が管理するか、又は文部科学大臣が管理するかは、文部科学大臣、関係各省各庁の長及び財務大臣が協議して定める。

第六十四條 前条の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を文部科学大臣が管理するため、所属を異にする会計の間において所管換え又は所属替えをするときは、国有財産法第十五條の規定にかかわらず、無償として整理することができる。

第六十五條 国の所有に属する有形文化財又は有形の民俗文化財を国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財に指定したときは、第二十八條第一項又は第三項(第七十八條第二項で準用する場合を含む。)の規定により所有者に対し行うべき通知又は指定書の交付は、当該有形文化財又は有形の民俗文化財を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。この場合においては、国宝の指定書を受けた各省各庁の長は、直ちに国宝に指定された重要文化財の指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

2 国の所有に属する国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財の指定を解除したときは、第二十九條第二項(第七十九條第二項で準用する場合を含む。)又は第五項の規定により所有者に対し行うべき通知又は指定書の交付は、当該国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。この場合においては、当該各省各庁の長は、直ちに指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

3 国の所有又は占有に属するものを特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは仮指定し、又はその指定若しくは仮指定を解除したときは、第九條第三項(第十條第三項及び第十二條第四項で準用する場合を含む。)の規定により所有者又は占有者に対し行うべき通知は、その指定若しくは仮指定又は指定若しくは仮指定の解除に係るものを管理する各省各

庁の長に対し行うものとする。

- 4 国の所有又は占有に属するものを重要文化的景観に選定し、又はその選定を解除したときは、第三百三十四条第二項（第三百三十五条第二項で準用する場合を含む。）で準用する第九十九条第三項の規定により所有者又は占有者に対し行うべき通知は、当該重要文化的景観を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。

第百六十六条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理する各省各庁の長は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の勧告に従い、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理しなければならない。

第百六十七条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知しなければならない。

- 一 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を取得したとき。
 - 二 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の所管換えを受け、又は所属替えをしたとき。
 - 三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。
 - 四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき。
 - 五 所管に属する重要文化財又は史跡名勝天然記念物を修理し、又は復旧しようとするとき（次条第一項第一号の規定により文化庁長官の同意を求めなければならない場合その他文部科学省令の定める場合を除く。）。
 - 六 所管に属する重要有形民俗文化財又は重要文化的景観の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。
 - 七 所管に属する史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたとき。
- 2 前項第一号及び第二号の場合に係る通知には、第三十二条第一項（第八十条及び第二百十条で準用する場合を含む。）の規定を、前項第三号の場合に係る通知には、第三十三条（第八十条及び第二百十条で準用する場合を含む。）及び第三百三十六条の規定を、前項第四号の場合に係る通知には、第三十四条（第八十条で準用する場合を含む。）の規定を、前項第五号の場合に係る通知には、第四十三条の二第一項及び第二百二十七条第一項の規定を、前項第六号の場合に係る通知には、第八十一条第一項及び第三百三十九条第一項の規定を、前項第七号の場合に係る通知には、第一百五十五条第二項の規定を準用する。
- 3 文化庁長官は、第一項第五号又は第六号の通知に係る

事項に関し必要な勧告をすることができる。

第百六十八条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

- 一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。
 - 二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。
 - 三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売却、譲与その他の処分をしようとするとき。
- 2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。
- 3 第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項ただし書及び同条第二項並びに第二百五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。
- 4 文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。
- 5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

第百六十九条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、文部科学大臣を通じ各省各庁の長に対し、次に掲げる事項につき必要な勧告をすることができる。

- 一 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理方法
 - 二 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の修理若しくは復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置
 - 三 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の環境保全のため必要な施設
 - 四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品又は公開
- 2 前項の勧告については、前条第五項の規定を準用する。
- 3 第一項の規定による文化庁長官の勧告に基づいて施行する同項第二号に規定する修理、復旧若しくは措置又は同項第三号に規定する施設に要する経費の分担については、文部科学大臣と各省各庁の長が協議して定める。

第百七十条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、国の所有に属する国宝又は特別史跡名勝天然記念物につき、自ら修理若しくは復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。この場合においては、文化庁長官

は、当該文化財が文部科学大臣以外の各省各庁の長の所管に属するものであるときは、あらかじめ、修理若しくは復旧又は措置の内容、着手の時期その他必要な事項につき、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長と協議し、当該文化財が文部科学大臣の所管に属するものであるときは、文部科学大臣の定める場合を除いて、その承認を受けなければならない。

- 一 関係各省各庁の長が前条第一項第二号に規定する修理若しくは復旧又は措置についての文化庁長官の勧告に応じないとき。
- 二 国宝又は特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、関係各省各庁の長に当該修理若しくは復旧又は措置をさせることが適当でないと認められるとき。

第七十条の二 国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を管理する各省各庁の長は、文部科学省令で定めるところにより、重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画を作成し、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めることができる。

- 2 文化庁長官は、前項の規定による同意の求めがあつた場合において、その重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画がそれぞれ第五十三条の二第四項各号、第八十五条の二第四項各号又は第二百二十九条の二第四項各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

第七十条の三 前条第二項の同意を得た各省各庁の長は、当該同意を得た重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

- 2 前条第二項の規定は、前項の同意について準用する。

第七十条の四 第五十三条の二第三項第一号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画、第八十五条の二第三項に規定する事項が記載された重要有形民俗文化財保存活用計画又は第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画について第七十条の二第二項の同意（前条第一項の変更の同意を含む。次条及び第七十条の六において同じ。）を得た場合において、当該重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第六十七条第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定による通知をし、又は第六十八条第一項（第一

号に係る部分に限る。）の規定による同意を求めなければならないときは、これらの規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知することをもつて足りる。

第七十条の五 第五十三条の二第三項第二号に掲げる事項が記載された重要文化財保存活用計画について第七十条の二第二項の同意を得た場合において、当該重要文化財の修理をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第六十七条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定による通知をしなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該修理が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知することをもつて足りる。

第七十条の六 文部科学大臣は、第七十条の二第二項の同意を得た各省各庁の長に対し、当該同意を得た重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画（いずれも変更があつたときは、その変更後のもの）の実施の状況について報告を求めることができる。

第七十一条 文部科学大臣は、国の所有に属するものを国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは重要文化的景観に選定するに当たり、又は国の所有に属する国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物若しくは重要文化的景観に関する状況を確認するため必要があると認めるときは、関係各省各庁の長に対し調査のため必要な報告を求め、又は、重要有形民俗文化財及び重要文化的景観に係る場合を除き、調査に当たる者を定めて実地調査をさせることができる。

第七十二条 文化庁長官は、国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保存のため特に必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のため必要な管理（当該文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で国の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長の同意を求めるとともに、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第一項の規定による指定には、第三十二条の二第三項及び第四項の規定を準用する。
- 4 第一項の規定による管理によつて生ずる収益は、当該

地方公共団体その他の法人の収入とする。

- 5 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による管理を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条の四第一項、第三十三条、第三十四条、第三十五条、第三十六条、第四十七条の二第三項及び第五十四条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十条、第三十一条第一項、第三十三条、第三十五条、第一百五十一条第一項及び第二項、第一百六条第一項及び第三項、第二百一十一条並びに第三十条の規定を準用する。

第七十三条 前条第一項の規定による指定の解除については、第三十二条の三の規定を準用する。

第七十四条 文化庁長官は、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保護のため特に必要があると認めるときは、第七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人に当該文化財の修理又は復旧を行わせることができる。

- 2 前項の規定による修理又は復旧を行わせる場合には、第七十二条第二項の規定を準用する。
- 3 地方公共団体その他の法人が第一項の規定による修理又は復旧を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財に係るときは、第三十二条の四第一項及び第三十五条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第三十五条、第一百六条第一項及び第一百七条の規定を準用する。

第七十四条の二 第七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人が作成する重要文化財保存活用計画、重要有形民俗文化財保存活用計画又は史跡名勝天然記念物保存活用計画については、それぞれ第五十三条の二から第五十三条の八までの規定、第八十五条の二から第八十五条の四までの規定又は第二百九条の二から第二百九条の七までの規定を準用する。

- 2 文化庁長官は、前項において準用する第五十三条の二第四項、第八十五条の二第四項又は第二百九条の二第四項の認定（前項において準用する第五十三条の三第一項（前項において準用する第八十五条の四において準用する場合を含む。）又は第二百九条の三第一項の変更の認定を含む。）をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を管理する各省各庁の長と協議しなければならない。ただし、当該各省各庁の長が文部科学大臣であるときは、その承認を受けるべきものとする。

第七十五条 第七十二条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体は、その管理する国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物でその指定に係る土地及び建造物を、その管理のため必

要な限度において、無償で使用することができる。

- 2 国有財産法第二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により土地及び建造物を使用させる場合について準用する。

第七十六条 文化庁長官は、第九十八条第一項の規定により発掘を施行しようとする場合において、その発掘を施行しようとする土地が国の所有に属し、又は国の機関の占有するものであるときは、あらかじめ、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項につき、文部科学大臣を通じ関係各省各庁の長と協議しなければならない。ただし、当該各省各庁の長が文部科学大臣であるときは、その承認を受けるべきものとする。

第七十七条 第一百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財は、文化庁長官が管理する。ただし、その保存のため又はその効用から見て他の機関に管理させることが適当であるときは、これを当該機関の管理に移さなければならない。

（登録有形文化財等についての国に関する特例）

第七十八条 国の所有に属する有形文化財又は有形の民俗文化財について第五十七条第一項又は第九十条第一項の規定による登録をしたときは、第五十八条第一項又は第三項（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定により所有者に対して行うべき通知又は登録証の交付は、当該登録有形文化財又は登録有形民俗文化財を管理する各省各庁の長に対して行うものとする。

- 2 国の所有に属する登録有形文化財又は登録有形民俗文化財について、第五十九条第一項から第三項まで（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定による登録の抹消をしたときは、第五十九条第四項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定により所有者に対して行うべき通知は、当該登録有形文化財又は登録有形民俗文化財を管理する各省各庁の長に対して行うものとする。この場合においては、当該各省各庁の長は、直ちに登録証を文部科学大臣に返付しなければならない。

- 3 国の所有又は占有に属する記念物について第三十二条第一項の規定による登録をし、又は第三十三条で準用する第五十九条第一項から第三項までの規定による登録の抹消をしたときは、第三十二条第二項で準用する第九十条第三項又は第三十三条で読み替えて準用する第五十九条第四項の規定により所有者又は占有者に対して行うべき通知は、当該登録記念物を管理する各省各庁の長に対して行うものとする。

第七十九条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知しなければならない

ない。

- 一 登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物を取得したとき。
 - 二 登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の所管換えを受け、又は所属替えをしたとき。
 - 三 所管に属する登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。
 - 四 所管に属する登録有形文化財又は登録有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき。
 - 五 登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の現状を変更しようとするとき。
 - 六 所管に属する登録有形文化財又は登録有形民俗文化財を輸出しようとするとき。
 - 七 所管に属する登録記念物の所在する土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたとき。
- 2 各省各庁の長以外の国の機関が登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の現状を変更しようとするときは、文化庁長官に通知しなければならない。
 - 3 第一項第一号及び第二号に掲げる場合に係る通知には第三十二条第一項の規定を、第一項第三号に掲げる場合に係る通知には第三十三条又は第六十一条（第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定を、第一項第四号に掲げる場合に係る通知には第六十二条（第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定を、第一項第五号及び前項に規定する場合に係る通知には第六十四条第一項（第九十条第三項及び第三十三条で準用する場合を含む。）の規定を、第一項第六号に掲げる場合に係る通知には第六十五条第一項（第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定を、第一項第七号に掲げる場合に係る通知には第一百五条第二項の規定を準用する。
 - 4 第一項第五号及び第二項に規定する現状変更については、第六十四条第一項ただし書及び第二項の規定を準用する。
 - 5 登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第一項第五号又は第二項に規定する現状変更に関し、文部科学大臣を通じ関係各省各庁の長に対し、又は各省各庁の長以外の国の機関に対して意見を述べることができる。

第七十九条の二 国の所有に属する登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物を管理する各省各庁の長は、文部科学省令で定めるところにより、登録有形文化財保存活用計画、登録有形民俗文化財保存活用計画又は登録記念物保存活用計画を作成し、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めることができる。

- 2 文化庁長官は、前項の規定による同意の求めがあつた

場合において、その登録有形文化財保存活用計画、登録有形民俗文化財保存活用計画又は登録記念物保存活用計画がそれぞれ第六十七条の二第四項各号、第九十条の二第四項各号又は第三十三条の二第四項各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

第七十九条の三 前条第二項の同意を得た各省各庁の長は、当該同意を得た登録有形文化財保存活用計画、登録有形民俗文化財保存活用計画又は登録記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

- 2 前条第二項の規定は、前項の同意について準用する。

第七十九条の四 第六十七条の二第三項第一号に掲げる事項が記載された登録有形文化財保存活用計画、第九十条の二第三項に規定する事項が記載された登録有形民俗文化財保存活用計画又は第三十三条の二第三項に規定する事項が記載された登録記念物保存活用計画について第七十九条の二第二項の同意（前条第一項の変更の同意を含む。次条において同じ。）を得た場合において、当該登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の現状変更をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第七十九条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定による通知をしなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知することをもつて足りる。

第七十九条の五 文部科学大臣は、第七十九条の二第二項の同意を得た各省各庁の長に対し、当該同意を得た登録有形文化財保存活用計画、登録有形民俗文化財保存活用計画又は登録記念物保存活用計画（いずれも変更があつたときは、その変更後のもの）の実施の状況について報告を求めることができる。

第八十条 文部科学大臣は、国の所有に属する登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物に関する状況を確認するため必要があると認めるときは、関係各省各庁の長に対し調査のため必要な報告を求めることができる。

第八十一条 国の所有に属する登録有形文化財又は登録有形民俗文化財については、第六十条第三項から第五項まで、第六十三条第二項及び第六十七条第三項（これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

- 2 国の所有に属する登録記念物については、第三十三条で準用する第十三条から第十八条までの規定は、

適用しない。

第三節 地方公共団体及び教育委員会

(地方公共団体の事務)

第百八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

- 2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。
- 3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行った場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

(地方債についての配慮)

第百八十三条 地方公共団体が文化財の保存及び活用を図るために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。

(文化財保存活用大綱)

第百八十三条の二 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱(次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。)を定めることができる。

- 2 都道府県の教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

(文化財保存活用地域計画の認定)

第百八十三条の三 市町村の教育委員会(地方文化財保護審議会を置くものに限る。)は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画(以下この節及び第百九十二条の六第一項において「文化財保存活用地域計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

- 2 文化財保存活用地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
 - 二 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容

三 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項

四 計画期間

五 その他文部科学省令で定める事項

- 3 市町村の教育委員会は、文化財保存活用地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、地方文化財保護審議会(第百八十三条の九第一項に規定する協議会が組織されている場合にあつては、地方文化財保護審議会及び当該協議会。第百八十三条の五第二項において同じ。)の意見を聴かなければならない。
- 4 文化財保存活用地域計画は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成二十年法律第四十号)第五条第一項に規定する歴史的風致維持向上計画が定められているときは、当該歴史的風致維持向上計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 5 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その文化財保存活用地域計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 当該文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること。
 - 二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 三 文化財保存活用大綱が定められているときは、当該文化財保存活用大綱に照らし適切なものであること。
- 6 文化庁長官は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じ関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 7 文化庁長官は、第五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した市町村の教育委員会に通知しなければならない。
- 8 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る文化財保存活用地域計画を公表するよう努めなければならない。

(認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更)

第百八十三条の四 前条第五項の認定を受けた市町村(以下この節及び第百九十二条の六第二項において「認定市町村」という。)の教育委員会は、当該認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

- 2 前条第三項から第八項までの規定は、前項の認定について準用する。

(文化財の登録の提案)

第百八十三条の五 認定市町村の教育委員会は、第百八十三

条の三第五項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。第八十三條の七第一項及び第二項において同じ。）を受けた文化財保存活用地域計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下この節及び第九十二条の六において「認定文化財保存活用地域計画」という。）の計画期間内に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であつて第五十七条第一項、第九十条第一項又は第三百三十二条第一項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができる。

- 2 認定市町村の教育委員会は、前項の規定による提案をしようとするときは、あらかじめ、地方文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 文部科学大臣は、第一項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る文化財について第五十七条第一項、第九十条第一項又は第三百三十二条第一項の規定による登録をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした認定市町村の教育委員会に通知しなければならない。

（認定文化財保存活用地域計画の実施状況に関する報告の徴収）

第八十三條の六 文化庁長官は、認定市町村の教育委員会に対し、認定文化財保存活用地域計画の実施の状況について報告を求めることができる。

（認定の取消し）

第八十三條の七 文化庁長官は、認定文化財保存活用地域計画が第八十三條の三第五項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

- 2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた市町村の教育委員会に通知しなければならない。
- 3 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公表するよう努めなければならない。

（市町村への助言等）

第八十三條の八 都道府県の教育委員会は、市町村に対し、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言をすることができる。

- 2 国は、市町村に対し、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするように努めなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、国、都道府県及び市町村は、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、

相互に連携を図りながら協力しなければならない。

- 4 市町村の長及び教育委員会は、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

（協議会）

第八十三條の九 市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 当該市町村
 - 二 当該市町村の区域をその区域に含む都道府県
 - 三 第九十二条の二第一項の規定により当該市町村の教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体
 - 四 文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の教育委員会が必要と認める者
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 4 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

- 一 第三十五条第三項（第三十六条第三項（第八十三条、第二百一十一條第二項（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十七条第四項（第八十三条及び第二百二十二條第三項で準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十七条第二項（第九十一条で準用する場合を含む。）、第八十三条、第八十七条第二項、第一百八條、第二百一十條、第二百九條第二項、第七十二条第五項及び第七十四条第三項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督
- 二 第四十三条又は第二百五條の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）
- 三 第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条で準用する場合を含む。）、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。）の規定による公開

の停止命令

- 四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令
- 五 第五十四条（第八十六条及び第七百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第五十五条、第三十条（第七百七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第三百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行
- 六 第九十二条第一項（第九十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告
- 2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第三百三十一条の規定による立入調査又は調査のため必要な措置の施行については、審査請求をすることができない。
- 3 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には、第九十四条第五項又は第九十七条第五項の規定は適用しない。
- 4 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務（当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。）により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。
- 一 第一項第二号に掲げる第四十三条又は第二百五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第四十三条第五項又は第二百五条第五項
- 二 第一項第五号に掲げる第五十五条又は第三百三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第五十五条第三項又は第三百三十一条第二項
- 三 第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定による命令 同条第九項
- 5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。
- 6 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。
- 7 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。

- 8 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。

（認定市町村の教育委員会が処理する事務）

- 第八十四条の二 前条第一項第二号、第四号又は第五号に掲げる文化庁長官の権限に属する事務であつて認定市町村の区域内に係るものの全部又は一部は、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、政令で定めるところにより、当該認定文化財保存活用地域計画の実施に必要な範囲内において、当該認定市町村の教育委員会が行うこととすることができる。
- 2 前項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を行う場合には、前条第二項、第四項（第三号に係る部分を除く。）及び第五項から第八項までの規定を準用する。
- 3 第一項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を開始する日以前になされた当該事務に係る許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又は許可の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）は、同日以後においては、当該認定市町村の教育委員会のした処分等の行為又は当該認定市町村の教育委員会に対して行つた申請等の行為とみなす。
- 4 認定文化財保存活用地域計画の計画期間の終了その他の事情により認定市町村の教育委員会が第一項に規定する事務を終了する日以前になされた当該事務に係る処分等の行為又は申請等の行為は、同日の翌日以後においては、その終了後に当該事務を行うこととなる者のした処分等の行為又は当該者に対して行つた申請等の行為とみなす。

（出品された重要文化財等の管理）

- 第八十五条 文化庁長官は、政令で定めるところにより、第四十八条（第八十五条で準用する場合を含む。）の規定により出品された重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の事務の全部又は一部を、都道府県又は指定都市等の教育委員会が行うこととすることができる。
- 2 前項の規定により、都道府県又は指定都市等の教育委員会が同項の管理の事務を行う場合には、都道府県又は指定都市等の教育委員会は、その職員のうちから、当該重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

（修理等の施行の委託）

- 第八十六条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第三十八条第一項又は第七十条の規定による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行、第九十八条第一項の規定による発掘の施行及び第二百二十三

条第一項又は第七十条の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行につき、都道府県の教育委員会に対し、その全部又は一部を委託することができる。

- 2 都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基づき、第三十八条第一項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第三十九条の規定を、第九十八条第一項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第三項で準用する第三十九条の規定を、第二百二十三条第一項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第二項で準用する第三十九条の規定を準用する。

(重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導)

第八十七条 都道府県又は指定都市の教育委員会は次の各号に掲げる者の求めに応じ、当該各号に定める管理、修理又は復旧につき委託を受け、又は技術的指導をすることができる。

- 一 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）又は管理責任者 当該重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理
 - 二 重要有形民俗文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）又は管理責任者（第八十条において準用する第三十一条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者をいう。） 当該重要有形民俗文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理
 - 三 史跡名勝天然記念物の所有者（管理団体がある場合は、その者）又は管理責任者 当該史跡名勝天然記念物の管理（管理団体がある場合を除く。）又は復旧
- 2 都道府県又は指定都市の教育委員会が前項の規定により管理、修理又は復旧の委託を受ける場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

(書類等の経由)

第八十八条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会（当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。）を経由すべきものとする。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受領したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。
- 3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

(文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申)

第八十九条 都道府県及び市町村の教育委員会は、当該

都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。

(地方文化財保護審議会)

第九十条 都道府県及び市町村（いずれも特定地方公共団体であるものを除く。）の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。

- 2 特定地方公共団体に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くものとする。
- 3 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。
- 4 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(文化財保護指導委員)

第九十一条 都道府県及び市町村の教育委員会（当該都道府県及び市町村が特定地方公共団体である場合には、当該特定地方公共団体）に、文化財保護指導委員を置くことができる。

- 2 文化財保護指導委員は、文化財について、随時、巡視を行い、並びに所有者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行うものとする。
- 3 文化財保護指導委員は、非常勤とする。

(事務の区分)

第九十二条 第一百条第一項及び第二項、第一百十二条第一項並びに第一百条第三項及び第一百十二条第四項において準用する第九十条第三項及び第四項の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第四節 文化財保存活用支援団体

(文化財保存活用支援団体の指定)

第九十二条の二 市町村の教育委員会は、法人その他これに準ずるものとして文部科学省令で定める団体であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、文化財保存活用支援団体（以下この節において「支援団体」という。）として指定することができる。

- 2 市町村の教育委員会は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 支援団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変

更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村の教育委員会に届け出なければならない。

- 4 市町村の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(支援団体の業務)

第九十二条の三 支援団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を行うこと。
- 二 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を図るための事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
- 三 文化財の所有者の求めに応じ、当該文化財の管理、修理又は復旧その他その保存及び活用のため必要な措置につき委託を受けること。
- 四 文化財の保存及び活用に関する調査研究を行うこと。
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために必要な業務を行うこと。

(監督等)

第九十二条の四 市町村の教育委員会は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 市町村の教育委員会は、支援団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 市町村の教育委員会は、支援団体が前項の規定による命令に違反したときは、第九十二条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる。
- 4 市町村の教育委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第九十二条の五 国及び関係地方公共団体は、支援団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

(文化財保存活用地域計画の作成の提案等)

第九十二条の六 支援団体は、市町村の教育委員会に対し、文化財保存活用地域計画の作成又は認定文化財保存活用地域計画の変更をすることを提案することができる。

- 2 支援団体は、認定市町村の教育委員会に対し、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であつて第五十七条第一項、第九十条第一項又は第三十二条第一項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、

文部科学省令で定めるところにより、当該文化財について第八十三条の五第一項の規定による提案をすることが出来る。

文化財保護法施行令 (抜粋)

(昭和五十年政令第二百六十七号)

最終更新：平成三十一年三月三十日公布 (平成三十一年政令第十八号) 改正

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条 (略)

2～3 (略)

- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域(法第十五条第一項に規定する管理団体(以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。)が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。))を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。)内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会(当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。))が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限

る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

ニ 法第百十五條第一項(法第百二十條及び第百七十二條第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。)

ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))又は町村の区域(次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたもの)にあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))を対象とする場合に限る。))又は市の教育委員会(当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。))が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等

二 法第百三十條(法第百七十二條第五項において準用する場合を含む。))及び第百三十一條の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第百二十五條第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。))

5～9(略)

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則(抜粋)

(昭和二十六年文化財保護委員会規則第八号)

最終改正：平成三十一年三月二十九日 文部科学省令第七号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第七十四条第三項で準用する同法第三十一条第三項の規定並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条及び第三十三条の規定に基き、並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条第一項及び第三十三条並びに同法第八十二条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則を次のように定める。

(管理責任者選任の届出書の記載事項)

- 第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号。以下「法」という。)第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。))又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。))の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 管理責任者の氏名又は名称及び住所
 - 六 管理責任者が個人である場合にあつては、その職業及び年齢
 - 七 選任の年月日
 - 八 選任の事由
 - 九 その他参考となるべき事項

(管理責任者解任の届出書の記載事項)

- 第二条 法第百十九条第二項で準用する法第三十一条第三項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 管理責任者の氏名又は名称及び住所
 - 六 解任の年月日
 - 七 解任の事由
 - 八 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

(所有者変更の届出書の記載事項等)

第三条 法第百二十條で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 新所有者の氏名又は名称及び住所
 - 六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
 - 七 変更の年月日
 - 八 変更の事由
 - 九 その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

(管理責任者変更の届出書の記載事項)

第四条 法第二百十条で準用する法第三十二条第二項の規定による管理責任者を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 旧管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 六 新管理責任者の氏名又は名称及び住所
- 七 新管理責任者が個人である場合にあっては、その職業及び年齢
- 八 変更の年月日
- 九 変更の事由
- 十 その他参考となるべき事項

(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第五条 法第二百十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 七 変更の年月日
- 八 その他参考となるべき事項

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等)

第六条 法第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの

届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 所有者の氏名又は名称及び住所
 - 五 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
 - 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時
 - 八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
 - 九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
 - 十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物はその保存上受ける影響
 - 十一 滅失、き損等の事実を知った日
 - 十二 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第七条 法第一百五十五条第二項(法第二百十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。)の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち三十日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第六十七条第一項第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第六十七条第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第六十七条第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

国宝及び重要文化財指定基準並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 (抜粋)
 (昭和三十二年文化財保護委員会告示第二号)
 最終改正：平成八年十月二十八日 文部省告示第一八五号

(前略)
 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準
 史跡

左に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値あるもの

- 一 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡
- 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- 三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- 四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
- 五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- 六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- 七 墳墓及び碑
- 八 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類
- 九 外国及び外国人に関する遺跡

特別史跡

史跡のうち学術上の価値が特に高く、わが国文化の象徴たるもの

名勝

左に掲げるもののうちわが国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであつて、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所のあるいは学術的価値の高いもの、また人文的のものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- 一 公園、庭園
- 二 橋梁、築堤
- 三 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- 四 鳥獣、魚虫などの棲息する場所
- 五 岩石、洞穴
- 六 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- 七 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- 八 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼
- 九 火山、温泉
- 十 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- 十一 展望地点

特別名勝

名勝のうち価値が特に高いもの

(後略)

天然記念物

左に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、わが国の自然を記念するもの

- 一 動物
 - (一) 日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地
 - (二) 特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地
 - (三) 自然環境における特有の動物又は動物群聚

- (四) 日本に特有な畜養動物
- (五) 家畜以外の動物で海外よりわが国に移殖され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地
- (六) 特に貴重な動物の標本

二 植物

- (一) 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢
- (二) 代表的原始林、稀有の森林植物相
- (三) 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
- (四) 代表的な原野植物群落
- (五) 海岸及び沙地植物群落の代表的なもの
- (六) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
- (七) 洞穴に自生する植物群落
- (八) 池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域
- (九) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- (十) 著しい植物分布の限界地
- (十一) 著しい栽培植物の自生地
- (十二) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地

三 地質鉱物

- (一) 岩石、鉱物及び化石の産出状態
 - (二) 地層の整合及び不整合
 - (三) 地層の褶曲及び衝上
 - (四) 生物の働きによる地質現象
 - (五) 地震断層など地塊運動に関する現象
 - (六) 洞穴
 - (七) 岩石の組織
 - (八) 温泉並びにその沈澱物
 - (九) 風化及び侵蝕に関する現象
 - (十) 硫気孔及び火山活動によるもの
 - (十一) 氷雪霜の営力による現象
 - (十二) 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本
- 四 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域
(天然保護区域)

特別天然記念物

天然記念物のうち世界的に又国家的に価値が特に高いもの

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則 (抜粋)
(昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号)
最終改正：平成三十一年三月二十九日 文部科学省令第七号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

(許可の申請)

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び第八十四条の二第一項（法第八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三条第一項において同じ。）の規定により当該許可を都道府県又は市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体（第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。）である場合にあっては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。）が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に提出しなければならない。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更等に係る地域の地番
- 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
- 二 出土品の処置に関する希望

（許可申請書の添付書類等）

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地

番及び地ぼうを表示した実測図

- 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
- 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料
- 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
- 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
- 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

（終了の報告）

第三条 法第二百五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び第八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

（維持の措置の範囲）

第四条 法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

（国の機関による現状変更等）

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

- 2 法第六百六十八条第三項で準用する法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号。次条において「令」という。)第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 管理計画を定めた都道府県又は市町村の教育委員会(当該都道府県又は市町村が特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県又は市町村)
 - 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
 - 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
 - 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
 - 八 その他参考となるべき事項
- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

(市町村の区域に係る事務の処理の開始の公示)

第七条 令第五条第七項(令第六条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する旨
- 二 令第五条第四項各号又は令第六条第二項各号に掲げる事務のうち市町村の区域に係るものの処理を開始する日

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(抜粋)

(昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号)

最終改正：平成三十一年三月二十九日文部科学省令第七号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第十五条第一項及び第七十二条第一項(同法第七十五条及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。)の規定に基づき、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

(標識)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。)第一百五十五条第一項(法第二百十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもって設置する

ことを妨げない。

- 2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別(特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。)及び名称

二 文部科学省(仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会(当該都道府県又は指定都市が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあつては、当該都道府県又は指定都市)の名称。第四条第三項において同じ。)の文字(所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。)

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

- 3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

第二条 法第一百五十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

- 2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第四条 法第一百五十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

- 2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

- 3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。
- 4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

（標識等の形状等）

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

（囲いその他の施設）

第六条 法第一百五十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則（抜粋）

（昭和二十九年文化財保護委員会規則第九号）

最終改正：平成三十一年三月二十九日文部科学省令第七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第八十条の二第一項（同法第九十条第二項で準用する場合を含む。）の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則を次のように定める。

（復旧の届出）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第二百二十七条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 八 復旧を必要とする理由
- 九 復旧の内容及び方法
- 十 復旧の着手及び終了の予定時期
- 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

- 一 設計仕様書
- 二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
- 三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

（届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更）

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

（終了の報告）

第三条 法第二百二十七条第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

（復旧の届出を要しない場合）

第四条 法第二百二十七条第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第一百八条又は第二十号で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 二 法第二百二十二条第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 三 法第二百五条第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

（国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知）

第五条 法第六十七条第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第六十七条第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
- 二 法第六十九条第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまで並びに第6条第2項第1号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準(抜粋)

(平成12年4月28日文部大臣裁定)

(平成31年3月29日最終改正)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき、文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号。以下「令」という。)第5条第4項第1号イからルまで並びに令第6条第2項第1号イ及びロに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)の許可の事務を都道府県若しくは市(特別区を含む。以下同じ。)の教育委員会(当該都道府県又は市が文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第53条の8第1項に規定する特定地方公共団体(以下単に「特定地方公共団体」という。)である場合にあっては、当該都道府県の知事又は当該市の長。以下同じ。)又は認定市町村(法第183条の3第5項の認定を受けた市町村をいう。以下同じ。)である町村の教育委員会(当該町村が特定地方公共団体である場合にあっては、当該町村の長。以下同じ。)が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

- (1) 現状変更等が「市」又は「認定市町村である町村」と当該市又は認定市町村である町村以外の「市町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。なお、管理団体が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画を当該都道府県の教育委員会が定めている区域においては、「市」又は「認定市町村である町村」と当該市又は認定市町村である町村以外の「市町村」とにまたがって現状変更等が行われる場合であっても、当該現状変更等の許可申請は、許可の権限を有する都道府県の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。
- (2) 次の場合には、当該現状変更等を許可することができない。
 - ① 史跡名勝天然記念物の適切な保存活用等のために策定された「保存活用計画(保存管理計画)」に定められた保存(保存管理)の基準に反する場合
 - ② 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡が著しいものとなるおそれがある場合
 - ③ 史跡名勝天然記念物の価値を著しく減じるおそれがある場合
 - ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

- (3) 都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。
- (4) 都道府県若しくは市の教育委員会又は認定市町村である町村の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第125条第3項において準用する法第43条第3項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。
 - ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
 - ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
 - ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
 - ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
 - ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
 - ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

1 令第5条第4項第1号イ関係

- (1) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第2号に定める建築面積をいう。
- (2) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲には含まれない。
 - ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
 - ② 増築又は改築については、増築又は改築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から2年を超える場合
 - ③ 新築、増築又は改築については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合
- (3) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)
- (4) 新築、増築又は改築の際に除却を伴う場合には、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」

として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

2 令第5条第4項第1号ロ関係

- (1) 新築、増築又は改築に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (2) 新築、増築又は改築の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

3 令第5条第4項第1号ハ関係

- (1) 「工作物」には、次のものを含む。
 - ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀
 - ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
 - ③ 小規模な観測・測定機器
 - ④ 木道
- (2) 「道路」には、道路法（昭和27年法律第180号）第3条各号に掲げる道路（ただし、道路と一体となつてその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。）のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。
- (3) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- (4) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (5) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
- (6) 工作物の設置又は改修の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

4 令第5条第4項第1号ニ関係

- (1) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第115条第1項の標識、説明版、境界標、囲さくその他の施設をいう。
- (2) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (3) 標識、説明版、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であつて、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（昭和29年文化財保護委員会規則第7号）に定める基準に合致しないものについては、その設置又

は改修の許可をすることができない。

5 令第5条第4項第1号ホ関係

- (1) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
- (2) 「その他これらに類する工作物」には、側溝、街渠、集水ます及び電線共同溝を含む。
- (3) 設置又は改修に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置又は改修に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

6 令第5条第4項第1号ヘ関係

- (1) 除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、除却に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (2) 除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第25条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号トによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

7 令第5条第4項第1号ト関係

- (1) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
 - (2) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
 - (3) 木竹の伐採が、法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。
- (後略)

重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令（抜粋）
 （平成三十一年三月四日 文部科学省令第五号）

第七節 史跡名勝天然記念物保存活用計画

（史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定の申請）

第三十四条 法第百二十九条の二第一項（法第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による史跡名勝天然記念物（特別史跡名勝天然記念物を含む。以下同じ。）の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の認定の申請をしようとする者は、別記様式第十六号による申請書を文化庁長官に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 史跡名勝天然記念物保存活用計画に法第百二十九条の二第三項（法第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。第三十六条第二項において同じ。）に規定する事項を記載している場合には、次に掲げる

書類、図面及び写真

- イ 現状変更等の設計仕様書及び設計図又は計画書
 - ロ 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
 - ハ 申請者が管理団体であるときは、現状変更等に係る工事その他の行為が行われる土地の所有者の承諾書
 - ニ 申請者が権原に基づく占有者（現状変更等に係る工事その他の行為が行われる土地に係るものに限る。）以外の者であるときは、権原に基づく占有者の承諾書
 - ホ 管理団体がある場合において、申請者が所有者であるときは、管理団体の意見書
 - ヘ 管理責任者がある場合は、その意見書
- 二 その他参考となるべき書類、図面又は写真

（添付書類等の記載事項等の変更）

第三十五条 前条第二項の書類、図面若しくは写真に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

（史跡名勝天然記念物保存活用計画の記載事項）

第三十六条 法第二百二十九条の二第二項第四号（法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 史跡名勝天然記念物保存活用計画の名称
 - 二 史跡名勝天然記念物の指定年月日
 - 三 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
 - 四 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
 - 五 その他参考となるべき事項
- 2 史跡名勝天然記念物保存活用計画に法第二百二十九条の二第三項に規定する事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る基準（申請者が定める史跡名勝天然記念物の適切な保存のために必要な現状変更等の行為者、態様、頻度、規模、区域、期間その他の現状変更等の内容及び実施の方法に関する基準をいう。次条第一号において同じ。）
 - 二 現状変更等を必要とする理由
 - 三 現状変更等の内容及び実施の方法
 - 四 現状変更等により生ずる物件の滅失又は毀損、景観の変化その他現状変更等が史跡名勝天然記念物に及ぼす影響に関する事項

（史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定の基準）

第三十七条 法第二百二十九条の二第四項第四号（法第二百二十九条の三第二項（法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）及び第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 史跡名勝天然記念物の現状変更等に係る基準が明確であること。

- 二 現状変更等の内容及び実施の方法が明らかであること。
- 三 史跡名勝天然記念物の滅失、毀損又は衰亡が著しいものとなるおそれがないこと。
- 四 史跡名勝天然記念物の価値を著しく減じるおそれがないこと（前号に掲げるものを除く。）。
- 五 史跡名勝天然記念物（動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）及び植物（生息地を含む。）に限る。）の生息環境又は生態系に著しい影響を及ぼすおそれがないこと（前二号に掲げるものを除く。）。

（認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の軽微な変更）

第三十八条 法第二百二十九条の三第一項（法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- 一 計画期間の変更
- 二 史跡名勝天然記念物の現状変更等（法第二百二十五条第一項の許可を受けなければならないもの又は法第六十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）若しくは第二項の規定による同意を求めなければならないものに限る。）に関する変更
- 三 前二号に掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の保存に影響を及ぼすおそれのある変更

（現状変更等の許可の特例の際の様式）

第三十九条 法第二百二十九条の四（法第七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、別記様式第十七号による届出書を文化庁長官に提出しなければならない。

- 2 前項の届出書には、現状変更等の結果を示す写真又は見取図を添えなければならない。

2 史跡キウス周堤墓群の保存活用に係る条例

千歳市文化財保護条例

(昭和52年4月1日条例第2号)

改正：平成19年12月17日条例第28号

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、市域内に所在する文化財のうち市にとって重要なものについて、その保存及び活用のための必要な措置を講じ、もって市民文化の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「文化財」とは、法第2条第1項に規定する文化財をいう。

(市民、所有者等の心構え)

第3条 市民は、市がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な市民の財産であることを自覚し、その保存及び文化的活用に努めなければならない。
- 3 教育委員会は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(審議会)

第4条 190条第1項の規定に基づき、文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議するため、教育委員会の附属機関として、千歳市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議する。
- 3 審議会は、前項の事項に関し教育委員会に建議することができる。
- 4 審議会は、委員10人以内をもって組織する。
- 5 委員は、学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- 6 教育委員会は、特別な事項を調査審議するため必要があると認めるときは、特別委員を置くことができる。

(任期)

第5条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 4 特別委員の任期は、当該事項の調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(指定)

第7条 教育委員会は、市内に所在する文化財のうち法又は北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）の規定に基づき指定を受けたもの（以下「国等指定文化財」という。）を除き、市にとって特に文化的価値が高いと認めるものを所有者及び権原に基づく占有者、保持者又は保持団体（無形文化財又は無形民俗文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）の同意を得て、市の文化財に指定することができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定により無形文化財又は無形民俗文化財の指定を行おうとするときは、当該無形文化財又は無形民俗文化財の保持者又は保持団体を認定しなければならない。

(解除)

第8条 教育委員会は、前条第1項の規定により市の文化財として指定した文化財（以下「市指定文化財」という。）がその文化的価値を失つたときその他特別な事由が生じたときは、指定を解除することができる。

- 2 市指定文化財が市内に所在しなくなつたとき、又は国等指定文化財になつたときは、前条第1項の指定は解除されたものとする。

(指定又は解除の告示)

第9条 教育委員会は、前2条の規定により文化財を指定し、又はその指定を解除したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(管理の義務)

第10条 市指定文化財の所有者、占有者、保持者又は保持団体（以下「所有者等」という。）は、この条例並びにこれに基づく規則及び教育委員会の指示に従いその文化財を管理し、適正な保存に努めなければならない。

(所有者等の変更等)

第11条 市指定文化財の所有者等変更となつたときは、新たな所有者等は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- 2 市指定文化財の所有者等は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したとき（保持団体にあつては、代表者を変更したとき、及び代表者の氏名又は住所を変更したときを含む。）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出

なければならない。

- 3 市指定文化財である無形文化財又は無形民俗文化財の保持者が死亡し、又は保持者として不適当になったときは、相続人又は保持者は速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。）も、代表者であつた者について、同様とする。

（所在の変更等）

第12条 所有者等は、市指定文化財が次の各号の一に該当するときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 市指定文化財の所在する場所を変更しようとするとき。
- (2) 市指定文化財の全部又は一部が破損し、汚損し、若しくは滅失し、又はこれを亡失したとき。
- (3) 市指定文化財である記念物の所在、地番、地名又は地積に異動があつたとき。

（現状の変更等）

第13条 所有者等が市指定文化財の現状を変更しようとするとき、又は所有者等その他関係者がその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、修理その他維持の措置をする場合は、この限りでない。

- 2 教育委員会は、前項の許可をするときは、市指定文化財の保護に関し必要な指示を与え、又は条件を付すことができる。
- 3 教育委員会は、第1項の許可を受けた者が前項の指示又は条件に従わないときは、現状変更等の行為の停止を命じ、又はその許可を取り消すことができる。

（修理等の届出）

第14条 所有者等は、市指定文化財の修理その他維持の措置をしようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

- 2 教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、同項の修理等について必要な指導をし、又は助言を与えることができる。

（管理保存の勧告等）

第15条 教育委員会は、市指定文化財の保存のため必要があると認めるときは、所有者等に対し当該保存のための措置を講ずるよう勧告することができる。

（調査、報告等）

第16条 教育委員会は、所有者等の同意を得て市指定文化財を調査し、又は所有者等に対しその管理の現状若しくは修理の状況について報告を求めることができる。

（補助金の交付）

第17条 市長は、市指定文化財の保存及び記録作成のため必要があると認めるときは、所有者等その他関係者に対し予算の範囲内で補助金を交付することができる。

- 2 市長は、前項の補助金を交付するときは、補助の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

（補助金の返還）

第18条 市長は、前条第一項の補助金を受けた者が次の各号の一に該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 前条第2項の条件に違反したとき。
- (2) 申請の目的以外の用途に補助金を使用したとき。
- (3) 補助金の対象となつた文化財を他に有償で譲渡したとき。

（出品又は公開の勧告）

第19条 教育委員会は、市指定文化財の所有者等に対し、期間を定めて、教育委員会の行う公開の用に供するためその文化財を出品し、又は自ら公開するよう勧告することができる。

（損失の補償）

第20条 市長は、前条の規定による出品又は公開によりその文化財が破損し、汚損し、又は滅失したときは、所有者等に対し、通常生ずべき損失を補償する。ただし、当該破損、汚損又は滅失が所有者等の責めに帰すべき理由によるときは、この限りでない。

（委任）

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 千歳市文化財調査委員会条例（昭和33年千歳市条例第2号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- 3 この条例施行の際現に旧条例による千歳市文化財調査委員会の会長、副会長、委員及び臨時委員の職にある者は、この条例の施行の日においてそれぞれこの条例による千歳市文化財保護審議会の会長、副会長、委員及び特別委員とみなす。
- 4 前項の規定によりこの条例による審議会の委員とみなされた者の任期は、それぞれその者が旧条例による千歳市文化財調査委員会の委員となつた日から起算する。

附 則（平成14年9月20日条例第27号）

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

千歳市埋蔵文化財センター条例

(平成22年3月5日条例第2号)

改正：平成22年6月15日条例第35号

(設置)

第1条 埋蔵文化財等の文化財の調査研究及び保護保存を行うとともに、その活用を図るため、千歳市埋蔵文化財センター（以下「埋蔵文化財センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 埋蔵文化財センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千歳市埋蔵文化財センター	千歳市長都42番地の1

(事業)

第3条 埋蔵文化財センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 文化財の調査研究に関する事業
- (2) 文化財の保護保存及び整備に関する事業
- (3) 文化財の収集、整理及び保管に関する事業
- (4) 文化財の知識の普及及び啓発に関する事業
- (5) その他埋蔵文化財センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(管理)

第4条 埋蔵文化財センターは、教育委員会が管理する。

2 埋蔵文化財センターの開館時間は、午前8時45分から午後5時15分までとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、臨時に開館時間を延長し、又は短縮することができる。

3 埋蔵文化財センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、休館日に開館し、又は開館日に休館することができる。

- (1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

(禁止行為)

第5条 埋蔵文化財センターでは、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある行為
- (2) 建物、附属設備又は備付物品を破損し、汚損し、又は滅失するおそれがある行為
- (3) その他教育委員会が埋蔵文化財センターの管理上特に必要があると認めて禁止する行為

(職員)

第6条 埋蔵文化財センターに、センター長その他必要な

職員を置く。

(損害賠償の義務)

第7条 埋蔵文化財センターを利用する者は、施設の利用により建物、附属設備又は備付物品を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がその者の責めに帰すことができない理由があると認めるときは、この限りでない。

(販売行為等の禁止)

第8条 教育委員会の承認を受けた者以外は、施設及びその敷地内において、物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為をしてはならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、埋蔵文化財センターの管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成22年3月教委規則第7号で、同22年4月1日から施行）

附 則（平成22年6月15日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

3 北海道縄文遺跡群保存管理計画に対する提言書

北海道縄文遺跡群保存管理計画に対する提言書

平成27年3月

北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議

はじめに

函館市、千歳市、伊達市、洞爺湖町、森町の5市町では、北海道と東北3県とともに縄文遺跡群の世界文化遺産への登録推進に取り組んでおられると承知いたしております。しかしながら、その資産を構成する5市町の6史跡（大船遺跡、垣ノ島遺跡、キウス周堤墓群、北黄金貝塚、入江・高砂貝塚、鷲ノ木遺跡）の保存管理計画については、まだ作業途上にあり、早期の策定が望まれています。

平成26年3月に、各史跡の保存管理計画を統一された内容で策定するために、5市町が合同で北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議実行委員会を設立し、本北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議に対して、保存管理計画策定のための内容検討が指示されました。

本委員会におきましては、それを受けて、6史跡の本質的価値や公開・活用の方策などについて4回にわたり検討し、ここに提言書としてまとめました。

史跡は、わが国の歴史と文化を知るうえで欠くことのできない国民共有の財産であり、その保存管理計画については、史跡を保全し後世まで確実に引き継ぐことはもとより、適正に公開し活用を図るための指針となるものであります。5市町におきましては、本提言を踏まえて、昨今求められている地域住民に愛される「市民遺産」としての観点も取り入れながら、適切な保存管理計画の策定とその実施を強く望む次第です。

平成27年3月19日

北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議

委員長	越田 賢一郎
副委員長	小杉 康
委員	西山 徳明
委員	吉田 恵介

1 基本理念

今回、「北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議」で検討した5市町の6史跡（大船遺跡、垣ノ島遺跡、キウス周堤墓群、北黄金貝塚、入江・高砂貝塚、鷲ノ木遺跡）の保存管理計画について以下の通り提言する。

各市町にあつては、次に述べる北海道縄文遺跡群の主要な価値の提言に基づき各史跡の特性を把握し、保存管理計画におけるマネージメントの必要性、市民遺産としての活用などについて認識され、議論を重ねてきた内容を汲み取って、保存管理計画を速やかに策定されたい。

なお、これらの史跡は、現在世界遺産暫定リストに登録され、世界遺産申請を目指す状況にあり、その価値を各市

町が相互に理解し、保存管理計画策定にあたっては共同で取り組まれることを望むものである。

(1) 「北海道縄文遺跡群」の主要な価値について

縄文文化は、氷河期の終わりから後氷期にかけての地球規模での温暖化とそれともなう海水準の上昇・海進といった自然環境の変動の中で、新たに形成された湿潤・温暖な中緯度森林帯の海浜環境に適応し展開した人類文化の一つである。その最大の特徴は、一万数千年に及ぶ長期間にわたって、移動性の高い生活から本格的な定住生活にいたるまでの変化に富んだ居住様式を呈しながら、狩猟・漁撈・採集を中心として、一部に栽培も組み込んで多種多様な食料資源を開発した生業を基本としていた点である。その後半期には、分布域の東半にあたる日本列島東部・北部地域では、小地域を中心とした社会的な統合を強めるために祖先観念を象徴する大規模記念物が盛んに構築され、またそれらを介して地域社会間のゆるやかな交流が維持された。

北海道南西部から道央にかけて位置する「北海道縄文遺跡群」は、噴火湾沿岸の垣ノ島遺跡、大船遺跡、鷲ノ木遺跡、入江・高砂貝塚、北黄金貝塚と、石狩低地帯のキウス周堤墓群とからなる。入江・高砂貝塚と北黄金貝塚は、主に縄文文化前半期の海浜環境に適応した狩猟・漁撈・採集生活の様相として、また、垣ノ島遺跡と大船遺跡、鷲ノ木遺跡、キウス周堤墓群は主に縄文文化後半期の祖先観念を象徴する大規模記念物を介してゆるやかに結びついた地域社会の様相として、後氷期における多様な自然環境の日本列島において展開した人類文化の実態を具体的に示すことが史跡の最も主要な価値の中心である。

(2) 保存管理計画におけるマネージメントの重要性について

史跡の保護は保存と活用がバランスよくなされなければならない。そうした史跡保護の原点に立つ時、二つの点からマネージメントに対する配慮が必要である。一つは史跡の持つ本来的な価値をどのように社会に情報発信していくか、もう一つは情報発信された側つまり利用者や納税者が満足するようなサービスはなにかというマーケティングという視点である。

情報発信については、史跡が実物として現地に存在することのリアリティを学芸員というインタープリターあるいは発掘や整備に関わるボランティア等の関係者がどのように情報を整理し発信するかが重要である。特に今日のような高度情報社会において、様々なメディア技術の変貌への対応は困難を極めるが、史跡情報のヴァーチャリティ以上に実物の持つリアリティの説得力は高い。またそのようなリアリティは学芸員ら史跡の調査や整備に関わる人々と史跡との関わりや活動から発信されることが多いと推察される。たとえば博物館や研究機関の研究室や発掘現場で行われる「こと」自体が多くの人々に興味を持たせた情報発

信の事例として、琵琶湖博物館の研究室の再現展示、多くの水族館や動物園のバックヤードツアー、旭山動物園の来園者に対するホスピタリティあふれるサインや展示方法など、多くの事例が見いだされる。

また史跡を訪れる利用者もその属性（学生か職業人か、観光客か住民か、男女の別、年齢・年代など）によって異なるニーズを持っており、史跡の本来的な価値と同様に公共（的）施設運営を行う際にはこれらのニーズにも関心を持ち、運営事業自体の必要性、有効性、達成目標、効率性等について、長期的な戦略と短期的な戦術を持って様々なニーズに選択的に対応可能な運営管理に努力することが重要である。商品開発を行う上でマーケティングという手法が存在するが、史跡を訪れる人々がどのような行動を経て史跡を訪れるのか、どのような体験が満足度を生むのかなどを知ることはマーケティングを行う際の必要条件である。そのような視点からニーズ分析を行う際には、官公庁や観光、産業、交通といった関連分野との連携や彼らの知見に学ぶことも必須である。

史跡の保存管理計画を作成する際には、整備あるいは再整備された時点の姿をイメージするだけではなく、持続可能な形で地域の文化資産を次世代に手渡すことが重要である。そのためには過去の史跡から未来の地域や社会の知見を学べるような多くの人々が関わることのできる運営管理の計画作成が望まれる。言い換えれば、整備された姿を固定化するのではなく、それに至る過程や、整備後の利用者との関係を、史跡の価値と状況に応じて多様に、動的に構想していただきたい。

（３）「市民遺産」としての活用

各遺跡の整備活用に当たっては、「世界遺産」の構成資産としてふさわしい整備を目指すと同時に、地域住民にとっての「市民遺産」となることを目指すべきである。

「市民遺産」とは、地域住民に身近な文化的資産を、地域の視点、地域の価値観で取り上げ、その拾い上げた資産の管理を行政のみに頼らず、行政を含む地域社会全体が官民協働で守り継承しようとする考え方、運動論である。つまり、世界遺産の包括的保存管理計画の中では、遺跡を地域再生の資源として戦略的に位置づける一方で、遺跡は市民の遺産として代表されていくべきである。こうした近年重視されている、市民遺産でないものは世界遺産になるべきでないという先端的視点を、広く社会に浸透させるよう普及啓発に努めることが肝要である。

２ 課題への対応について

これまでに関係自治体において作成された各史跡の保存管理計画案に関し、全体的な課題や記載すべき事項等については次のとおり整理し検討を深めていただきたい。

（１）保存管理計画の構成や様式等について

５市町６遺跡の保存管理計画の策定については、北海道

或いは縄文遺跡を代表する史跡として、今後の保存管理への嚆矢となるものと捉えることができ、さらに世界遺産登録を見据えたものでなければならない。そのために、５市町村が合同で取り組むべきは、各遺跡に共通する本質的な価値を見出すとともに、各史跡の持つ個別の価値を明確にし、それを利用者へ最大限理解してもらえよう、保存管理計画を策定することにある。

そのため、計画全体の構成や様式等については、関係する全ての計画で共通することが肝要で、用語等についても可能な限り整理・統一を図られたい。

（２）各遺跡の本質的価値と史跡を構成する諸要素について

はじめに、本縄文遺跡群を構成するそれぞれの遺跡がもつ本質的価値が、「縄文文化」という一つの括りとしてどのような繋がりがあるかを把握することが重要な意味を持つものである。これらの一つの柱として、遺跡群が主に噴火湾を中心とした海岸沿いおよびその周辺域に位置していることから、「地勢」をキーワードとして、当時の生業や動線などの関係を明記するとともに、学術的担保を持った新たな視点で縄文文化を評価し、新しい価値観を各遺跡から見いだし位置づけられたい。

個別の史跡においては、その本質的な価値を豊かに把握する必要と方法を身に付けるとともに、「主要な価値」と「副次的な価値」に整理するなど工夫されたい。

（３）史跡周辺の環境・景観について

史跡の本質的価値を保全し、あるいは利用者に対して理解を促進するうえで、周辺環境・景観は不可分な関係にあり、地域住民や所有者或いは関係機関が連携を図りながら良好な景観形成を図ることが望ましい。その際には史跡の内側から見た景観と、外側から史跡を見た景観という視点から、何を保存し何を優先するかを踏まえ検討を図られたい。

また、周辺環境の保全には景観法に基づく景観条例が有効であり、第一に目指すべきと考えられるが、その他法制度をも使いながら周辺環境の保全を図るよう検討されたい。

（４）保存・整備・公開・活用について

言うまでもないことであるが、史跡を保護することは、単に現状を保存すればよいのではない。国民共有の財産として活用を図ることが肝要である。すなわち現代の人々に過去の遺跡の情報をいかにインタープリテーションするかが重要である。また、「市民遺産」という観点から市民・地域住民との連携や民間団体等との協働による長期的な取り組みを見据え、将来的にいかに貴重な歴史的、文化的資産の本質的価値を顕在化させ伝えるかという視点で、保存・活用について検討されたい。

また、すでに一定の整備が実現し、利活用に供されてい

る史跡にあっても、直面する諸課題を抽出し、その課題解決の方向性を明示されたい。

(5) 史跡の管理について(災害、植生、モニタリングなど)

史跡の保全に際しては、地下水や雨水、大気汚染、動植物による影響などによる遺跡、遺構等への影響の経過観察など日常的な管理とともに、近年の異常気象等による風水害や地震、火山噴火などさまざまな自然災害についても考慮した管理を図られたい。

一方、史跡整備後における見学者による遺跡への影響や変化などを考慮した、適正な保存と活用の両立を図るよう留意されたい。

(6) 世界遺産との整合性について

史跡の保存管理計画は、いかに史跡本来の本質的価値を踏まえた保存や利活用を図るかについて示すことが原則である。一方で、世界遺産登録は、史跡としての利活用の延長線上の一形態として捉えることができるものであることから、史跡の保存管理計画と世界遺産に求められる包括的保存管理計画におけるさまざまな視点は、矛盾することなく整合性を図ることは可能であり、保存管理計画の策定にあたり留意されたい。

史跡キウス周堤墓群保存活用計画

発行日 令和2年(2020)12月18日

発行者 千歳市教育委員会
066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地

編集 千歳市教育委員会教育部主幹
(国指定史跡担当)
066-0001 千歳市長都42番1
TEL 0123 (24) 4210

印刷 千歳印刷株式会社
066-0064 千歳市錦町3-3
TEL 0123 (23) 2229